

午前 11 時 17 分 開会

議長（巴里英一君） おはようございます。ただいまから平成 10 年第 1 回  
泉南市議会臨時会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本臨時会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

次に、本臨時会開会に当たり、市長からあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長、向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 10 年第 1 回泉南市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素から本市の発展と市民生活の向上のため御尽力をいただいておりますことに対しまして敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

さて、今臨時会には、工事請負契約の締結についてなど議案 6 件と報告案件 2 件を御提案をさせていただいております。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 17 番 島原正嗣君、20 番 西浦 修君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 11 月 2 日 1 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 11 月 2 日 1 日間と決定いたしました。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託

を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めるについてを……

〔林 治君「議長、議事運営について」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 去る10月の23日に、議長の方に13名の議員が代表者会議の開催を申し出ました。また、過日開かれまして議会運営委員会の席上でもそのことを言い、議運の委員長を通じて議長にもそのことを言われましたし、きょうまた新たにそのことについての各派代表者会議を開催されるよう申し入れたところなんですが、議長はなぜこの各派代表者会議をやろうとしないんですか。議会の全体の構成の半数の者が申し入れてるわけですから、議長として当然、議会の全体の意向を酌みながら議会運営を進めるというところで、私はそのことに応ずべきだと思いますが、議長のまず議会運営上の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（巴里英一君） 議長としては、先ほど皆さんの申し入れにお答えしたとおりでございます。開く意思は毛頭持っておりませんので、御了解願います。

林君。

22番（林 治君） 私は、議会で議会の運営を正常に進めていくためにも、当然のこととしてこうした意見を酌み入れて、議長が議会の運営を図るべきだというふうに思います。

それで、さらに、御存じのように議長には既に議会運営委員会の開催日の当日、私は議長に直接申し入れたところではありますが、去る10月5日のJA問題ですね。JAの本所で組合員に対する説明会がありました。今大変な事態に至っています。

JAが今、もうこの泉南からなくなろうとしてるわけですが、このJA問題で10月5日、組合員の説明会の席上でJAの当局から、市議員で1億円以上の不良債権、約900万円のその利子さえも滞っていると、そ

ういう問題が出されて、しかも担保価値も半分以下になってると。そこでは名前は控えられましたが、しかし我々26人の議員のうちの1人が今の一連の不祥事件の中で、こうしてJAがつぶされようとしてる。私はこのことは大変な事態だと思います。

しかも、市議員がこれにかかわってるということと、それから「ネットワーク京都」という月刊誌の中で、泉南市議会議長もJA泉南から1億6,000万という話まで具体的に出されておるわけで、私はこういう点からも、市議会の名誉、各議員の名誉のためにも当然このことは明確にすべきことだというふうに思います。

議会が市民の、市長からの提案のこういった議案を議論する上で、まず議会が襟を正してやらなければならない。私はそのためにも、これはやっぱりきちっとここで議会として、どういう問題であるのか、そういう不名誉な問題について、一体その議員はだれなのか、その存在の有無を明らかにすべきときに来てると思うんですよ。今それをやらなくて、なぜそのままで議会の運営ができるか。私は直ちにこのことについて、ここで代表者会議を開いてでもその真相を明らかにすべきだと思います。そのことについて議長はどう思われてますか。

議長（巴里英一君） 本来なら議題に供すべき問題ではございませんけれども、それはすぐれて明確に個人の問題でありますから、そのことに対して云々のお答えをするわけにはまいりません。

林君。

〔松本雪美君「個人の問題と違うで」と呼ぶ〕

22番（林 治君） 議長ね、個人の問題ではない事態に至ってるんですよ。泉南の農業政策を進めていく上でも、泉南JAが今もう一部の人たちによって不良債権、151億円の貸し出しのうち94億円が不良債権で、しかも67億円が欠損金で、損失金で、そういう事態のために今泉南JAがつぶされようとしてるんですよ。そのことに市議員もかかわってる、こうなってきたら、これは一個人の問題じゃないんですよ。まだまだほかにも個人でかかわってる方がいるでしょう。理事の中にもあるということで、2人の理事と監事は辞職勧告を今突きつけられてますよ、この10月22日に。

泉南の市議会の議員の中にそんな不良債権を持ってこのJAつぶしの一

役買ってることになってるとすれば、それはゆゆしきことですよ。しかも、市議員みんな疑われてるんですよ。（「不良債権と決まってるやないか、まだ」の声あり）不良債権ということは、はっきりと組合員の総会の、組合員のこの説明会の会場で担当から言われました。組合長の許可を得て、組合長の命によって説明をしたJAの責任者から、市議員がこの不良債権を持ってるということ、1億円から2億円の間であると、そのことも明確にされました。これはやっぱりはっきりさせるべきことですよ。それなしにいきませんよ。1億円以上の人が1人。そんな、個人の問題というような問題と違いますよ。

議長は、議長自身もこの問題について疑惑を持たれてるんですから、明確にこのことをすべきですよ。なぜやらないんですか。議会の名誉にもかかわってるんですよ、これは。あなたが代表者会議でもって——私はこの本会議場でやるうと思ってなかったんですよ。せめて代表者会議の中でこのことについて明らかにする、そのことが必要ですよ。なぜやらないんですか。

私は、そのことについて既に申し入れも行ってます。私1人、議員が聞いたんじゃないんですよ。たくさんの組合員の中で言われたことなんですよ。はっきりそのことについて、議長はその疑惑についても明らかにすべきです。そうじゃないですか。議会の全員の名誉にかかっているんです。泉南市議会の名誉にかかっているんですよ、これは。泉南JA、今つぶされようとしてるんですよ。

しかも、この29日には、経営責任を問うということで昭和61年以降の全理事が集められて、その責任のあり方について今協議してますよ。何に使ったかわからん金のその責任を今持たされようとしてるんですよ。大変なことが起こってるんですよ、今まちの中では。これほど日本国じゅうに鳴り響いた泉南JAの問題はないんですよ、こんなJA問題で、ひどいやり方が。そのJA問題なんですよ。泉南JA問題なんですよ。

私は、直ちに議長が代表者会議を持って、せめてその場でもやるべきです。やらないというんならまた——やらないというようなことは絶対にあってはならない。今この開かれてる市議会で明確にすべきですよ。議長、どうですか。

議長（巴里英一君） あくまでも商法における取引であろうと思います。そ

して、例えばあなたがおっしゃるように不良債権を処理をすると、あるいは発生してるとすれば、その個々における問題の処理であるというふうに私は思います。そうしたものを云々ということは、私は議場、壇上において申し上げることはいたしません。できないというふうに考えております。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 私は、議会の議案を審議する前に、9月議会からの異常な流れについて、一切公の会議できちっとした説明がなく、今日のこの臨時議会を迎えるというのは大変問題のあるあり方だと。その間に我々は、公式な会議を持ってまず説明をしてほしいということを再三申し入れてきたわけでありましたが、きょうまで正式な説明がないまま迎えておることは、大変残念であります。

9月議会についても議案を出しておきながら、理事者が審議を待つてほしいというふうなことがあったり、これは直接には私は議長の責任だろうと思います。議事運営をする責任は議長にあるわけですから、いかなる理由があっても議長は出された議案について審議をしてほしかった。そのことをまず強く触れておきたいと思います。

そして、審議未了になった後、速やかに審議未了の議案を審議をして、市民のために早く議会としての決定をするべきだと、このことは至って市長の権限に属する大変重大な問題だと思います。

そういう中で、なぜきょうまで臨時議会が開かれなかったのか。すごく重大なのは、今回の議案提案の中でも決算というのが提案されておられません。この決算がなぜ9月議会に提案されるかに至った経緯は、やはり来年度予算にその議論の中身を反映するというので、それまで慣例として12月議会に提案されておったものを、理事者にも大変協力いただいて9月に出していただいとるんですね。そういう9月議会は至って理事者の責任でありますけれども、それを決断しなかった議長の責任だと私は思います。今回の臨時議会を速やかに開いてほしいということについて、何ら議会にも説明がなかったことは問題であると思います。

そういう中で、今も議論にありましたJA問題、このことが、当初は23日に臨時議会が開かれるということで、我々も心づもりをして待っておりました。しかし、直前になって、23日も開かれないのではないかと、

そういうことで申し入れを行いましたら、皆さん御存じの理由で開けないと、その原因は議会の側にあるけれども、責任としてはそのことを踏まえて、行政が責任を持って開かないことを決定したと。そして、そうなるまいりますと11月10日、いわゆる恒例化しております役選議会にこの審議未了の議案の審議をお願いする以外にないということを正式に我々に答えたわけですね。

その後、ほかの会派からも、役選に重要議案をぶつけるのは問題だということで、全会派から臨時議会早期開催を求める声が大勢になりまして、これは私は評価しとるわけですが、そのような議会の声にこたえて、向井市長は2日の臨時議会を開催するに至ったと思うわけですが、そのことが一切説明のないまま2日に開催をするということは、いささか問題ではないか。

そして、皆さん御存じのような理由でという、こういう言葉で語られることは、いろんな疑惑、いろんな問題、思惑をはびこらせますね。これははっきりとどこに23日に開けない原因があったのかは私は明確にして、きょうは市長のあいさつの中でもそういうことを明確にして、そしてこの2日、きょう始まった議案の審議をお願いしたいというのが筋だろうと思いますが、そういうことをきちっと公に、ちゃんとした理由で示して私は議案に入りたい、またそうすべきだと思うのですが、議長のそういう点についての、この本会議、特別でありますけれども、配慮をいただいて、ひとつそういう説明をして、我々がちゃんと議論に入れるそういう条件、環境をぜひつくっていただきたい、そのことを強くお願いをしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（巴里英一君） 議事進行でございますから、理事者側にそのことを云々と、理事者から申し出があれば答えについては指名いたしますけれども、特に求めるということは、議長としてはできかねるかと思しますので、御理解を願いたいというふうに思います。

〔小山広明君「議長、あと1回で結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 議長がやはり我々に議論をする場を与えとるわけですが、今長々と私は理由を申し上げたんですが、とてもこういう経過の中で、我々に提案された議案を審議してほしいということにはならないと思うん

ですね。議長がやはり議事運営に責任を持つのであれば、なぜ——これは至って市長が招集権を持つわけですから、市長の責任でいつでも招集できるわけですね。異常だと思うんですよ、こういう議会から、全体から開催をしてくれと言って、ようやく向井市長が決断をして2日になった、こういうあり方はね。これは一定評価しますけども、やはりなぜここに至ったのか明確にさせていただいて、人間は間違いも思い違いもいっぱいあると思います。しかし、事実はきちっと明らかにした上で、やはり今後の参考、今後の発展の糧に私はするべきだと思うんですね。

そういう点では議長、今理事者から申し出があればということですが、議会運営をする責任上から、今の経過を踏まえた中でやはりこの説明は私は必要だと、そういうふうに議長は判断すべきだと僕は思うんですね。議長の責任としてですよ。ここに議案を審議する環境をきちっとつくるためにも、理事者にそういうことをぜひ求めていただきたい、そのように思いますが、再度要求をしますが、どうですか。

議長（巴里英一君） あえてということでありますけども、理事者、いかがですか。本来こういう形ではございませんけれども……。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 小山議員の御質問でございますけれども、この点につきましては、先日開かれました議運の中でも若干申し上げました。9月議会がああいう形で流れたと申しますか、そこには我々の対応のまずさもあったかということで、一定反省をさせていただいておるところでございます。

ただ、それ以降理事者として当然のことながら、審議をいただけなかった部分について早急に御審議をお願いをしたいということで、いろいろと非公式にと申しますか、各会派、各議員の皆様方に御相談を申し上げて、先ほど来お話の出ております23日ごろ、いろいろ日程の都合もございましたけれども、23日ごろでいかがかということでいろいろ打診をさせていただきました。その中で大変1つ1つ、これが原因でということは難しゅうございますけれども、いろんな要因がある中で開催をすべきだという御意見もあり、また適当ではないのではないかという御意見も、いろいろ聞いたのは事実でございます。

その中で、私どもといたしまして一定市長とも相談しながら整理をいたしましたのは、今回議案を提案いたしております10-2工区の問題、あ

るいは固定資産評価委員の人選の問題等もございまして、11月10日までを待たずにできるだけ早くということで11月2日と、これも議会側とも日程を調整し、なったわけでございます。

したがいまして、当初非公式にそういう要請をしておいたのは、23日開催という形で要請しておいたのは事実でございますけれども、種々の御意見を承る中で、最終的には理事者として23日開催は困難と。しかしながら、一日も早くということできょうを迎えておるわけございまして、あくまで我々とすれば9月議会で流れた以降、一日も早く議案を御審議賜りたいということで努力をしまいたつもりでございますので、その辺については御理解をお願いをしたいというふうに存じます。

〔林 治君「議長、議事運営で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 途中になったのであれですが、議長ね、こうして10月5日の、JAの組合員です。一般組合員です。一般組合員のたくさんおられる席上で、市会議員が不良債権を、しかも金額も含めてそういう形で出されたんですよ。しかも、7月の23日の理事会では氏名も公表されて、利子を半分にまけよと、まけたらあと支払うというようなことまで――まさかそんなことは何ぼ何でもこれはできることじゃありませんから、問いただしたところ、組合長もその場で、私は反対しましたというふうに言うておられましたよ。

こういったことを、こういう事態になってる問題をそのまま、26人の議員が疑われたままでほっとけないですよ。明確にすべきですよ。なぜこのことについて議長は明確にしようとしませんか。

しかも、議長に対しては直接、それなりの疑問が持たれてるじゃないですか。疑惑が持たれてるじゃないですか。あなたはそこへ議長として座る限り、そんなことではぐあい悪いんですよ。はっきりとすべきなんですよ。なぜですか。なぜそれをやろうとしないんですか。そんなもん、私ら同じように、こんな破廉恥な事件に、その一員と同じように巻き込まれるのは困りますよ。大変な事件ですよ。

今あそこにずっと見えてます泉南JA、名前がつぶされてしまうんですよ、しかも大きな負債を抱えて。今その負債の責任も問われてきてるんですよ。組合員として、私も組合員の委任を受けて行ったわけですが、その

責任も問われかねないんですよ、これはこのままで置いておくと、組合員一人一人も。大変な事態なんですよ。151億円の貸し出しで94億円の不良債権ですよ。もう既に67億円の欠損金出てるんですよ。その一翼を——一翼と言うとおかしいけども、一端を泉南の市議員が犯してるというんですか、この不良債権を持ってJAつぶしに一役買ってるようなことでは、これはほんとに許されへんですよ。

1億円以上市議員が借りてるというのは、調べてみたらこれはあったんですよ、1つここに。あったんですよ、これ。この登記簿謄本に載ってるんですよ、しかも、これが。

〔和気 豊君「裏づけも十分やないか」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 不規則発言、慎んでください。

22番（林 治君） はっきりしなさいよ、議長、これ。あなた議長としてやっていくならはっきりとしなさい、これを。出してもよろしいよ。どないするんですか、これ。みんなにあれですか、JAをつぶしてる一端の責任を負わせるんですか。

泉南の市議員、1億円以上の負債——大体1億6,000万ですけどね、金額は。しかも、平成8年の8月に金を借りて、わずか数回しか返さずに、もう2年近く、元金はおろか利子も払うてないんですよ。個人の問題と違いますよ、これは。大きな社会問題になってるんですよ、新聞紙上でも明らかかなように。連日新聞紙上でこの間、9月8日——去年の3月18日からですけども、ずうっと新聞紙上でも明らかになって、しかも具体的なことがどんどん書かれてるんですよ。

この間の総務常任委員会でも、市長の方が不正は許さないという立場で、不正事件に融資してる金に市民の税金を使われたらいかんからといって引き揚げるといって引き揚げたんです、1億4,000万。JAえらいことですよ。市議員が金借りて、返さんとつぶす役割をして、市長は市長でそこからお金を引き揚げると。不正事件だと、不正事件に金を融資するのはいかんと言って市長の方は引き揚げてるんですよ。泉南市も大いにかかわりありますよ、これ。その金を市議員が借りて返さんとほうってる。そんなもん社会的に許されることじゃないですよ。一体どうするんですか。これ議員みんなに問われてることですよ。（和気 豊君「議会の長としての責任はどうなんや」と呼ぶ）。答えてくださいよ。答えてください。

議長（巴里英一君） あなたのおっしゃってることは、一般的に考えて組合法における、あるいは金融法における貸借ということでもあります。そのことが直ちに不良債権化云々ということとは、すべてには合致しない面もあるんじゃないかというふうに思いますし、その処理は本人がすぐれてなすべきことであるというふうに私は思います。

林君。

22番（林 治君） 今、本人がすぐれてとかね、議長、そんな話じゃないですよ。すぐれてやってないからこれ今起こってるんじゃないですか。まともにしてないから、しかも市議員が人に金借りてまともに返してないから社会問題になってるんですよ。しかも、その借りられた相手がつぶれてきてるんですよ、今。全国にこれが鳴り響いてるんですよ、テレビや新聞で。商法上の単なる問題じゃないですよ。

しかも、さっき言うたでしょう。市長が総務常任委員会の席上ではっきり言うたんですよ。この不正融資事件に市民の税金が使われたら困ると言うたんです。だから泉南市は金を引き揚げたんですよ、1億4,000万預けてたのを。これ、どう思うんですか。不正融資だから市が引き揚げてるんですよ。

その不正融資をやってる議員がおって、そのままで、すぐれて本人の問題だとか、いや商法上の問題だとか、これだけテレビや新聞でも社会的に大問題になってるときにですよ、そんなことは議長、通りませんよ。議会の中で明確にすべきですよ、これは。市議員みんなが疑われてるんやから、これは。私は許されへん。そんな論法では解決できませんよ。はっきりとこのことについて、議長はこの問題を明らかにすべきです。はっきり言うように議長自身が疑われてるじゃないですか、この問題については。そうでしょう。答えなさい。

〔和気 豊君「この場でやりとりするか、代表者会議を開くか、どっちや」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気君、発言慎んでください。

不正融資という問題と返済の問題とは別でございます。不正というのはそのことを法に基づいて、あるいは組合法あるいは金融法に基づいて行って、それに対して合致しないのを不正と言います。しかし、それに基づいてきちっと行われているのは不正と言いません。不良債権化するかしない

かは、最終的にはその金融機関の判断であります。そういうことあります。それで……

〔林 治君「議長」と呼ぶ〕

〔嶋本五男君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

〔林 治君「議長、先に私が議長と言うてる」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） ただいま林議員の方からは、議事運営ということでございますので、今もう内容に入ってしまったと思うんですね。だから、そのやりとりをやりますと、議長が余り何遍も許可するとちょっとおかしくなりますんで、議事運営であればどのような運営をするかということは議長の判断でございますので、その点どういうふうな議事運営をしていくかということでおさめていただかなかつたら、もう今内容に入って、何や」Aがどうのこうのとか個人がどうのこうのとか、そういうものは議事運営に何ら関係ありませんのでね。議事運営なればこういう方法で議事運営をしてくれと、それについて議長が判断をすると、これが議会だと思えますので、その点議長の方でよろしく判断のほどお願いします。

議長（巴里英一君） ただいま申し入れがありました、そういった意味では、私は日程を継続して進行したいというふうに思っております。議長のこのことに林議員が異議があるということであれば、それなりの申し出をしていただきたいと思います。

〔林 治君「異議があるから申し出です。議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 議長ね、先ほど言いました10月5日のこの説明会の席上で、不良債権だということは明確に言いました、この問題については。当局が言ってます。それについてのテープもみんなあります。だからね……（「何を言うの。一体どうするんよ」の声あり）何をするか——だからこの問題について疑われたままでほっとけませんよ、議員としては。明確にすべきじゃないですか。そうでしょう。そのことをすることが議会の運営上大事なことだと。そうじゃないですか。これをほっといて何で議長が議会運営できますねん、そこへ座って。やっぱり代表者会議なり行って、この問題についての事実の解明を明確にすると。

本会議場でやってると大変だから、そういう場を私はむしろつくるべき

だということを言うてるんですよ。そんな商法上云々とかいうことも全部含めて、当局が不良債権だということをはっきり言ってるわけですから、それはあなたの判断じゃなしに「A当局の判断として言うてることですから、そのことも確認する方法はあります。やらんといかんですよ。やるべきですよ。どうですか、皆さん、このままでほっとけますか、議員みんな26人疑われたままで。どうしとくんですか、これ。こんなもんははっきりすべきですよ。何でこのままでですね……。

〔和気 豊君「ルールどおりやる」と呼ぶ〕

〔松本雪美君「きちっとやるべきや」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 不規則発言はやめてください。

22番（林 治君） いや、議会運営の、議員の名誉と議会の品位にかかわることですよ、これは。これは地方自治法にも明確に載ってるんですよ。地方自治法にも、議会の権威と名誉にかけて、またその品位を保つために、これは明確にすべきことですよ。議長としてそのことを明確にするのは当然の仕事ですよ。お答えいただきたい。

議長（巴里英一君） あなたは先ほど矛盾したことをおっしゃいましたけども、議員全員26名という言い方と、私の議長という言い方と2つありますけれども、私に対しての申し入れでありますから、理解として私は、今おっしゃってることはね。よろしいですか。

〔林 治君「よろしいですか。議長が指名してくれんと僕物言われへん」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 議長ね、議長に疑惑を持たれてるということが1つ。しかし、このままでは市議会議員の中のだれか、今まだ明確になってないわけですから、議会全体にかかわる問題になってると、こう言うてるんですよ。だから議長として、議会の運営を進めるならそのことを明確にすべきだと、そう言うてるんですよ。はっきりしてますよ。ひとつも矛盾してないです。

議長（巴里英一君） 何度も申し上げますけれども、あくまでも金融機関における商取引行為であります。そのことは、本人とその金融機関との関係において処理すべき問題と、私はそのように思っております。

〔林 治君「それはおかしい」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） それでなければ議事運営ができ得ないということなのかどうかは、ちょっと私にはわかりません。私は日程どおり議事を進行したい、このように考えております。

〔林 治君「これね、議長、議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） もう再々にわたっておりますから。

〔林 治君「再々にわたろうとね、議会の名誉にかかわることですよ」と呼ぶ〕

〔松本雪美君「そうや」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 再々にわたっておりますから……。

〔林 治君「そんなもん、議会の議員がね」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 議事を進行したいと思います。

〔林 治君「議長、議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 次に、日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて……。

〔林 治君「議長、何をしてるんや、それは。議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） あなた、指名してませんよ。

〔林 治君「だから、今議長と言ってるんですよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） だから、指名してませんよ。

〔林 治君「指名せなあかん」と呼ぶ〕

〔和気 豊君「議事運営やし」と呼ぶ〕

〔嶋本五男君「議事運営て何も言うてへん。ただ、議長、議長と言うてるだけや」と呼ぶ〕

〔林 治君「そしたら議事運営について」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） あくまでも本会議というものは、御承知のとおりであります。

〔林 治君「議事運営について」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 再々、議事運営でありますから、議長としては考えざるを得ないというふうに思います。

〔林 治君「それはおかしい。議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） それでは、最後にします、林君。

22番（林 治君） 最後であるとかないとかね、これは泉南の議会の名誉にかかわることですよ。そのことを明確にしないでなぜ議案に入れるん

ですか。議長自身にも疑惑を持たれてると明確に言うてるんですよ。そろそろじゃないですか。議員の資格にかかわることですよ、実際問題として。商法の問題じゃないですよ。社会的問題ですよ、今は。テレビや新聞でも報道された。しかも、組合員の総会で、組合員の皆さんの前で、市会議員で不良債権を持って、このJAのつぶされていくこういう事態を招いた一因になってるということも明らかにされたんですよ。議員はだれやと、みんながそのことについて求めたんですよ。26人の議員がそのまま疑われてるんですよ。まずそのことを明確にすることが、議会の民主的な運営の第一歩ですよ。そのことをはっきりすべきですよ。そうじゃないですか。どうなんですか。

議長（巴里英一君） それでいいですか。

22番（林 治君） それでいいですかではないです。大体どうするんですかと聞いてるんですよ。はっきりと、それは最後とか——大体この問題を明らかにせずに議長が単なる議会運営を進めるといふ、それはおかしいですよ。ここまではっきり言うてるんですから。

議長（巴里英一君） 着席願います。

〔松本雪美君「ちゃんと答えな收拾せん」と呼ぶ〕

〔林 治君「26人の議員が皆疑われてるんや。このままほっとかれへん」と呼ぶ〕

〔真砂 満君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 先ほど来から議事運営に対しまして、林議員の方から再々同じような内容で発言をされておりますけれども、さきに議長の方が議事運営に対する見解は既に述べられたというふうに考えます。

先ほど来嶋本議員の方からも発言があったように、本来の議事運営については、その中身云々をとうとうと述べるのではなくて、議事の運営のあり方について端的に述べればよいというふうに私自身は考えております。

そういったこともありまして、さきの9月議会で、いろいろありましたけれども、不幸にも議案が流れております。市民の生活についても密接した議案も中に含まれておりますので、できましたら——できるならということではなくて、当然のように予定されております議案の方について審議をされることを強く要請をしたいというふうに思います。

〔「異議なし」の声あり〕

〔和気 豊君「議事運営」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 本会議でかかる論議にならないように、議運でも議運の皆さんが意見をお出しになって、それをまとめた形で議運の委員長は議長に、事前に前さばきのための会議としての各派代表者会議が必要ではないか、こういうことで申し入れしているわけですね。そういうことで、ここに至った経過、こういうものを踏まえるならば、当然こういう論議になってしかるべきであろうと、こういうふうに思うんです。それがやられておればここで中身にまで立ち入るような論議にはならなかった、こういうふうに思います。そういうことで、多少のいわゆる中身に立ち至った議会運営に対する提案、その必要性、これはあってしかるべきだと、こういうふうに思います。

そういうことで、中身に立ち至っても、今回の場合は、泉南市議会全体の名誉と尊厳を守っていくという非常に重要な問題ですから、当然論議は保障されるべきだ、議事運営にかかわって多少の中身に入っただけの提案は、意見は保障されるべきだと、私はこういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 前段については申し上げたとおりであります。後段については、議事運営というものは、あなたのおっしゃるとおり議事を進めるということが前提でありますので、議事を進行したいというふうに思います。

〔林 治君「議長、私は議事運営でずっと手を挙げているんですよ。議長と言えば議事運営なんです。議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。

〔林 治君「議長」と呼ぶ〕

〔「なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） なければ1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時5分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び泉南市被用者保険の被保険者

等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

〔林 治君「議長、議事運営について」と呼ぶ〕

〔松本雪美君「議長、12時前の続きやで」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) あなたについては先ほどからもお聞きいたしております。

〔松本雪美君「終わってないですよ、まだ。続きやで」と呼ぶ〕

〔林 治君「議長が勝手に打ち切ったんですよ」と呼ぶ〕

〔嶋本五男君「議事進行」と呼ぶ〕

〔林 治君「議事運営について。当てたらいいじゃないですか。議会の中で」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) 議事運営はずっとやっていますから、議事運営はこれ以上ありませんから。

〔林 治君「議会の中で議会の運営については大事な問題じゃないですか。なぜ当てられないんですか」と呼ぶ〕

〔嶋本五男君「この場の整理は議長の責任や」と呼ぶ〕

〔松本雪美君「みんなのものやで。議員全部のものやで。議会は」と呼ぶ〕

〔林 治君「そんなん言うてる間に私は済むじゃないですか」と呼ぶ〕

〔松本雪美君「議長1人のものじゃないで」と呼ぶ〕

議長(巴里英一君) それでは、最後にいたします。林君。

22番(林 治君) 議長ね、午前中議長が——私1人だけじゃないです。ほかの方もいろいろと意見を言われました。それで議長は、午前中は商法の問題だとかあれこれ言われました。まさにあなたが直接かかわって、そのことについて言われてるんだと私は思いますが、私に取り寄せた登記簿謄本によると、日高郡の由良町の大字吹井字重山、ここの791の12番、これらを見ますと、平成8年の8月の23日付であなたがJA泉南から1億6,000万、5%の金利で借りてるでしょう。

今1億円の貸付で、不良債権の起こってる、しかも市会議員といたら1人しかないんですよ。あなたはこのことを認めますか。まず、そのことについてははっきり言ってください。でないと、このことを認めてははっきり

としないと、26人のうち他の議員がみんな疑われてることになってるんですよ。あなたはそのことについてどうなんですか。商法上の問題というのであれば、まさに商法というのは、まともな商いができるための商法ですよ。それができてなくて不良債権になってるわけですから、それが今不良債権として積み重なって、今泉南JAがつぶされようとしてるんですよ。

問題は、市会議員としてのモラルの問題なんです。議会として、議会の品位の問題なんです。また、議会の権威の問題なんです。議長は公職にある者、公職にある者は議員としてやっぱりモラルを大事にせないけません。

そのことについて、ここに、あなた自身がこういう登記簿謄本の中ではっきりと示されてるわけですから、しかもJA当局は1億円以上の不良債権について、名前は言えないがということではありますが、そのことを明確に言うてる。どうなんですか、議長、そのことを答えてください。

あなたが商法云々言う限り、それはあなたが自分自身のこととして先ほどからお答えだったと思いますよ。どうなんですか。議長としてこういうものをつくり出して、泉南JAの今の、いわゆるもう消え去ろうというかつぶされてしまう、この一端を担いでいたら大変ですよ。お金を返してなかったら大変ですよ。組合員の1人としても、これはぜひとも組合員の皆さんが言うてくれと、はっきりしてくれと、そんなことでほっといたらおかしいやないかと、みんな言うてるんですよ。どうなんですか。

あなたは答える責任がある。そこに議長として座ってる以上、絶対責任ありますよ。そのことを答えずして、あなたはそのままでは済まないし、責任も全うできない。私は泉南の市議会が、そういうことでは全く不名誉なことであり、情けないことだと思いますよ。

何ならこの登記簿謄本お見せしましょうか。載ってるんですよ、ここに。JA自身が、市会議員で1億円以上の不良債権を持ってるとははっきり言うてるんです。1億円以上は大口で、返してないんです。それが問題なんです。返してたら問題起こりませんし、JAもつぶれてませんよ。（「つぶれてない」の声あり）もうつぶれようとしてるんですよ。（「担保取ってるのと違うの」「つぶれてるのと、つぶれようとしてるのと違う」の声あり）いやいや、だから今そのことについて、去る5月の22日の組合の総会で、もう吸収合併、泉南JAは消えるということをはっきりと、あの速

捕された野田組合長が言いました。

この11月、12月ごろに合併のための総会を持つということも言われて  
いますし、この10月の29日には経営責任の問題についての協議も昭  
和61年以降の理事によって行われて、みんなその責任を持たされると。  
その金額はわかりませんよ。数億円に上る直接の責任も持たざるを得ない  
と、そういうことも具体的に理事会の席上で言われてるんですよ。昭和6  
1年以降の全理事に言われてるんです。

平成8年の8月23日に貸し出したやつが返ってないためにそのことが  
起こってるんです。どうするんですか。社会的責任がありますよ。あくま  
でそれを無視してこのまま進めようというのは、やっぱり議長としてそれ  
はあるまじきことですよ。泉南の市議会の名誉にかかわります。

3通ありますよ。一体どうするんですか。私、山も見てきました。がけ  
っぷちの山です。聞くところによると、住宅開発だということですね。由  
良町には住宅開発の申請出てませんよ。どうするんですか。

議長（巴里英一君） それでいいですか。

22番（林 治君） それでいいですかじゃないですよ。

議長（巴里英一君） 質問はそれでいいんですか。

22番（林 治君） はっきり答えてくださいよ。あなたの答弁次第で私  
質問したい。

議長（巴里英一君） 午前にも、休憩前にお答えしたとおりであります。」  
A内部においてそのことが不良債権化するということであれば、本人と話  
し合うであろうということでもあります。しかし、そのことがそこに至るか  
どうかの判断はまだなされておられませんし、恐らく本人も、それぞれの関  
係者の皆さん方もそのことで努力されてるといふふうに思っておりますか  
ら、そういったものに対してそれ以上コメントを、私は答えについては控  
えさせていただきます。

〔林 治君「議長」と呼ぶ〕

〔松本雪美君「きっちり答えなさい」と呼ぶ〕

〔嶋本五男君「議事運営で答弁というのは」と呼ぶ〕

〔林 治君「そんなことと違う。社会的にこれだけ新聞やテレビ  
でも報道されて大変じゃないですか。議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 同じことの繰り返しになります。

〔林 治君「同じことの繰り返しじゃないですよ。議長」と呼ぶ〕

〔真砂 満君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 朝も言いましたように、今繰り返し林さんの方からも同じことが述べられております。やはり整理をしていかなければいけないというふうに思うんですよ。私は当然、さきにも言いましたように、市民生活と密着した工事案件等も含めていろいろあります。それで、9月から今日まで一定の期間も経過をしておりますので、早く議案審議をして一定の議会としての結論を出して、市民の人に返していかないといけない義務があるというふうに思うんです。

林さんの方は、自分の意見が通らないから繰り返しされてるんだらうというふうには思いますけれども、そういうことであれば私は、もう議案をやってくれということを考えてますし、していただきたいわけなんで、林さんが手を挙げれば私も手を挙げると、そういった形の繰り返しになると思うんで、その辺は議長として、もう答えは出てると思いますけれども、そういった答えの中で議事を進めていただきたい。そのことを再度強く申し入れをいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は再度、整理の場としての各派代表者会議を要求したい、こういうふうに思います。

それと、議長が言われた商法における公正な取引だと、これは返済がスムーズにいったって初めて言えることであって、明らかに7月23日の理事会、あるいは10月5日の説明会、この両席上では、10月5日にはいわゆる匿名ではありましたが、いわゆる不良債権という明確な位置づけで処理をしなければならない。不良債権という明確な位置づけがされれば、当然そのことによってJA泉南市の今後の帰趨が悪い方向に傾斜していく、こういうことは明らかであります。そういう点では問題は極めて重要ですし、今林議員から質問を受けているわけですし、我々26人全員にかかわる問題ですから、それに対しては単に商法上における取引と、こういうことでは答弁になっていない。明確に答弁をしていただきたい。あ

わせて、議事進行に絡んで私の方から要請したい。

議長（巴里英一君） 議長は本来そういう問題を答弁すべき立場ではございません。議長の議事運営に皆さんが、あなたが御異論があるなら、それなりの処理をしていただければ結構でございます。議長は、先ほど議事進行でありましたように、議案について審議をお願いしたいと、これは再々申し上げてるわけでございまして、その点だけお含みおき願いたい。

〔和気 豊君「議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は、議事を進めることについてはやぶさかではない。ただし前提があります。過般からの各派代表者会議への過半数に至る議員の申し入れ、議運の意思、こういうものに基づいて、諮問機関があるわけですから、議長も諮問機関に今回の議事についてゆだねられたわけですから、その結論を体して議長がお進めになる、そういうことになればこの議会というのはスムーズに運営されるわけですから、そのための議運であり、あるいは各派代表者会議の申し入れであったわけですから、そういう前さばきといいますか事前調整をあなたが十分やられなくて今回の会議を持たれた。これは、過去の泉南市の議会の議会を持つ前のあり方からいってもおかしいですよ。

だから、長年培ってきた議会、理事者、そしてその上に立った議長、みんなが既に確認済みのルールというのが明確にあるわけですから、それに沿って議事を進められればスムーズにいくわけですから、私はさらに議長のあなたに、議運の意思である各派代表者会議を開くように要請をいたします。お答えいただきたい。

議長（巴里英一君） それは、午前中お答えしたとおりであります。

〔和気 豊君「答えになってない」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ですから、私の議事運営が至らないということであれば、それなりの皆さん方の意思判断をいただければ結構かと思えます。

〔「議案続行」の声あり〕

〔和気 豊君「議事運営」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） それでは、先ほど提案いたしました報告書を朗読いただきます。

〔和気 豊君「議事運営も抹殺するんか」と呼ぶ〕

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第1号、泉南市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の1ページでございます。専決理由といたしましては、現在母子家庭医療受給者のお持ちの医療証は、平成10年10月末日までの有効期限となっており、医療証の更新手続は、その有効期限内に行う必要がありますので、事前に更新対象者を決定し、通知しなければならないため、専決処分としたものでございます。

改正内容は、母子家庭医療費助成制度は、児童扶養手当を受給している者を対象として医療費の助成を行っておりますが、児童扶養手当施行令の改正によりまして、平成10年8月1日から児童扶養手当の所得制限額が引き下げられましたので、この改正により児童扶養手当の受給ができなくなった者に対する経過措置として、大阪府は改正前の医療費助成の受給者については、平成11年10月31日までの間、改正前の所得制限を適用するよう制度を設けられたものであります。これに伴いまして、本市の母子家庭医療受給者につきましても同様の経過措置を設けるため、本条例を制定したものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

2番（小山広明君） 今、遠藤助役が読み上げられました179条の第1項の規定によるということで、専決処分をしたという御説明でありましたが、もう少し具体的に、この条項のどこに基づいて、具体的にはどういう理由で専決されたのか。

この議案書によりまして10月末までということですから、そういうこ

とからいって、10月末までに議会を開く時間は十分あったと私は理解するんですが、その辺を詳しく御説明いただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） ただいまの小山議員の御質問にお答えします。

この母子家庭の医療費の助成に関する条例及び被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部の改正でございますけれども、これは実はことし、先ほど提案理由の中でも助役が申しましたように、児童扶養手当法が改正されております。この母子家庭医療費の助成の対象者は、この児童扶養手当が支給されている母子家庭に対して、この医療費の助成がなされるという改正でございます。そして、ことしの法改正の中で、実はその所得制限が強化されております。そして、それがことしの8月1日から実際にその所得制限が強化されております。

しかし、この母子家庭の医療費の助成につきましては、今回大阪府の方で、本来でしたら8月1日に児童扶養手当の所得制限が強化されておりますので、その時点でその所得制限が引き下げられた方々が対象になるわけですけれども、そうじゃなしに従来から、所得制限が適用される以前の方々についても、経過措置としまして来年の10月まで母子家庭の医療の助成の対象にしましょうという経過措置がありますので、この分について、我々としまして来年の10月まで医療費の助成を行うという形で進めてきたわけでございます。

ただ、これを専決した理由といいますのは、あくまでもこれは医療証が更新されるのが10月末ということになっております。それで、もしこの時点で医療証が改正されなければ、このの方々については適用されないという不利益を生じますので、我々としましては要するに専決措置をさせていただいたと、こういうことでございます。ですから、あくまでも現在というんですか、8月以前まで所得制限で適用されたの方々、このの方々を今回救うということのために専決処分をしたということでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

〔小山広明君「いや、だから聞いたことは、中身を答えていただいたのはそれでよかったんですけど、質問しとることに答えて

ないの」と呼ぶ]

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 179条1項の規定によりということ、具体的な内容を示せという御質問だというふうに思っております。

御承知のとおり町の専決処分につきましては、179条に、一定の場合、すなわち「普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。」という規定がございます。この間につきましては、先ほど小山議員の御質問にもお答えをいたしました、なるべく早くということをお願いをしておりますが、最終的には理事者の判断において今日の議会となったわけでございます。

そういう意味でいいますと、普通地方公共団体の長において、議会を招集するいとまがないと認めるときというふうに当たろうかというふうに考えておりますし、また、これについては長の裁量によって決定されるべきものというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 内容については一応それで結構かと思うんですが、今助役から示された地方自治法によって専決ができることは、厳しく制限された中でこういう措置が法律化されとると思うんですが、どうもさっきの議論の中でお話をいたしましたけども、やはり議会の側の都合によって、最終判断は行政が行ったということなんですが、そういうことが議会全体に十分議論されないまま、審議未了の、大事な議案を審議せずこういう専決という、議会の議論を経ずに1つの行政執行をされるというのは、私は問題があると思うんですね。そのためにはやはり認める場合となつとるわけですから、もっと早く開いてもよかったと思うんですが、いろんな事情があつてというのではなしに、重大なことですので、やはりどういう理由で23日に開けなかったのか、また23日以前に開く努力をしなかったのか。

そして、ある意味で追い込まれる形できょうの開会になるわけなんですけども、向井市政のもとではもう少し理由をきちっと明確にして、議会の

協力を得ながら早く開くということ、名実ともに結果的にもそうなるように私はすべきだと思うんですね。そういう点では市長の政治判断があったと思うんですが、市長からもう少し、漠然とした諸般の事情ということじゃなしに、どういう理由で開けなかったのか、そのことに問題があれば、今後の泉南市の行政と議会の運営のあり方に役立てていけるわけですから、私は市長の議会招集権というのは公性を失っておったのじゃないか。もっと公にその権限を行使をして、速やかに議論をして、早く市民の皆さんに議案の中身を議会を通して知らしていくということが一番大事な問題でありますから、市長、もう少し明らかになってない諸般の事情とか、皆さん御存じの内容でというようなことじゃなしに、きちっとこの場で御報告をいただいて、そのことが我々判断できるような材料をぜひ示していただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 9月議会につきましては、残念ながら非常に多くの議案未了という形で残りまして、我々の方もできるだけ早く臨時議会を招集をしたいというふうに考えておりましたけれども、いろんな日程の問題、それからこの部分だけをもって先に開くということではなくて、やはり残った議案すべてにおいて上程できる体制を組まなければいけないということもございましたし、また10月中に新たな工事案件もございましたから、それらをすべて含めて準備をしたいという気持ちでおったわけでございます。

その中で、日程調整の中で一応23日ごろという、我々の都合あるいは議会の予定のない日ということもありまして、1つの考え方としていろいろ調整をさせていただいたわけでございますけれども、その過程で1つは、先ほど助役が申し上げましたように、議会それぞれの考えが若干違う分もございましたし、それから我々行政の方でも1つの工事案件、これが19日入札というふうなこともございまして、臨時議会を開くということについて、やはり臨時議会の追加というのはいかがかということもございました。23ということであれば16告示ということになるんですけれども、それが1つあったというのが1点でございます。

それから、残念ながら9月で御承認をいただけなかった固定資産評価審査委員会委員の選任につきましても、その後精力的に進めておりましたけ

れども、最終的に本人了解も含めていただいたというのが23日ということもございまして、それらも準備するに若干の日を要したということがございまして、残念ながら23というのはちょっと物理的に困難になったわけでございます。その後調整もし、また各会派からも申し入れもいただきまして、今日に至ったということでございます。

我々としてもできるだけ早く対応したいという気持ちのもとで、調整あるいは動きをしておりましたけども、皆様方から御指摘ありましたように、その23というラインが物理的に非常に困難になったということで今日に至りましたので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思っております。

なお、御指摘がありましたように、やはりできるだけ専決を避けるということはおっしゃるとおりでございますから、この9月議会の反省も含めて、私どもの方で今後十分これらの問題についての対応については対応をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 質問回数があるからもう終わろうかなと思うんですが、市長の答弁に私はやっぱり本当のものを感しないんですよ。というのは、どんどん臨時議会の日程がおくれれば、それに間に合わず議案を入れていくのは、そらわかりますよ。しかし、大事なものは、9月議会に審議して議会の結論をもらわないとだめだというぎりぎりのところを出してきた議案でしょう。その議案が、次から次へと議案を出す状況が起こってくるものを、あたかもそれを入れるということでおくらすというようなことがあってはならないでしょう、もちろん。年4回の定例会議があるわけですから。まず大事なものは、9月議会で審議未了になったものについては、速やかに臨時議会を開くというようなことで、議会とオープンな相談をして決めるべき内容じゃないですか。

16日の件にしても固定資産のそれにしても、議会で否決されたわけですからね、それはすぐに臨時議会までに間に合わずということは、普通は無理ですよ。次の定例会議に出すというのが当たり前じゃないですか。それが無理だったらいろんなことが考えられるとしても、大事なものは審議未了になった議案の審議でしょう。これは急ぐから出してきたわけじゃないですか。それを後で、何か16日の工事入札議案とか固定資産の委員の

問題を持ってきて、きょう開くに至った理由を正当化して説明するのは、私はここに本当の答弁に思えませんですね。だからそういう点で、市長の答弁は正直でないというふうに私は受け取りましたよ、今の場合は。

だから、やはり23日に明確になぜ開けないのかと言ったときに、皆さん御存じの理由でと。それは議会の方に開けない原因があるけども、最終判断はもちろん行政がやったけども、その原因たるところは議会の側にあるんだと、こういうことを明確に言ったし、それは事実だと思いますよ。そしたら、そういうことをやはりもう少し議会に臨時議会の問題についてはオープンに相談をしていただいて……

〔北出寧啓君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 発言中ですので。

2番（小山広明君） （続）そして、議会も審議未了に至った責任があるわけですから、どういう議会日程があるのか、その日程は動かせないのか、そんなこともやっぱりオープンにしながらやらないと、一部の理由によって市長が公の権利である議会招集権を行使しなかったということは重大な問題ですよ。市長の今の答弁は、私は納得できない。本当でないと思います、その理由づけはね。

だから一番肝心の、やっぱり正直に議会にも理由を示して——我々も何も間違っただけのことをどうやこうや言うんじゃないですよ。そういう事実を踏まえないと、次の発展というんか、次の道は見えないわけですから、市長のそういう姿勢は私は大変残念です。これは、議運でもそのようなことを議論しまして、市長から答弁がありましたから、私の意見を言っただけですけども、その意見にきょう本会議で聞いても変わらない。事實は、きょう2日に臨時議会を開くという整合性、理由は全く納得できない、私はそのように思います。

そして、今後は、やっぱりこういう審議未了になったときには、オープンに議会にだれにもわかる形で文書でお願いをして、26人の議員が全部その問題について議論にかかわれるようなことを行政としてもやっていただきたい。また、我々議会の問題は、議長と私たちの問題はありますけども、行政としてもやはりちゃんと26人の議員がこのことで議論ができるようなことで、市民のための議会、行政の役割を果たしていくべきだと思うんですね。そういう点では今回のなかなかオープンにされない、なかなか

か開会されないというこのいらいらした時間は、市民に対してもやっぱり大変不信感を持ち、一体議会や市は何をやっとるんだと、そういうことの声に尽きると思いますよ。

意見だけ言うときます。

議長（巴里英一君） 北出君、議事進行ですか。

21番（北出寧啓君） はい。今の小山議員の発言に関しましては、議会運営委員会で論議され、了承された事項でございますし、小山議員自体がオブザーバーで参加されて、発言も私、認めておりますので、議事運営に関することを本会議でこのように論議することは問題があると思いますので、その辺、議長の判断よろしくお願いいたします。

〔小山広明君「議長、ちょっと。事実と違うことを言ってもらったら困るので」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 私の発言に対してああいう意見を言うというのは、意見ですからいいとしても、じゃ議運の中で、23日になぜ開かれなかったのか、いろんな問題が提起されました。そこで結論が出ないと議案説明を受けないという雰囲気でもありました。そのときに私は、その問題を解決する場を委員会としてやはり議長に申し入れていただきたいということで、待ったわけですね。しかし、その議会運営委員会の総意の意見を議長は無視をして、そのような4つの問題、中心的には23日になぜ開かれなかったのかという問題について議論する場が我々は保障されなかった、そういうことなんです。だから何もそのときに了解しとるという問題では全然違うんでね、そういう意見を言うのは結構ですけども、こういう場で議事進行の形で言うのは、私は不見識だと思いますね。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———松本君。

6番（松本雪美君） 母子家庭の医療費の問題ですから、特に私は女性の立場からも、いつも子供を育ててる、苦勞しておられる、そういうお母さんたちの声を代弁したいと思います。

この制度によって、どのくらいの母子家庭の方が影響を受けるのか。そして、その影響の件数や額、それからまた、この制度は国の法改正、所得制限の額が改正されたからということでしたけれども、この制度そのものは大阪府の事業としてやられてたものだと私は理解してるんですが、その

点聞かしていただきたいんです。大阪府の制度、国の制度、どちらか聞かしてもらった上で、市の財源の負担せないかん部分とか、その他のところから出していただける額、全体額の割合ですね。そういうものもちょっと聞かしていただけたらなと思うんです。それだけとりあえずお答えください。

議長（巴里英一君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） 松本議員の質問についてお答えします。

まず、制度について、府の制度か国の制度かということなんですが、児童扶養手当につきましては国の制度でございます。それから、母子家庭医療につきましては府の制度でございます。

それから、どのような影響、何人ぐらいの影響があるんかということですが、8月1日の児童扶養手当の所得額改正によりまして、現母子家庭を受けてる方で、25件の方がまず児童扶養手当の支給停止になります。そのうち21件が今回の改正で母子家庭医療が受けられるということでございます。残りの4件につきましては、もともと所得制限オーバーで対象外の人ということでございます。

以上でございます。

〔松本雪美君「額も言うて」と呼ぶ〕

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） （続）額といいますと、もともと母子家庭医療は府の制度で5分の4補助ですんで、今現在と対象額については変わりません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 影響の件数だけは聞かしていただいたんですが、泉南市が5分の1、大阪府が5分の4という、そういう事業だと、そういうことですね。そしたら、その25件ですね、影響を受ける。この25件の人たちというのは、私は額としても大体どれぐらいの額をつかんでおられるのか。切り捨てられる人たちの額ですね。どれぐらいをつかんでおられるのか、そこのところはちょっと聞きたいんですよ。5分の1でわずかな件数ということで何か簡単におっしゃられますけれども、大変な医療費の負担に母子家庭の方は悩まれると思うんですが、その辺いかがですか。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 松本議員御質問の、先ほど答弁させていただきました25件、そして4件ということについて、説明させていただきます。

実は、先ほど課長が言いました25件といいますのは、今回所得制限がもし強化されて、それが制度化されたとしましたら、25件の方々に影響が出るということでございます。そして、そのうち4件については、この方々はもともと所得が高かったので、以前からも所得制限がかけられておりましたので、この方々については従来からもうこの医療費の助成はされてなかったというふうに御理解願ったらいいと思います。

それと、残り21件につきましては、今回、来年の10月末ですか、までこの適用がされてる、要するに所得制限を受けなくて、今後また1年間継続するという方々が21件あるということでございます。ですから、影響額としては、これは今年度あるいは来年度の予算については影響額はなないと。本人さんにしてみたら医療費が助成されるということでございますので、御理解のほどよろしくお願いします。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 1年間にわたってはほとんど影響はないと、こういうふうなお答えでした。私が今言ったのは、これから先のことやから影響額ということでは数字としては出てこないだろうということですね。一応平成10年度に予算化されてる分として、府からの補助金の分や泉南市が負担せねばならない、その辺のところの額ですね。もう一回ちょっと聞かしといていただきたいなと思うんです。

これはあくまでも1年限りということですから、当然大阪府の制度として、私たちは、医療費が助成されるということが決まった段階では、とても母子家庭の皆さんも喜ばれたし、大きな署名運動なんかもされて、やっとうこういう医療費の助成制度が受けられるようになったということで、病気になるっても安心だという喜びの声をたくさん聞いたんですけど、1年後には当然これが、所得制限で影響が出るのは25件あるんだと、こういうふうに今の御説明を聞いてわかりました。その辺のところをもう一度聞かしていただきたいんです。

大阪府がことしの7月ですか、7月の31日に財政再建プログラムを發

表されたと、その中の切り捨てられる事業の1つだというふうに私は理解してるんですけども——来年度から実施ということで。それで、そういう発表がされたために、突然の実施では大変だということで、1年間だけは延期をするというふうに解釈してるんですけど、いかがでしょうか。

議長（巴里英一君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） お答えします。

まず、10年度の影響額ということでございますが、まだ10年度の年度途中でございますので、はっきりした影響額はございません。9年度の資料を持っておりますので、9年度の資料でお答えします。

9年度、扶助費としまして約2,291万5,000円の扶助費を支出しております。これの約8割の補助ということでございます。

それから、11年度以降どうなるかということなんですけども、まず国の方で経過措置が必要だということでございまして、国において所得制限額の改定の影響を勘案し、母子家庭医療の総合的自立支援が段階的に打ち出されている状況にあることを踏まえまして、府の方で母子家庭医療費助成については、母子家庭医療の総合的な自立支援の柱として位置づけており、これが再構築するまでの間は現行制度の水準を継続していくということでございます。

10年10月末までとする理由につきましては、府の方が衛生対策審議会に諮り、今後どうあるべきかということをお諮りしていくということでございます。その関係で10月末まで現行制度を延ばしたということでございます。

以上でございます。

〔松本雪美君「もう1点」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） ちょっと最初に聞かしていただいたらよかったんですけども、そうしますと認定基準ですね。認定基準の額というのはどのように変わるのか、数字の上でももう一度お答えいただきたいのと、それから生活保護家庭と比べてどのようになるんでしょうか。

〔松本雪美君「子供1人だけで聞かしてもらったらよろしい」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） お答えします。

認定基準の方なのですが、先ほど言いましたように児童扶養手当を受けておる方ということで、児童扶養手当の所得制限が8月から改正されましたということでございます。（松本雪美君「額」と呼ぶ）

額につきましては一部支給、全部支給というのに分かれてございまして、まず全部支給については変更ございません。それから、一部支給については、所得制限額、扶養家族0人の場合が234万2,000円から154万円に引き下げられました。また、扶養家族1人の場合、272万2,000円から192万円までに引き下げられました。それから、扶養家族2人の場合、301万2,000円から230万円まで引き下げられました。扶養家族3人の場合、348万2,000円から268万円まで、同じく4人の場合、386万2,000円から306万円まで、同じく5人の場合、424万2,000円から344万円まで引き下げられました。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 生活保護のやつ。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） （続）生活保護の基準については、私ども完全に把握しておりませんので。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 今お示しをいただいた数字でいけば、ちょっと私、数字についていけなかったので間違いがあるかもわかりませんが、1人子供さんを抱えておられる母子家庭、この場合には272万から192万と、かなりのダウンになるように思うんですが、生活保護との比較ということではお答えなかったんですが、これは大変な所得の制限が厳しく強化されたと、こういうふうに見れるのではないかというふうに思うんですが、この点で他市で市独自の対応をしている事例があるのかないのか。あればつかんでおられる範囲でお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） お答えします。

先ほど和気議員が言われました所得制限の額なのですが、それは児童扶養手当の所得制限でございます。（和気 豊君「これをそのまま準用するんやろ」と呼ぶ）母子家庭医療につきましては、現行、改正前の所得制限額で1年間いくということでございます。

それから、他市の状況については、ちょっと今のところ単独制度については把握しておりません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 1年間は府がいわゆる緩衝期間の役割をして、直接影響を与えないようにするという事なんですが、次々年度以降これが適用されるということになりますと、これは大変だと、こういうことになります。医療費は、ちなみに診療報酬の改正並びに薬価のいわゆる請求と、こういうことなんかもありまして、これは暮らしに大変な影響を与えるということになっているわけですから、そういう点で市独自で、独自の対応をしている町村があるやに聞いておるんですが、その辺は後日十分にそういう調査を踏まえられて対応される意思があるのかどうかですね。これは一言、政治的な判断の関係部分ですから、事務的にやりたいということであっても、財源等の裏づけ、それを含めた政治判断が必要になってまいりますから、その辺のことについては、できれば適当なそういう答弁ができる方からお願いをしたいなと、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 和気議員御質問のこの母子家庭医療の市の制度でございますけれども、現在この制度につきましては、府制度による分と、それと泉南市独自で単独で行ってる分と両方ございます。そして、多分市単独の分ということになると思うんですけれども、これについては……（和気 豊君「乳幼児と違うで。母子やで」と呼ぶ）ええ、母子です。母子家庭医療の分で、市単独の分がございます。そのところにつきましては、またほかの団体等の制度も考えて、またこれから考えていきたいと思っております。ただ、予算の関係ですので、総体的に我々として医療費もありますし、あるいは福祉もあります。そういった中で検討を加えてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど担当もお答えしましたけれども、府の制度そのものについては、今後衛対審等で一定の結論を得るまでの間、当面継続するという事でございます。これも今回、議員提案でありますような財政

再建プログラムとも絡む問題でございますので、やはり市町村それぞれの立場として、府の方に可能な限り継続といいますか、求めていくように努めていきたいというふうに思います。

ただ、このほかいろいろ福祉全般にわたる部分については、総合的ないろんな施策の中で位置づけしていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、先ほど健康福祉部長が答えましたように、今後は総合的に検討していきたいというふうに思います。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——松本君。

6番（松本雪美君） 専決甲第11号、泉南市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

国の児童扶養手当の所得制限が引き下げられたことで、府の母子家庭の医療費の助成制度の所得制限がともに引き下げられると、こういうような中身ですけれども、子供たちを抱える母の立場、母子家庭の立場から見るとき、この引き下げられる中身というのは、余りにも厳しい中身であります。

例えば、扶養家族1人の場合でしたら272万から192万へと引き下げられると、こういうことですが、本当にわずかな、1カ月16万余り程度ですか、その程度の所得しかない母子にとっては、この医療費の引き下げは、どんどん医療費が高騰している中で、暮らしに大きく直撃をする中身であります。この議案は来年、11年の10月31日まで引き延ばされるということですが、聞こえはいいんですが、府の温情のようには見えませんが、実はその中に隠されていることは、府の財政再建プログラムをことしの7月31日に発表された、この11年度からの暮らしにかかわる多くの事業の切り捨ての中の1つであるということでありませぬ。

大阪府は、大開発の公共事業やゼネコン優先の事業にはどんどん府民の血税を投入していくのに、府民の暮らしにかかわる事業は切り捨てていく。

特にこの母子家庭への援助していく医療費の助成制度を切り捨てられては、弱い立場にいる母子家庭にとっては大変であります。私はこういう立場から、この条例制定については反対の立場を表明したいと思います。

つけ加えて、今市長の方からも答弁がありましたけれども、継続を大阪府に対して求めていくと、こういうようなお答えがありましたので、それを期待いたしまして、反対の討論といたします。

議長（巴里英一君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） 専決の報告第1号に反対の立場で討論したいと思います。

質疑の中でも明らかになったように、大変厳しい状況の中で生活をされておるいわゆる母子家庭に対する切り下げが、金額的にも余りにも大きな切り下げであります。今、公共事業から福祉政策へと世の中は大きく転換しなければならないということが叫ばれておる中で、このような重要な生活に密着した議案が引き下げられていくということは、大変問題であると思いますし、とりわけこのような大事な条例が専決という形で行われたことも、私は大変問題だと思うわけであります。

こういう国や大阪府の対応に対して、一番市民の近くで頑張っている市の行政が、やはりこのような引き下げ条例には抵抗していただきたいと思いますし、市長の答弁の中にも、可能な限り継続を求めていきたいということが述べられたわけでありますけれども、今回のこの条例の採決によっては、自動的に1年後に引き下げられるということは明らかでありますし、市長のこの答弁に期待するだけではなしに、議会としてもこの条例を認めないという形で、母子家庭の皆さんに安心をして、議会の気持ちも示しながら、市長に府や国に対して強い市民の立場に立った施策をやっていただくためにも、この議案に反対するべきだと思いますし、各議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって報告第1号は、原案のと

おり承認することに決しました。

次に、日程第４、報告第２号 専決処分の承認を求めるについて（平成１０年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第３号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第２号、専決処分の承認を求めるについて（平成１０年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第３号））につきまして、御説明を申し上げます。

専決理由につきましては、臨時福祉特別給付金支給事務及び子育て支援活動調査研究に係る支出並びに福祉関係補助金の額の確定に伴う同補助金の一部返還を早急に行う必要がありましたため、歳入歳出予算の補正措置を専決処分したものでございます。

補正の内容でございますが、議案書の９ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ１,７２６万７,０００円を追加したため、歳入歳出の総額がそれぞれ１８７億４,０６３万７,０００円となったものでございます。

歳出の内容につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

初めに、１４ページから１５ページにかけての民生費３０９万円の補正でございますが、これは平成１０年分所得税等の特別減税に伴い、老齢福祉年金の受給者等に対し、臨時福祉特別給付金が支給されることに伴う事務経費でございます。

次に、１５ページの下段から１６ページ上段にかけての指導費１５６万円でございますが、これは幼稚園における子育て支援活動を推進するため、市立幼稚園の施設を地域に開放して、遊び場を提供したり、子育て相談員を配置するなどして、積極的に子育てを支援していくための経費でございます。

次に、同ページ中段の返還金１,２６１万７,０００円でございますが、これは平成９年度の老人医療補助金など福祉関係補助金の額の確定に伴う返還金でございます。

なお、歳入の明細につきましては、１３ページに記載のとおりでございます。

ます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——和気君。

13番（和気 豊君） もう既に執行済みのことだということを前提にお伺いしたいと思うんですが、16ページの子育て支援講師謝礼、これはどの学校、どの幼稚園に何名ぐらい配置されているのか。

それと、その配置した基準ですね、これはどのようなものなのか。このことによって、配置されたところと配置されていないところの格差と申しますか、そういうことについての是正措置、今後どういうふうにされていくのか。

それから、今予算の支出の部分では返還金が圧倒的に多いわけでありましてけれど、この返還金が1,261万7,000円出た主たる理由ですね。これについてもお示しをいただきたい、こういうふうに思います。とりわけ昨年の9月から実施の医療費の一連の改正、改悪ですね。これの影響等、実際そのことによって療養者、療養を受ける方が減ったのかどうか、その辺についても数字的に明らかにしていただきたい。

議長（巴里英一君） 石野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（石野喜彦君） 幼稚園における子育て支援活動、講師謝礼についてお答え申し上げます。

幼稚園の子育て支援活動の内容でございますが、専門家による子育て相談、カウンセラーによる子育てカウンセリング、子育てシンポジウム、子育て講演等の開催、未就園児の親子登園日の設定、園庭、園舎の開放、高齢者ボランティア団体等との地域交流等でございます。それと、子育て情報の提供等でございます。

講師謝礼については、1番目、2番目に申し上げました子育て相談並びに子育てカウンセリング、3番目の子育てについての講演会の講師謝礼と、こういったことございまして、この子育て支援活動の対象園は、泉南市立幼稚園9園全部対象ということで、先ほどお尋ねのありました子育て相談員、これについてはお2人の方に依頼してございます。お2人の方に依頼してございまして、その資格は臨床心理の研究、経験のある人というこ

とでございます。そのお2人の方が各幼稚園を10月から3月まで平均2回回りまして、各幼稚園で保護者並びに未就園児の親から子育て相談について依頼があった分応じると、こういったことでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） 16ページの返還金についてお答え申し上げます。

まず、大きく返還金が出てます老人医療費につきまして、まず我々12月ぐらいに最終の変更交付申請を行います。その時点で2月診療分までの見込みを出します。その12月診療時点で、冬場の風邪でありますとか、その辺を考慮して変更申請を出すわけなんです、年度末の2月診療分までの実績が見込みより少なかったということで、1,000万円の返還金が出たということでございます。

それから、医療費の9年9月改正後の受診状況なんです、まず9月、10月、11月ぐらいまでは一時やっぱり減りました。それ以後、1月、2月については平年並みと同じ件数、医療費を助成しておるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議案第1号 泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市固定資産評価審査委員会委員西澤進氏が平成10年11月30日をもちまして任期満了となりますので、同委員の後任として益金昇氏を最適任者と認め、新たに選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を賜りたく、提案するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書21ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本提案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 暫時休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後4時00分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

質疑を行います。質疑はありますか。———林君。

22番（林治君） 固定資産評価審査委員の問題であります。去る9月定例会で前任者の西澤氏についていろいろ議論がありました。ただ、これは西澤氏個人の問題について、その資質云々等について議論したんではありませんでした。これは市長の提案が、私は、人事案件ですから事前に、開会前に少なくとも一定の調整を図るべきだというふうに思っておりますが、そのことについてなし得ないままで本会議場での議論となったということと同時に、市長が2つの理由を挙げました。

いわゆる一連の今のJA問題についての事件と、新理事だから関係ないと判断するとか、またもう1つは、地方税法426条の委員であることができ得ない、そういう欠格事項を提案理由の中に盛ってきたと。私はそれ自身、西澤氏に対して大変失礼なことになると、そういう提案の仕方はやめようということが、私の主な論点でありました。

そこで、私はもう1つ振り返ってみて、その後その当日、議会の運営上のことで、市長はいろいろと見解を述べているようでありますが、實際上

の問題として理事者側は、諸般の事情をもってその日の会議を、議長との間で計らったのか、議長がどういうふうにしたのか知りませんが、結局議会の開会を行わせなかったのか、議長の方で行わなかったのか、不明ではありますが、どうも理事者側の事情も相当大きく、いわゆる諸般の事情ということで、後に議会運営委員会を私も傍聴しまして驚いたんですが、そういうことで本会議を開会せず流してしまったと。これは、泉南の市議会の過去の例でもないような事態でありました。

そこで、私はこういうことは二度とあってはならないと思いますし、我々は積極的に議案の審議をして、そして活発な論議の結果として可否で決すると、これが議会のあり方ですから、私はもっと正々堂々と市長の方も議論をすることに積極的であってほしい、このことはまず要請します。

それから、そういう経過があったわけですから、私は今回の固定資産評価審査委員の提案も、できたら本会議場でこの方のことについてお尋ねするよりも、事前に一定——全然知らないんですから、ほんとは事前にどういう方がどうかということについて、またこの人を選任してきた経過について、私は事前に知らしていただきたかったというふうに思います。

ただ、基本的にそうなんです、ここへ至るまでの経過の問題で私1つ気になるのは、この前の9月の定例会で西澤氏を提案してきて、実際議論があったのが9月の25日でありました。

そこで、収入役にお尋ねをしたいんですが、市長の言によると、いわゆるJAの不正融資事件に市民の税金が使われていると困ると、市民から批判を受けるといような意味のことで、しかし、私はそう考えるけども、最終の責任、判断する責任は収入役だということで、収入役の責任で判断をしてもらったというふうに、この間総務常任委員協議会の席上でそうお聞きしたんですが、そのことの確認と、何月何日にJAからその預金を引き揚げたのか、預金の引き揚げ額とその内容を改めてここではっきりさせておいていただきたいんです。これは審査委員のことを議論するのに、9月定例会との引き継ぎですから。

議長（巴里英一君） 林君に申し上げます。本議案は人事案件でありますので、その点の範囲内で質疑を願いたいというふうに思います。

〔林 治君「9月定例会にいろいろ事件がありましたからね」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） それとはまた別件でございますので。では理事者の答弁を求めます。辻収入役。

収入役（辻 勇作君） この案件と、ただいまJAの泉南市の公金を預金している分と直接関係がないと思いますが、たっってお聞きでございますので、その預金を変えた日を申し上げますと、9月の22日でございます。

〔林 治君「金額とか全部言うてくださいと言うたでしょう」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） これは先般の総務委員会でも会計課長の方から報告を申し上げておと思いますが、地域福祉基金としての1億円、公共施設整備基金としての4,000万円。以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 実は、このJAにかかわってそういうことがあって、今の委員にかわって出てきたんですよ。そういう経過があるんです。問題は、これは9月22日でしたから、ちょうど9月の定例会を開いている最中にこういうことがやられていたと。だから、本来はあそこで議案に入るときに、事前にこういうことはやっぱり報告すべきことでしたよ。私はこういう理事者の対応が、やっぱり後になってこういうことをやってたということが今わかって、非常に残念です。やっぱり定例会の中でこれほど重大な、議会議員が1億6,000万借りて返さないで不良債権を起こして、一方で市が1億4,000万引き出してる、しかも9月定例会のそのさなかに。それが報告なかった。私は非常に残念であります。

さて、そういうことがやられてきた経過の中で、今この益金さんという方が提案されてきたわけですね。そこでちょっとお尋ねしておきたいんですが、益金さん、これは全然知らない方なのでお尋ねをしておきたいんですが、この間総務常任委員会で少しお聞きをしたんですが、正確に報告いただきたいんですが、昭和60年の2月に税理士登録をされると。税理士の場合もいろんなそれぞれの地域の何というんですか、医師でいうと泉佐野泉南医師会とか、そういう格好でそれぞれの地域に所属されるわけですが、この方は税理士になられてからどこにそういう身を置いておられたのか。

それと同時に、新家の方で住所をお持ちですが、地域で事務所を持たれ

て、泉南市内で泉南の方なんかを相手に税理士としてお仕事をされているかどうか、そういった点も含めてお尋ねしておきたいと思うんです。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 林議員さんの御質問にお答えいたします。

昭和60年2月でございますが、税理士の事務所を開業いたしております。そのときには吹田市片山町という自宅兼事務所で開業いたしましたわけでございます。そのときには近畿税理士会吹田支部に所属していたと聞いております。

それから、平成4年11月、事務所のみを大阪市の港区、そのときに近畿税理士会の港支部の方へ所属が変わっております。当市に事務所を構えられましたのは平成5年4月、これが新家でございますして、自宅兼事務所と。（林 治君「平成何年」と呼ぶ）平成5年の4月でございます。そのときに自宅兼事務所、また大阪事務所——大阪市西区に事務所を設けてございます。仕事の拠点は、大阪事務所の方が拠点だと聞いております。

また、泉南市において税理士としての業務内容についてですが、それにつきましては詳しいことはわかっておりません。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 詳しいことはわかってませんで、これ推薦をされるわけですから、その辺も含めて本来きちっとね、こちらでお仕事されてるかどうかについて、家を事務所にしてるということだから、やってるということでしょうか、基本的にはね。そうじゃないんですか。そういったことぐらいちゃんと確認をして——今、市内に税理士の方はどのぐらいおられるんですか。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 市内で税理士の方でございますが、13名でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 人事のことですからできるだけ簡潔にしたいんですが、この間総務の協議会でも違ったことを答弁されてたんでね、今答えられてることと。都島云々ということ言われたんで、僕は都島と書いてあるんですが、そういう点で、だから改めてきちっとお聞きせざるを得なくなってるんですが、13名の方というのは、例えばさっき言うたように医

師、お医者さんの場合でも泉佐野泉南医師会とかいうのがあると言うんですが、この方は今どこの支部というんですか——に所属ですか。港支部に所属ですか。それは一体どうなってるんでしょうか。

そして、13名の税理士の方が市内におられるというけども、その13名の方々がもしか同じ支部でおられるとしたら、普通何か特別な仕事をしていただくときには、医師会でも会長もおられますし、その辺との協議とか、そんなことは何かなさったんでしょうかね。その辺の調整というんですか、市の固定資産評価審査委員としてそういう肩書を持ってこれから活動されることになるわけですから、やっぱり市内に13人も税理士の方がおられたら、私は、だれもが嫌がる仕事なのか、だれもがしたい仕事なのか、これは十分わかりませんが、その辺の調整というのはやっぱりそういう支部段階で話しして、調整して、考えて対応するというのが普通だと思うんですよ。その辺も含めてちょっと、何度も同じ質問をしないでいのように十分答えていただきたい。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 初めに、どこの支部に所属してるかということですが、益金さんにつきましては泉佐野支部の所属でございます。

そして、13名おられる方で、どういう経緯でこの方になったかという御質問であったかと思うんですけれども、私どもの方といたしましては、税理士に勤務されてる方、この方は、固定資産の評価審査委員というのはいつ行うかわかりませんので、自由がきかない一面もあるんじゃないかということです。

もう1点、年齢的な面も1つの推薦の要件といたしまして、お年を召してる方につきましては、この固定資産の評価審査委員というのは土地の評価というものが主でございますので、1期じゃなしに2期、3期というように継続してやっていただける方、そういったことを参考にいたしまして上程させていただいたわけでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（巴里英一君） 林君。数回になってますので適切に。

22番（林 治君） わかってますよ。ただ、今のような御答弁されると、最初に質問したときにどこの支部に参加してるんかと聞いたのに、言うてくれなかったからもう一度、2回してるんですよ。答弁をきちっとしてほ

しいんですよ、最初から。そのために3回ぐらい聞いて、ようやくこれ出てきたんですよ。

それから、今事務所に勤務している人では自由がきかない。それから年齢のこともある。じゃ、市内、泉佐野支部全体の中で何人おるんか知りませんけども、私が質問したのは、市内に何ぼおるかと言ったら13名ですから、泉佐野支部のうちの泉南の——私、解説しながら質問してるのでしんどいですが、13名おられると。その13名の方がどんな方なのか。例えばお名前を明らかにしなかって、そういうことが選考基準であれば、1つ年齢と、それから自営なのか、それとも勤務なのか、それをちょっと出してくださいよ。そして、年齢で何歳までであったらこれからもやってもらえるということで選んだのか。全然知らん人だから、こういう質問をせざるを得ないんです。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 先ほどの御質問の中で1点、要件というんですか、我々が参考にいたしました点が抜けておりました。これは地域的なものということで、現在、固定資産評価審査委員さんが男里、樽井地区というところをごさいますて、新家地区、信達地区というところも地域的な面で1つの参考にさせていただいたわけでございます。

また、13名の税理士さんの詳細にわたることについては、現在全部把握いたしておりませんので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） やめようと思ったら、そんなこと言われたら、把握してないのに提案してきたと言われたら、これ、それなら議会でどう判断するんですか。

それから、地域的なものというて新家というんなら、じゃ信達はどないなるんですか、信達は。信達地域からなぜ出さないんですか。問題が起きてきますよ。西信達からもそうですよ。だから、地域的なものというんなら、そういう税理士がどこでお住まいなのか。しかも通勤でない、自営業、そういうことについてちゃんと一覧表を出して、だからこうして選んだんだという、その地域的な問題、年齢の問題、それから事務所勤務でない、自営業だという、これは出したらいいんです。資料出しなさいよ。別に全部の名前出さんでもええですよ。出したかったら出していいし、そ

れはひとつそういう格好で出してくださいよ。でないと判断の基準ないでしょう。こんなことは事前にちゃんと調整しなさいよ、人事問題というのは提案する前に。そうでしょう、市長。

議長（巴里英一君） 資料というのはどういうものですか。林君。

22番（林 治君） だからね、判断の基準は何ですかと言うたら、議長も今お聞きになったと思いますが、事務所に勤務してない、自由のきくいわる自営業の人、それから年齢のこと、それから地域的なこと、新家と信達を配慮してると。そして新家から出してきた。それじゃ配慮したけど、何で信達から出さなかったんかわかりませんが、そしたら一遍一覧表で出してくれたら、そういう配慮が——今もう既に樽井と男里が出てから、そこには何人おられるけど、これは省きましたと。あとの地域でこれだけおられますと、これは出せるはずですよ。

十分把握してないけれど出したと言うから、十分把握してないのに出したって、おかしいと言いますね。泉南市の大変大事な仕事をされる方を十分把握してないのに提案してきたといたら、そら提案理由にならんですよ。

議長（巴里英一君） 固定資産、御承知のように人員はもう定数として決まっております。そういった意味ではそういう答弁かなというふうに思いますけれども。

〔林 治君「いや、議長の答弁聞きたくないですよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 提案者であります市長の方から明確にその答えを願います。向井市長。

市長（向井通彦君） この方を選任した理由でございますが、先ほど参与の方から何点が申し上げましたけれども、1つは地域的なことも検討いたしました。確かに旧村でいいますと6カ町村あるわけでございますが、この定数というのは3名でございますから、それは不可能でございます。樽井と男里にいらっしゃいますので、従来もうお一方は新家地域の方から出ていただいております関係もございまして、できればその地域の方で考えさせていただきました。

それから、当然年齢的なものも、1期3年ということでございましてけれども、できれば数期していただけるような方を念頭に考えさせていただきました。

それと、税についての知識、経験のある方ということで考えさせていただきました。市内に13名ほどいらっしゃるということでございますが、その方について比較をしたということではございません。そういう意味で選任をさせていただいたわけではございません。

それと、この方は比較的新しく泉南市の方にお住まいになられた方でございます。ある意味ではいろんな角度から検討をいただけるんではないかということも考えさせていただきました。

そういうふうなことで選ばしていただきましたので、特に税理士さんすべてについて比較、検討したということではございません。その点は御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（巴里英一君） 林君。かなり時間も過ぎておりますので。

22番（林 治君） わかってます。だけど、さきの担当の総責任者と、今市長は、それは総括的ですけども、言ってることが全然違いますからね、どういうふうにして判断したんかといったら、事務所に勤務してないとかいろんなことを配慮したということですから、今市長は配慮してないと、そのことと違つと、最初から新家地区というふうに、基本的にはそういうふうに判断をしたんだということですから、何度も議論してると言われると、そんな全然違うことを市長が最後に言われると、議論してきたことが全部飛んでしまいますね。そんな失礼な話はないんで、少なくとも、じゃ新家と信達というふうに言われたんですが、最終的に新家だということであれば、新家地区にはもうこの方以外に税理士はおられないんですね、そしたら。そうじゃないんですか。余り選び方について、最初に言っていたことと今市長の言うことと違つから聞かざるを得なくなつたんですよ。どうなんですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回提案をさしていただいている方以外に、お2人いらっしゃいます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） そしたら市長も、そこでお2人いらっしゃいますと言わんと、ここで年齢なりいろいろ言うてきたんやから、せめて参考になる資料を一言でも言うて、だからこうさしてもらつたんだと、それぐらいのことをちょっと言いなさいよ、親切に。本会議場で議論さしなさんな、

そんないろんな違うことばかり言うて。一遍で済むような答弁しなさいよ。失礼やで。紹介者があったんやったら紹介者も入れてください。だれですか、紹介者は。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど年齢的というふうに申し上げましたけれども、他の1名はもう少しお若い方でございます。もう1人はちょっと生年月日はわかりません。

それから、当然そういう一切紹介者云々はございません。私が選任をお願いしてるわけでございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） そしたら議長、年齢は若い方だと。それで、もう1つは年配の方だと。そして何年もしてもらうとかいう理由を言われたからね、それやったら若い人ほどいいということになるし、来て5年だという話ですから、それじゃ年配の方と若い方は、その方らもあれですか、よそから来て何年かの方ですか。例えば、そんなことも含めてきちっと報告して、みんなが納得できるような御答弁してください。私も余りいろいろ言う必要はないと思ってますよ。簡単に済ますつもりやったんですよ。途中で市長が違う答弁するからですよ。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市在住になった時期はちょっとわかりませんが、他の2名の方も新しく泉南市にお住まいになられた方でございます。

〔林 治君「もう最後一言にします」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 市長ね、こういう人事案件を提案されるときには、事前に合理的な提案の理由をここであなた自身がお述べになるか、参与の答弁と違うことをあなたが言われるとどうしても要らん質疑が長くなる。何のために質疑してきたんかわかんようになる。事前にもっと正確に、私どもは代表者会議等、これは議長の方が開いてくれなかったんですが、開いてくれと要請してでもちゃんとやるべきですよ。そのことを最後に言うときます。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 固定資産評価委員の提案をされてきていらっしゃるん

ですが、泉南市における固定資産評価審査委員の執務状況というんですか、務めておる状況ですね、どれぐらいの不服審査請求があって、どうなってるのかという現状をまずお知らせをしていただきたい。

それから、きょうの議会のために人選をされて提案したという市長のさきの話もあるんですが、地方税を読んでまいりますと、必ずしも議会閉会中にもし任期が切れた場合には専決ができると、その後の議会に事後承認をして、もしそれが否決されれば罷免しなければならないと、こういう構造になっておるわけですね。そういう点でこういう臨時議会、決算審査も省かれておる状態で、絶対に必要なものを上げたとは私は理解をするわけなんですが、そういう点で、地方税のこの絡みからいえばどういうことになるのかということをお示しをいただきたい。

それから、市長の意向だけでは選べないと、議会の同意が要するという点で、より市行政に対しても一定のスタンスを持っておられる方ということが法の構造だろうと思いますが、この方たちの処遇というんか待遇ですね。これは現状、僕は大変それに見合うものでないと思ってるんですが、改めて現状どうなっておるのか、それからこれに対してどういうふうにお考えなのか。

一般に、重要な行政委員が、出てきたときだけ日当を払うという構造になっと思うんですが、こういうことについての考え方も、委員になっていただく方も、やはり仕事をして、先ほども勤めておればなかなか務まりにくいということで限定されるという話もあったんですが、ある意味の公民権の行使、こういう行政の公の立場に立つ場合には、どういう立場であっても必要な人がそこに迎え入れられるというようにしとかないといけない。そのための大きな担保としては、やはりそういう待遇の問題があると思いますね。そういう点での考え方を、この方を選んで来られるのに大変そういう御苦労もあったんではないかなと思うので、そういう点も含めて考え方を聞いておきたいと思います。

それから、これの審査については、口頭審理の手続により、それは公開としなければならないということになっておりますが、この公開された審理が最近いつ行われたのかも、改めてお尋ねをしておきたいと思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点だけ私の方からお答え申し上げます。

今回の臨時議会に上程をさしていただいておりますが、現職の方の任期が11月30日ということになっておりまして、この固定資産評価審査委員会委員については、欠員というのは許されていないわけでございます。したがって、次の定例会、12月になりますと、先ほどおっしゃいましたように長が先に選任をして、次の議会で御承認を得るといふ、どちらかといふと専決に近い形になるわけでございますので、できればもちろんそういうことは避けたいということで、今回この臨時議会、たまたま本日開かれておりますけれども、当然それに向けて選任をさしていただき、そして現在御審議をいただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） それでは、第1点目の固定資産の不服審査の件数でございますが、御承知のように固定資産審査委員の方は任期が3年でございますので、平成7年度、8年度、9年度についての活動状況というものを御報告いたします。

7年度につきましては2件でございます。8年度が1件、9年度が50件でございます。この9年度というのは、3年に一度の固定資産の評価がえがございますので不服審査が多くなったと。特に9年度の内訳でございますが、不服にそぐわないもの、取り下げですけども、11件、棄却が37件、容認が2件でございます。

そして、2点目の固定資産の口頭審理、書面審理、実地調査というのがございますが、9年度につきましては13回、委員さんには審議を賜っているところでございます。8年度につきましては1日、これは評価ではなくして、固定資産の評価審査委員の研修会に行っているわけでございます。7年度につきましても2日ですが、いわゆる回答の報告会議が1回と研修が1回、計17日という3年間の活動記録でございます。

そして、固定資産の位置づけであったと思うんですが、固定資産の評価審査委員につきましては、地方公務員法3条によります特別職という地位でございます。そういったことで、報酬も御質問があったと思うんですが、1日につき7,500円の報酬を支給いたしておるところでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

〔小山広明君〕 公開審理はあったのかどうか。行わなければなら

ないとなつとるから」と呼ぶ)

総務部参与(中田正純君) (続)失礼しました。答弁漏れがございました。

公開審理は、口頭審理で6回やってございます。

議長(巴里英一君) 小山君。

2番(小山広明君) 市長の御答弁をいただいたんですが、臨時議会に早く間に合わせないかん——任期がありますから、そういうことで9月議会でああいう形になったわけですので、十分時間をかけて、否決になった意味も十分踏まえて、やはり対応もできたんじゃないかな、法の性格上は十分余裕もあったし、許される法の範囲の専決も一応できるということでありますから、今回の臨時議会になった理由に重要な理由として挙げておられましたけども、私は必ずしもこの問題についてはそうではないのじゃないかなという感想を持ちました。

それから、9年度は一挙に50件という報告がありまして、法律の中にも口頭審理の手続によらなければならないと、その口頭審理は公開して行わなければならないと、こうなつとるわけですね。公開となると市民、関係者がすべて傍聴ができるというように私理解するんですが、この周知徹底方ですね。市民はどういう形でこの公開審理に、その関係者が申請をして審理を受けるといのはわかるんですが、一般市民もやはり自分の固定資産税についてどうかという参考になるためにも、やっぱり傍聴し、公開審理のあり方を体験するというのは大変重要だから、法律にわざわざ、ただ本人に聞いたらいよいよじゃなしに、それは公開しなければならないとなつとるわけですから、市民に対する告知というんか、それはどういうふうにされておるのかを聞いておきたいし、7年、8年、そして9年度50件ですから、一挙に数が多くなって、これは3人という定数はありますけども、必要と認めれば15人まで委員をふやすことができると、こうなっておりますね。

そうすると、こういう3年ごとの見直しで一挙にこれだけあったら、処理するというのは大変だと思うので、そういう仕事が忙しいときにはふやすことができるとなつとるわけですから、また3人によって部会を持つこともできるとか、いろいろ充実させるような法律になっておりますので、そういうようなことはする必要がないのかどうかですね。

この棄却——50件のうち37件が棄却ということは、いわゆる門前払

いしたということでしょう、簡単に言えば。そうなってくると、この構造からいえば、やはり納税者がそういう問題があるとして訴えとるわけですから、果たしてこの議会で議決を得て、行政に一定のスタンスを持って対応できる人を選ぶというのは大変重要なんですね、ある意味で。行政が一遍決めたことをだめだよという立場ですから、そういう点ではこの公開ということは大変重要な制度だと思うので、その辺の実態、どこでどう公開して、どうやっとするのか、もう少し我々にわかるように御報告をいただきたいと思います。

それから、7年度、8年度は研修会で、1件もなかったから研修会をしとると。研修会というのは、別に制度的には問題はないんですか。それをちょっと聞いておきたいと思います。

それから、研修会の場合には7,500円という日当、それに研修費も当然出るんじゃないかなと思うんですけども、そういう条例の精査は要らないのかどうかですね。私、とてもこういう重要な立場の方が7,500円で、1日出てきたらお払いするというんでは、十分仕事が全うできるのかなという不安を持つんですが、その辺の答弁がなかったんでね。これは市長に、ほかの行政も含めてやはりその職務の重要性、また先ほど言いましたように、だれでもがなれるということからいえば、私、そういう点はちゃんと検討し直す必要があるんじゃないかなと思うんで、その辺の答弁が市当局からございませんでしたんで、その辺をちょっと含めて答弁をしておいていただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先に、報酬の件について、私の方から御答弁申し上げます。

御承知のように、行政委員等の報酬につきましては、泉南市の報酬審議会等にお諮りをいたしまして、適正な単価といたしますか、日当ですね、それらについてお決めをいただいているものでございます。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答えいたします。

固定資産の口頭審理の公告はどういうふうにやっているかということですが、関係の方が傍聴に見えておりますが、我々の方といたしましては、特に公示するとか告示するとか、啓発には努めておりません。

それで、もう1点目のいわゆる審査委員が3人で、30人とかいろんな形で件数が増えれば人数を増加すればいいではないかということでございますけれども、これにつきましては、法令、地方税法では3人と。いろんな部会というものを設けまして、これについてそういう部会の人数をふやすことはできても、審査委員としての3人で組織するということになっておりますので、御理解のほどをお願いいたします。(小山広明君「それはちょっと違うよ。それは違う答弁やで。読んでごらんよ、423条を」と呼ぶ)そういうようになってございます。

そして、固定資産評価の審査委員さんにつきましては、報酬等につきましては、先ほど市長から御答弁いたしたとおりでございます。

[小山広明君「議長、それはちょっと違う答弁や。法律違反の答弁してもらたら困る」と呼ぶ]

議長(巴里英一君) 小山君、挙手してください。小山君。

2番(小山広明君) いや、423条、地方自治法の2,977ページ読んでくださいよ。3人でやるけど、その委員の定数を15人まで増加し、ということになっとるでしょう。だから、委員は15人まで必要があれば増加することができるここに書いてあるから、あなたが今答弁したのはできないという答弁ですから、そこはこの条文をちょっと読んで、僕はそう読んだらね、答弁してください。

それと市長、報酬等審議会にかかるとるから適当だという御答弁ですけどね、それは前からずっとやるとるから、それはそうかもわかりませんが、今私が理由を言いました、いろいろね。そういう専門の方が1日出てきて7,500円でそういう大切な職務をするというのは、普通だったらそれはいかないですよ。だから、ほかの行政委員も全部含めて、やはりその人が現実にそのことが普通に職務できるような——名誉職じゃなしにですよ、実際の実務ができるためにはどうあるべきかということをね、今までずっとやってきたからその延長線上でいくんじゃなしに、やはりもう一度そういう特別の行政職というんですか、そういう方の報酬のあり方については、私はきちっと議論しないといかんと思いますよ。

今の1日7,500円というのは、一律的にこういう方の日当は全部7,500円になってますよ。それはやはり適当でないと思いますね。我々議員もある意味で日当的なことがあるのがありますわね、視察なんかに行った

場合に。そういうものも全部一遍含めて、やはりその職務を責任を持ってやるためにどうかというのは、僕は検討する時期じゃないかなと。

だから市長は恐らく、各泉南市内の方で適当ないい人を探すときに、日当何ぼですか、7,500円、そんな安いんやったらやりませんわと言う人はあからさまにはないと思いますけどね、その人が仕事を持って勤めてあって、市が市民からそういう申請があってそれを検討するときに、実際の仕事の時間を割いて来るためには、やっぱりちゃんと社会的な常識というのが私はあると思うんで、この7,500円というのは、決してそういう専門の立場に対する報酬のあり方としては、私は適当でないと思うんですよ。

市長はさらっとそういうことを言われましたけども、ちゃんとそういう理由を言って私は1つの提案をしとるわけですから、そのことはもう少し、このことが適当かどうかも含めて、市長のお考えをぜひおっしゃってください。

そして、先ほどの公開の問題ですね。私も市民がこのことに興味あれば、口頭審理の状況を傍聴に来るとするのは市民の権利だと思いますよ、こういう問題。それを何もしてないんだと、関係者がたまたま口コミで言えば知れるだろうというぐらいな告示の仕方でしょう。それで適当なんですか、この法律の条文からいえば。だから、今までやってないんであれば、この条文をもう一回きちっと読んで、やはりそう数ある問題じゃないですわね、年間。それはしかるべくちゃんとした、市民の皆さんに告示をする必要があるんじゃないですかと。今までやってないことと、今後のことも含めて御答弁ください。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 報酬についてはいろんな考え方があろうかというふうに思いますが、先ほども申し上げましたように、そういう審議会を設けまして、そこで審議委員の皆さん方に御審議をいただいて、答申をいただいているところでございます、それをもって条例で定めているものがございます。したがって、それは高い、安い、いろんな御意見はあるといたしましても、我々としては1日の報酬として適正ではないかというふうに判断をいたしてるところでございます。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 先ほど小山議員からの質問のうち、固定資産の

審査委員が3人ということでしたが、これは件数に応じて、必要とあれば30人まで増員することはできます。それによりまして、各項目によって委員3人をもって組織する部会を分かち、その部会に固定資産委員会の職務を行わせることができるということになってございます。

私どもの方といたしましては、現在条例で3人ということになってございますので、必要な場合はやはり改正して人数を考えていかなければいけない。現在のところ50件、9年度ございましたけども、同じような案件ばかりでございますので、評価に対する税が高いというような案件ですので、一括して50件をやりますので、各種、個人の場合と任意団体の場合と一括でやりますので、いわゆる不服審査の種類というんですか、種目というんですか、それは多くございませんので、その日のうちに何件か処理できると。そういったことで、現在のところ3人でもいいんじゃないか、こういう審理に対して対処できるんじゃないかというふうに考えているところでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

〔小山広明君「告示、先ほど言った告示」と呼ぶ〕

総務部参与（中田正純君）（続）固定資産の告示につきましては、固定資産の不服を申し出る者につきましては、法令で3月1日から20日間と、これによって固定資産の評価の閲覧ができるわけですし、それに対しまして、不本意であれば不服審査ということで申し出ていただくわけでございます。

また、市民に対しての告示というものは、現在行っておりませんので、今後検討していきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

〔小山広明君「30人と15人。15人と違うのかな。条例で、僕の本では15人になっとるで。30人になっとるのかな。間違いなかったら……。15人やろ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 中田総務部参与、再答弁願います。

総務部参与（中田正純君） 公開の告示でございますが、市役所玄関前の掲示板に告示をやっているということで、私の誤りです、訂正しておわびいたします。（小山広明君「15人は30人でええんやな。間違いないな」と呼ぶ）15人ではなくして、30人ということでございます。

〔小山広明君「ちょっと根拠を示してや。僕はここに15人と書いてあるから言うとるんだから」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） これは数字のことだから間違ったら——私、この2,978ページ、上の右から2行目に「その委員の定数を十五人までに増加し」と書いてあるんだけど、この数字じゃない、あなたの30人というのはどこに書いてあるんですか。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 地方税法第423条の9項でございます。

議長（巴里英一君） よろしいですか。小山君、まとめてください。

2番（小山広明君） だから私言うとするんだから、423条8項に「固定資産評価審査委員会において処理すべき事務が多いと認める市は、第二項の規定にかかわらず」——第2項というのは3人ですね。「当該市の条例の定めるところによって、その委員の定数を十五人までに増加し」と書いてある。これ8項なんですわ。9項というのは、人数的なことを一切書いてないですよ。どういうことなんです。私の持つのとあなたの持つのと違うのかな。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 平成9年の地方税法の改正がございまして、15から30名になってるわけでございます。

〔小山広明君「それを早く言わな。結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。——奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 非常に長くなっておりますので、簡単にしたいと思います。非常に歯切れの悪い答弁も中にはありましたけども、平成5年の4月にこの方が泉南市に事務所を開設されてるということも載ってなかった。そういうのも指摘されて初めて言うという、そういう中途半端なことではいけないと思うんですね。前回否決になった。それから、何のあれもなしにいきなりふっと出てきたんですな。否決になりましてそういう形になったという、これ事前にちょっと言うといっていたら……。

〔発言する者あり〕

議長（巴里英一君） 発言中ですので、お静かに願います。

9番（奥和田好吉君） ここまでならなかったと思うんですけどもね。

ちょっと確認しておきたいと思うんですけども、固定資産審査委員会の委員の兼職禁止等がございまして、これは職業的に当てはめて問題は

ないののかな。なければならぬ結構でございますので、ちょっと確認しておきたいと思えます。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 御質問の固定資産の評価審査委員さんの兼務禁止でございますが、これにつきましては、国会議員及び地方団体議会の議員さん、地方団体の長、農業委員会の農地部会の委員というように… …（奥和田好吉君「425条の4」と呼ぶ）425条でございます。これも地方税法が改正されてると思うんですが、私の方では425条の1項、2項、3項ということでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

〔奥和田好吉君「変わるとの。いつ変わったの」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 理事者に申し上げます。もう少し丁寧に、確実に答弁を願いたいと思えます。市道課税課長。

総務部課税課長（市道登美雄君） ただいまの奥和田議員さんの御質問にお答えいたします。

地方税法425条1項の4号のことだと考えておりますけれども、税法に規定されておりますのは固定資産評価員ということになっておりまして、当市では辻収入役がその任に当たっております。したがって、兼職禁止等に該当いたしません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと中田参与の答弁の中で、基本的な問題で気になることがありましたので… …。いわゆる3人で十分なんだと。特に具体的には50件の案件が一括して審査に足る、そういう中身であった、すべて同種の中身であったと、評価を不服としていわゆる異議申請なされたものであったと、こういうふうに御答弁をされました。

しかし、そういう言い方をされると、個人の財産権の問題、例えば隣接してても、同じような地番であっても、奥地で突き当たりの土地と公道に面した土地と全然違うわけですし、そこに高低差があつたら違うわけですし、そういう現地主義といえますか、現地を踏査して十分にその不服に対しては審査にこたえていくと、これがこの地方税法、そして審査に当たる、これを受けた政令等の中に明記されているわけですが、そういう答弁でい

いのかどうかですね。

それと、もう1つは、平成6年の評価がえが一片の自治省通達でなされた。そのことは法令主義に反しているのではないか。行政が出す通達と、国会が法律で決める、あるいは地方の問題では地方の議会が条例で制定する、本来ではそれにのっとって税が決定されなければならない。一片の通達でやれば、すべて行政内部の処理でできるわけですから、税というのは個人の財産にもかかわる問題ですから、そういうわけにはいかないわけですね。いわゆる法令主義に基づいて課税するということになっているわけで、そのことが6年から以降の不服の主たる内容なんです。だから、そのことからいえば、当然納税者の立場をよく勘案した、そういう固定資産評価審査委員が選任されなければならない。これは自明のことなんです。

ところが、いわゆる税理士は、果たしてそういう立場に立ち得るかどうか。前の方は、西澤さんは、これは課税される側ですよ。一定納税者の気分、感情なり状況をよく把握されている。今回は、税理士さんというのは、昭和56年の税理士法の改正によっていわゆる徴税機構の中の一部に組み込まれた方なんです。どっちかという課税者側の立場なんです。これはね。だから、そういう方を選任して果たして適正な、納税者の立場に立った、そういうふうな適正な課税ができるのかどうか。こういうことは基本的な問題として、そしてなおかつ、先ほど冒頭に申し上げましたように、一括してやる。それほど個人の財産を軽視した言い方はないです。そんなやり方されたらたまりませんよ。何で異議申請するんですか。そして、ここにも明記されてるように、証拠書類を添付して口頭審査に臨むんですか。事実を述べるんですか、不服審査に異議申請した方は。

今そのことが問題になって、全国各地で国家に対する賠償請求的な裁判が、国家を相手取って行政不服審査がやられているわけです。余りにも今の答弁の中で引っかかるわけですが、個人の財産権を軽視した言い方、それはまかりならん、こういうふうに思いますよ。もう一度改めて、法にのっとって、それを受けた政令にのっとって御答弁いただきたい。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 固定資産の不服審査につきまして、私先ほど一括でという御答弁をいたしましたけれども、これにつきましては、我々もいたしましたも評価の審査をするに当たりましては、口頭審理を開催する

に当たりましては、形態のよく似た土地、また家屋等、そういうものを精査しまして、50年で例をとりますと口頭審理に6日間、実地調査で3日間を費やして処理に——我々は申し出人と課税庁との討論の中で、固定資産の評価審査委員さんを交えて、課税庁と申し出人の討論を行ったと、そういうような形で、これに対しても9日間を要しているということでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） それならば一括審査というふうなことは言われずに、いわゆるケースによって個々審査を十分にやった上で適正かどうかという判断をいたしておりますと。現地で立ち会いやってるわけでしょう。現地主義でしょう。個々審査でしょう。そういう言い方をされないと、今の答弁は個々審査やってますということなんやから、一括審査やから3人で十分なんだというさきの答弁は撤回するとか、めり張りある、再度聞かなくてもええように、そこまで答弁されるわけだから、同じことを聞いているわけですから、その辺は蒸し返しにならないようにひとつしていただきたい。

個々審査の重要性というのは、個人の財産権を守るということで絶対やらなあかんわけですよ。当たり前のことじゃないですか。その評価を決めるわけです。だから評価審査委員と、こういう名前がついてるわけですからね。それを一括して3人で処理すると、そやから十分なんだと、一括処理だから十分なんだと、そんな言い方は撤回しなさい。改めなさい。法にはそんなになってない。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 一括で処理するという私の方から答弁いたしましたけれども、十分その審査内容、また申し出人の内容を精査いたしまして、それによりまして日数を費やしまして、しかるべき処置を審査の処理に審査委員さんが当たっていただいているということでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 前言を撤回するという、さきの答弁にはちょっと不穏当なところがありました——不穏当と言うたらおかしいけど、正確を期せなかったということぐらいは言うて、撤回するぐらいは当然言うべきだと思っております。

それから、もう1つ、私、冒頭に2つ言うたんですよ。そのことと、それからいわゆる課税者側の立場に、税理士さんというのは法的には税理士法でそうなってますから、本来この税理士法が改正されたのは、いわゆる徴税吏員を少なくせんがために、本当は1万2,000人ぐらいふやさなあかんところを現状で維持させるために、国家財政の56年の赤字がふえて大変な危機のときに、それにかわるものとして、本来納税者の立場に立った税理士をいわゆる徴税機構の中に組み込むと、こういう改悪をしたわけですから、税理士法にはどういう仕事をするかというのは明確になってるんですよ。そういう人が果たして納税者の立場に立って、行政不服審査を適正にやれるかどうか。他の市で税理士さんがこういう行政不服審査委員の任務を全うされてる、任務についておられる、こういう事例があればお示しをいただきたい。基本的な問題ですからよろしく。

もう1回で答弁ちゃんとしてや。2回同じことを言うてんねやで。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答えいたします。

固定資産の評価審査委員さんの要件というものがございまして、1つは市内に住所を有する人、また1つは市内の納税義務者であるという方、また1つは、1、2以外の人でありましても、固定資産の評価について学識経験を有する者は住民、いわゆる1、2の要件なくしても専門的な知識を有するというので、固定資産の審査委員さんに適任であるということです。

では、学識経験者といったらどういう人のことを指してるかとお答え申し上げますと、まず不動産鑑定士とか公認会計士、また税理士、また土地家屋調査士、またもう1つ、金融機関とか不動産会社で不動産部門に長年にわたって従事していた人、大学の教授で土地の学問を専門にやられてる教授、また市町村の職員のOBで長年土地の評価に携わった者というような形で、税理士さんについても我々といたしましては適任者であるというように考えているところでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

〔和気 豊君「答弁抜けとるで。そんなこと聞いてないがな」と呼ぶ〕

総務部参与（中田正純君） （続）そして、他市で税理士さんで評価委員さ

んがおられるかと。そのことにつきましては私どもの方は把握いたしておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） よろしいですか。———和気君。

13番（和気 豊君） 納税者が不服申し立てをやるわけですから、いかに納税者の立場に立って厳正な調査がやれるかということだというふうに思うんです。確かに学識経験者の中には入っておりますけれど、その部分については56年以前から変わってないんですよ。法律は、税理士法については変わっているけれどね。だから、その辺は今やっぱり各市でも問題になって、できるだけ税理士については差し控えようと、こういう傾向があるんですよ。その辺は、他市の状況もよくかんがみて、よく他市、他市と言われるわけやから、まさに泉南市の独自性をその点では発揮をされて、税理士法改正の経過なんかもよくかんがみて、やっぱり判断すべきではないかと私は思うんですよ。

そういう点で、事前にそういうことも本当にひざ突き合わせた論議ができるように、ここでその人の職業まであげつらって問題を提起しなくてもいいように、人事案件だから事前に議会の側にも、各党派の方にも、その辺の意向を十分伝えることが必要だと、こういうふうに先ほどからの論議で皆さん異口同音に申し上げられているわけですから、その辺の配慮のない本提案についてはやはり反省をしていただきたいなど、こういうふうに思うんですが、議会のコンセンサスをとるということは、そういう点で大事なんですよ。十分に行政側は100%そういうノウハウを持っておられるかもわからへんけれども、やっぱり抜けてる点はこうやって論議をすると出てくるわけですからね。その点は市長、どうでしょうか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど来から何人かの議員さんにも御指摘をいただいておりますので、もう少し余裕を持って対応するということが重要であったというふうに思います。

ただ、今回そういう形で、任期も今月いっぱいということもございまして、第三者的な機関でございまして、できるだけ公平に御判断いただける方ということで、そういう税の知識に精通をされておられる方ということで選任したつもりでございましてけれども、なお念を入れて、議会の皆さんにももう少し時間を持った中でお示しをする必要があったということに

については、謙虚に受けとめさせていただきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第6、議案第2号 工事請負契約の締結について（公共下水道（第10-1工区）管渠築造工事）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第2号、工事請負契約の締結について（公共下水道（第10-1工区）管渠築造工事）について、御説明を申し上げます。議案書の23ページでございます。

まず、提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定いたします予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、公共下水道（第10-1工区）管渠築造工事でございます。工事請負者は大阪府中央区南船場一丁目14番10号、大成・浅沼・森本建設工事共同企業体、代表者構成員、大成建設株式会社関西支店専務取締役支店長、遠藤郁夫でございます。

請負金額は14億175万円、入札方法は一般競争入札で、仮契約日は平成10年9月10日でございます。

なお、それぞれの工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注等につきましては、参考資料として25ページから31ページに記載をいたしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

2番（小山広明君） ただいま御説明がありまして、詳しい図面もきょうここに配られておりまして、それを見てるんですが、私がずっと疑問にありますが、それは、地域の仕事でありますからなるべく地域の方に仕事をやっていただく。地域の公共施設でありますから、それだけ愛着もありますし、やはり地域の仕事づくりという点からも、そういうことができなかつた理由について、明確にわかる形で説明をいただきたいと思えます。

パッと見て一番の理由——ほかにもあるんですが、この管布設工というのが、前にいただいた図面ではたしか点線になっておつた記憶があつて、今回きっちり実線で入っておるわけですね。少なくともこれぐらいは分けられるのではないかな。どうしても分けられないという明確な理由を示していただきたい。

あとは、大阪で余り例のない急カーブをするところに、立て坑を設けずにシールドで回していく大変難工事だということですが、やはり泉南市内の業者がやれる工法ということも、私は市の行政で仕事を考える場合にはまず第1点に考えていただく。難しい仕事といいますと、競争も余りないわけですから、それは経費が高つくということは当然の物の道理と思えますが、そういう点からいっても、それからまた複雑になる関係から、後のメンテについても、より難工事というのは経験が余りないわけですから、いろんな考えられないことも将来起こるだろうと。そういういろんなことを考えますと、やはり難工事というのは、我々議会からすれば余りやってほしくない問題だと思いますね。そういう点も含めてひとつ御答弁をいただきたいと思えます。

議長（巴里英一君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 小山議員から、工事の内容について3点御質問をいただきました。

まず、図面の話から先にさせていただきますと、図面は多分産建委員会等で提出した図面だったと思えます、以前の図面は。各委員会に諮ってるうちにいろんな意見を伺いまして、わかりにくいところがございましたので、

まず図面は適宜修正させていただいたというところを前提にさせていただきたいと思います。

まず、その関連でございますけども、いわゆる管布設工、面整備をどうして分離発注できないのかという御質問だと思いますけども、基本的な考え方といたしまして、工事区間であります道路につきましては極めて狭隘であると。施工上の課題を解決するために合わせて発注したというふうに考えております。

仮に別々に発注した場合は、課題といいますと3点考えられまして、まず夜間通行どめの長期化が考えられるし、周辺市民への影響が大きいということが1点目でございます。

2点目につきましては、1区間に2業者が入りますと、路面沈下だとか家屋損傷が起こった場合のいわゆる責任体制のあいまい化、なすりつけなども起ころうかと思っておりますので、この辺を回避したいというのが2点目。

3点目、これは経費面でございますけども、分離発注をいたしますと、分離の仕方にもよるんですが、おおむね1,300万から3,300万ぐらいは経費増になるということでございますので、基本的には今回につきましては、施工上の課題等を解決するために同時発注させていただいたというふうに御理解願いたいと思います。

それから、メンテ等困難、難工事だということで少し御意見いただきましたけども、難工事とはいえ施工可能な工事であるということ。それから、この下水管、雨水管渠自身は、本市にとって基盤施設として必要な施設であるということから、ぜひにでもつくっていくべきであるというふうに考えております。また、メンテにつきましては、基本的にできるだけメンテの要らないような、維持管理費用のかからないような作り方をしたつもりでございますので、その辺御理解願いたいと思います。

それから、なぜ大手のゼネコンを参画させるのかということを改めて御説明させていただきますと、議員の御質問にありましたように、半径10メートルの曲線施工が必要でございます。これにつきましては、過去3年間でも日本で16事例しか確認しておりません。大阪では2事例しかないということ。

それから、既設の汚水の方の大阪府が施工しました流域下水管との離隔が84センチしかないということ、それから最小埋設深さが余り深くない

ということで、施工中の陥没、また逆に隆起などに細心の注意を要することから、施工技術的に見ましても非常に高い技術を要するというので、いわゆる大手ゼネコンというところに参画を願ったところでございますので、よろしく御理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 大変大きな公共事業で、これは技術サイドから今るる説明をいただいたんですが、市長として、再三議会でも地元業者育成ということが議論されておりますが、政治家市長としては、この工事に対してどのような明確な方針を事務当局に示したのか、いや何にも示してないのか、その辺ちょっと先に聞いとけばよかったです、まず市長にそのことをお伺いをしたい。

こういう不況の状態ですから、地元の業者も仕事がない。また、古い歴史を持つ業者も倒産をしておると、そういう泉南市内の現状でありますから、業者からすれば、これだけ大きな仕事は、やはり本当に仕事がしたいと、そういう意欲に燃えとると思うんですが、そういう時代状況も含めて、市長として、市民から選ばれた市長としてはどういう判断を事務局に指示をしたのか、もしお話しいただければ、まずそれを聞いておきたいと思えます。それから、先ほど担当の方が言われた答弁については、私の疑問をぶつけていきたいと思えます。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 基本的には、可能な事業についてはできるだけ地元の皆さんにお願いをしたいという考えを持っております。ただ、今回の案件につきましては、極めて技術的な部分が非常に多いわけでございます。私も技術屋の一人といたしまして、こういう非常に狭い道路、しかも非常に大口径の雨水管、また立て坑も限られたところしか掘れないという中で考えた場合、やはり工法的にはこういう方法がベストであるというふうに考えております。特に狭い交差点を急角度で鋭角に回るというふうなこともございますし、日本でも半径10メートルというのは、先ほど事例紹介がありましたけども、ほとんどないというような事業でございます。

あわせて、污水管の問題もありましたけれども、これもやはり地域の皆さんに御迷惑をかける期間というものを最短にしなければいけないという

ことで、先ほど課長が申しあげましたように、仮に分離発注をするということになれば五、六カ月さらに工期が延びるという問題、それと色々な周辺家屋あるいは道路その他への影響——あってはならないわけでありませけれども、絶対ないということは言い切れないわけございまして、そういう部分のやはり責任体制の明確化ということもございまして、また、工費的に非常に割高になるというようなことございまして、工法的な説明を私は受けました。その中でやむを得ないという判断をいたした次第でございまして。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長のお話から明確なのは、まず方針をきちっと可能な限り地元の業者にというのはあったんでしょうが、明確には事務方の方からいろいろ報告を聞いてやむを得ないという判断を後にしたと、そう受け取っておるんですがね、今の話からいえばね。

しかし、やはり事務方がきちっと段取りをして持ってきたものを、それから後、市長の方針で、いやこれはこうせえというのは、それは混乱が起きるわけですが、初めから地元の業者が受注できる、そういう可能なことを追求しなさいということがもし先に指示としてあれば、入札行為の中でも反映できたのではないかな。

でないと、従来のまま事務方にやれば、やはり今のようないろいろ大手に出さなければならぬような事案として上がって、市長はそれをやむを得ないと認めていく、こういう1つのあり方は、私は改革なり思い切った市民の負託にこたえるような施策を出していけないんじゃないかな。まず市長のきちっとした方針をびちっと出して、その範囲でやりなさいというようなことをやはりやって、こういう事業は進めるべきではないかなと思います。意見だけ申しあげておきます。

それから、もう1つは、私が一番気になるのは、この上に示された図面の中で、管布設工は具体的になぜ1つの業者に出さないといけないのかというのがちょっとわからないんですよ。具体的に絶対的にこれは1つに出さないところだということをはっきりここで示してください。

というのは、私がこれを考えるには、シールド工法がまず先行していくわけでしょう、この工事は。それが終わった後に上から掘るわけでしょう。1.2メートルから2.5メートルぐらい掘っていくわけでしょう。下に行く

のが終わってからですから、それは責任が、1つのところだと何か家が傾いたときにはなすり合いにならなくていいというのは、そらあるでしょうけどね、仕事としては別々に進むわけですから、時期もずれるわけですから、私はこれはやはり責任の問題については明確にして、日本には司法というところもあるわけですから、後でやはりなすり合いになることもあるでしょう。

そういう場合にもきちっと対応するようにしとけば、私は市長の方針がまず明確に、可能な事業は地元でということが絶対的な方針として示されておれば、私はそれは十分クリアできるのではないかなと思いますよ。だから、あなたのは一般論としてはわかるけども、絶対的に2つの業者には出せないんだというのは、今聞いた限りではその責任が不明確になるということぐらいでしょう。

それから、狭い道路だから夜間の通行どめを少なくしたいと言うけども、今言ったようにシールド工法を先にやっていくわけですから、そら会所のところはある程度問題があるでしょう。だからこれは私はやっぱり市長の方針に、こういう工法でもいいから、発注に関してはやはり地元の業者に——これ長いでしょう、1,376メートルですからね、かなり仕事ありますよ。それはやはり地元の皆さんにもこういう実情を説明をして、地元の業者育成のために、一括して出すよりも多少迷惑をかけるでしょうけど、協力をいただきたいと言えば、市民の協力できる範囲だと思いますよ。

そういうふうに、やはりすべてのものを市民にも示しながら協力を得て、そして市長の方針である、可能な事業は地元でということが結果として貫かれるようなことをやらないと、私は地元の皆さんの市政に対する信頼なりかわり方というのは、余りよくないと思いますよ。だから、事務当局は、絶対に2つに発注できないということをもっと明確に言うてください。  
議長（巴里英一君） 南下水道整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） ただいま小山議員の質問のありました件でございます。夜間通行どめの長期化ということを少し詳しく説明させていただきます。

この工事におきましては、下水道のトンネル工事だけではなくて、いわゆる水路の取り込みのマンホールを沿線に7カ所ほど予定してるところでございます。図面のナンバー1からナンバー7というきょうお配りした資

料に配ってるところでございます。そのほかにも南海との接近部分だとか急カーブ部分では、薬液注入工事といひまして地盤を固める工事をして安全な掘削をする必要があると。その他、ところどころ沿線で水道の切り直し工事もあります。トンネル工事だけじゃなくて、実は地表面からの工事も相当多いということで、地表面からの工事が相当多いということに関して、せっかく地表の工事をするのであれば、この際あわせて汚水の整備をする方が、一回の掘削で施工可能、工事期間の短縮も可能ではないかという判断を持って、今回合併して発注したものでございます。いたずらに何でもかんでもひっつけたという形での発注ではないということでございます。

それから、今年度21件ほど我々下水工事を予定しているところがございますけども、これ以外につきましては、基本的には地元向けで発注を予定しているところがございますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、今あなたのお答えいただいたのは、7カ所の取りつけとか薬剤注入とか、それはシールド工法に伴う工事ですよ。それが終わってから上からの開削というんか、上から掘るんでしょう。それをやるとる間に、雨水の7カ所を取り込んだる間にすぐその工事に入っていくんですか。また、そんなん入っていく必要ないじゃないですか。だから、そういうシールドに関する工事が終わってから、工期も大分あるでしょう、これ。ずうっと終わっていったら、その後上を掘っていったらいいわけですからね。そんなものシールドの取りつけもやりながら、また上を掘っていくというようなこと普通あり得ないでしょう。

だから、それはどちらにもいろんな問題点ありますよ。しかし、市長の方針が、可能な事業は地元業者にということをしてどこで実現するかという努力が、まずそこがないといけません。初めから何かあなた一緒に、この際ついでだから污水管も入れるんだという発言があるけど、ついでだからじゃなしに、やはりこれだけ14億円からの大きな発注ですから、上の污水は細い管ですからね、それは地元業者で十分やれるわけですし、そのことで地盤が緩むとか、そういうことはいろんなことで対応できるじゃないですか。そのことをやはり市長が初めにそういう方針をきちっと示

しておけば、今の聞いた限りでは絶対に分離発注は不可能だというように受けられませんよ。あなたも何回そこへ答弁に立たれてもそういう答弁と思いますからね。私はこの上の布設管については分離発注して、やっぱり地元の業者にやっていただくということをぜひするべきだったと思います。

最後にしておきたいし、討論の中では自分の意見を言って、自分の意思表示はしたいと思いますので、再度市長にお聞かせいただきたいんですが、市長が言う可能な工事は地元でということがこの工事及び発注に関して貫かれてると思いますか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど来から御質問がありまして、お答え申し上げておりますように、絶対分離できないかということについては、それは可能だというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、工期が約5カ月以上延びると、長くなるということ。それから、先ほどありました周辺の家屋等への損傷があった場合、それは裁判でやればいいのかということなんですが、私たちと申しますか、私もいろんな経験をしてきておりますが、そう簡単なものではございません。そして、もし発生すれば即対応しなければいけない問題でありますから、そこでいたずらに時間を経過するということはあるてはならないことでもありますから、それはやはりきちっと即刻対応できる体制を組んでおかなければいけないという問題がございます。

それから、あとは経費的な問題でございまして、当然国の補助とか、いろいろいただいてまいるわけでございますから、できるだけやはり経済的に安価に進めるというのは当然でございまして、先ほどもありましたように、もし別途ということになりますれば、期間の問題もありますけれども、経費的にもやっぱり数千万単位のプラス、増ということになるわけでございまして、経費節減という意味からも、最も妥当な合理的な工法を選択するというのが当然の使命であるというふうに思います。

そういうことで、私も詳しく説明を受け、その内容もお聞きもし、また自分自身の過去の経験も踏まえまして検討した中で、この案件については一括施工はやむを得ないという判断をいたした次第でございまして、御理解を賜りたいというふうに思います。

〔小山広明君「最後に一言だけ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長のそういう方針がこの事業及び発注について貫かれておりますかということをお聞きしたつもりなのですが、まともにそういうことには御答弁いただかなかったわけですね。私はそのことを聞いとるわけですから、この一括した理由を聞いとるわけじゃないんでね。その辺は、私は貫かれておらないと。まず、市長に強いそういうリーダーシップがあり、当初に方針ありきであれば、事務方もそのことは何らかの形でこたえないかんわけですから、そういう点ではいろんな創意工夫がなされたんではないかなと。そういう点で私はこの事業に関しては、市長のそういう地元業者育成、また時代状況を踏まえて、強いリーダーシップを発揮して事務方を指導できない結果であると、僕はそう思わざるを得ない。また、そのことを聞いとるわけですから、まともに答えてませんからね。そのように思います。

感想だけ申し上げておきます。

議長（巴里英一君） ほかに。———島原君。

17番（島原正嗣君） 朝から一言もしゃべっておりませんので口がちょっと回らんかと思っておりますが、御勘弁を願いたいと思っております。この議案とできるだけ関連のあるお尋ねでございますが、基本的な部分をお尋ねしておきたいと思っております。

1つは、今行われている入札制度のあり方なんでしょうございますが、日本の公共工事の場合は、大体一般的には指名競争入札と、こういうことが我が国で行われる現状であろうと思うんです。ただ、法律的には、御存じのように一般競争入札が日本の会計法第29条の3の1の中で、本則で定められているわけでありまして、つまり、一般競争入札にしなさいと。いわゆる指名競争入札というのはこの附則に書かれているだけでありまして、原則は一般競争入札というのがこの法律の趣旨ではないかと思っております。

そこで、本市は1年近くになりますか、抽せん入札方式というんですか、指名方式といいますか、そんな形でやられておるんですが、将来、この1年間ほど経過して、この抽せん方式というものが、公共入札について、あるいは談合を廃止する意味でどれだけの効果があったのか。あるいは、今後将来にわたる本市の入札制度のあり方は、一体どのようになされていく

のか。

また、もう1つは、今御指摘がありましたように、これだけ日本の経済が冷え込んで、地元の中小零細の業者というものが非常に苦境を強いられている。それを救済するのが、また行政の、あるいは議会の責任ではないかと思いますが、今後の入札のあり方について、どのようなことが一番適切であるか、本市はどのように考えておるのか、御答弁をいただきたい。これが1点です。

もう1点は、ペーパーカンパニーの問題であります。これはいつもの議会でも若干議論があるわけでありましたが、実際に仕事をするとところに仕事をあげることが、私は本来その企業の育成につながるのではないかと。ただ机を置いて電話1個だけでということについては、いかなものだろうかという感じを持ちます。

したがって、本市はそれらの実態調査、あるいは企業の受注能力、ただペーパーだけの審査ではなくて、施工能力なり等を含めて、もう少し明確なチェックをしなければならない時期に来ているのではなかろうかと思いますが、このことについてどう思うか。

さらに、この議案書を見ますと、後の2件については金銭保証人、それから工事の完成保証人というものが書かれておるわけでありましたが、ただいま提案をなされているこの契約書を見ますと、金銭保証人は入っていない。さらに完工保証も入っていない。ちょっと私、38年ほど議員をやってますけども、事業部等にはほとんど委員会としては回っておりませんので、大変無知な質問かも知れませんが、それは保証協会等のかかわり合いでそうなってるのか、大手だけはそういうふうなものが全然組まれていないんですが、かえって最近では大手の業者の方が非常に危ないと、こういうふうなことも言われておりました、中小零細の企業には工事請負契約の中で金銭保証、工事完成保証人をつけさせてるわけでありましたが、大手については一切そういうことがない。この理由について、とりあえずお答えをいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 島原議員の入札制度に関する質問でございますが、最初にいわゆる抽せん型指名競争入札制度のあり方でございますが、

この制度につきましては、昨年の11月から1年間の試行ということで続けてきてるところでございますが、今年度工事の発注計画、状況等を検討の結果、抽せん型対象工事があと数件ございます。この件につきましては、今年度の対象物件を消化するまでの間、この方式を継続したいと思っております。

今後のこの制度の取り扱いでございますが、この件につきましては9月議会でもいろいろとメリット、デメリット等の御議論もあったわけでございますが、制度の具体の見直しに入ってまいりたい。具体には、そのデメリットと申しますか、現説に参加しまして積極的に見積もりを行った意欲のある業者でも、抽せんにより入札に参加できないというような不正常的な形があることも間違いございませんで、この制度につきましては、基本的にはなくす方向で考えてまいりたい。ただ、この制度のメリットということもございまして、何らかの形でこの制度は残す形で考えてまいりたいと思っております。例えば、談合情報が寄せられたときにこういうふうな制度、抽せん型で抽せんを利用するというふうなことで残してまいりたいと思っております。

それと、ペーパーカンパニーの問題でございますが、一般に土木業と申しますか、この業につきましては、一般にいわゆる請負と申しますか下請、こういうふうな制度が従前からとられてきてるわけでございますが、その仕組みと申しますか、今の時点でいろんな課題を抱えていることは、私どもも認識しているところでございます。こういう点を、今の状況に見合った形のあり方ということを、先ほど議員の御指摘もございましたが、いろんな請負制度、また実態等も踏まえまして、今後取り組んでいく必要があるものと思っております。

それと3点目の、今回の10-1工区につきまます履行ボンドと申しますか、新しい保証人制度の関係でございますが、今まで工事完成保証人制度ということで保証人をとってきたわけでございますが、この制度の問題点というのがいろいろと指摘されてきてございます。本来競争相手であるべき建設会社が、他の建設業者の保証をする不自然さというんですか、そういうこととか、また落札者の契約金額が、完成保証人の予定する予定工事価格を下回る場合に工事を引き受ける不合理とか、いろいろと論議されてきてございます。

こういう中で、テストケースといたしまして、今回この工区につきましては履行保証制度を導入したことをごさいます、この制度は、一定の範囲内で工事の完成を保険会社が保証するものとなっておりまして、その履行保証につきましても費用負担は、第一義的には請負者が負担することとなっておりまして、工期や契約金額、建設業者の信用力に応じて異なっているものでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 私の申し上げたいのは、先進国の中ではほとんど一般競争入札という、そういう制度が取り入れられている。日本の場合は、特に新聞等でもマスコミ等でも言われてるように、土建国家という1つの国の歴史的経過があり、あるいは官僚機構という1つの問題点の中で、長年培われてきたのが指名競争入札ということになっているわけです。

例えば、県知事選挙があり市長選挙があり町長選挙があり、それを支援する団体に入っていない者は、ある意味では排除されてきたと、そういう過去の例もあるわけでありまして。けれども、今日ではそういう例えば県知事選挙、市長選挙を応援したから、せんからということで指名を外すということはほとんどないと思いますが、問題はそういう過去の改革というものをやらない限り、談合というものもまたなくなると。いみじくも今総務部長がおっしゃったように、それじゃ大きいところは、今答弁がございましたように、保険会社が金銭保証し、あるいは工事完成のある意味の保証をしていく。今言われた金銭保証することによって、談合というものにつながっていくと。同じ業者が同じ業者を助け合うということは、結局、最終的には貸し借りの問題になってくるわけでありまして、借った借りは返さないかんということが、ある意味では談合につながると。

これはいろいろ書いてるから、私もそういうことは状況認識をしてるわけでありまして、問題は今出されておる、小さいところは金銭保証人をつけ、あるいは工事完成保証人もつけるという一定の定義がある。新しい試みで、大手についてはそういう方法をとったとおっしゃいますが、問題は、これだけ複雑多岐にわたるいろんな問題が社会的に問題化されているわけです。したがって、大きいところも小さいところも、扱うなら同列に保険会社と話し合いをするような窓口を持つべきではないかというふうに、私はそう思い

ますよ。これが1点です。

それと、もう1つは、本市はいわゆる土木、建築に限って年間幾らぐらいの申し込みがあるのか、指名願というものが出てるのか、わかっている範囲で結構です。休憩をとってまで調べんでも結構です。総務部長の頭の中で考えられる範囲で結構ですから、お答えを願いたい。

それと、もう1つは、だれでもかれでも指名願が出せるわけでありませうけれども、現在本市がとっている準市内業者等については、ただ単にある意味では指名願を出すだけであって、なかなか指名も当たらない、工事も出てこない、そういう矛盾があると思いますが、今後これらについても、そういう準市内業者には一切受注の機会がないならないということをやちゃんと申し上げて、御辞退をしていただくようにしないと、申し込んだ方は必ず1年間の間1回ぐらいは指名があるだろうという期待感がある。そういうことではなしに、できないのはできないというふうに、いっそのこと当初からお断りをするということも、私は行政としての務めではないかと思えます。

もう1つは、何回も繰り返すようではありますが、問題は、どれくらいまでが泉南市内の業者で、例えば下水道工事の場合は消化できる。例えば5億かあるいは10億かというその限度額もあると思えますけれども、これだけ難しい世の中になってくれば、市内の業者ととてもとても大変だと。大手の業者でも目の色を変えて公共事業に寄ってたかってくるという事態でありますから、もっと地元の企業、業者が生きれるような新しい施策を考えているのかどうか、このことも含めて御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 最初の履行ボンドの導入につきましては、今までに本市ではその採用をしてないところでございますので、今回テストケースとしまして行ったところでございます。これは、業者と保険会社の者が契約を結ぶというのが一番の基本的なものでございますので、この制度の内容を今後業者等に周知する中で、今回の試行を参考にしながら対応してまいりたいと思っておりますのでございます。

また、2点目の申し込み等につきまして、申しわけございませんが、私の頭の中にその数が入ってございませんので、御答弁できませんので、

御了解をお願いしたいと思います。

それと、今後下水道等の地元業者の参入と申しますか、育成につきましては、当然技術的な研修の中で対応と、あわせて先ほどの10 - 1工区の中で関係課長も答弁申しましたように、できるだけ地元業者が参入できるような、そういうふうな施工を含めた、施工時期を含めた形を考えていく必要があると思っていますところでございます。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 島原議員の御質問の中でございました工事による指名願の提出業者数だったかと思いますが、これにつきましては、1,600余りの業者の登録がございます。

それから、準市内の取り扱いでございますが、これにつきましても、私どもの方といたしましても指名委員会なりで御検討していただきまして、これらにつきましても取り扱いを明確にしていきたいというふうに考えておりますので、今しばらくお時間いただきたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これで3回目ですから、これで終わりにしておきたいと思いますが、最後に若干お尋ねをしたいと思います。

1つは、入札の関係については、談合防止のために各自治体いろんな工夫がなされてるわけでありますが、本市の場合は、入札の上限価格を入札前にオープンにするという考え方はあるのかないのか。あるいは、後でも結構ですが、そのような考え方はおありなのかどうか。

また、設計金額についても事前に公表するというところもあるようでございますが、本市の場合は一体どのようになされるのか、その方法論についてお聞かせをいただきたい。

しつこいようでございますが、抽せん方式というのも、ある意味ではメリットもありますけれども、ある意味ではまた逆にデメリットというものもあるのではないかというふうに考えます。やってみて改めるべきことはきちっと改めないと、後々いろんな問題を残すわけでございますから、ぜひひとつそういう反省なり教訓の上に立って、新しい時代に沿った入札制度のあり方というものをお願いをしておきたいというふうに思います。

1,600も申し込みのある、指名願のある業者を一般競争入札せえと言

ったって、なかなか大変だと思うんです。しかし、できるだけ今日の時代にお互いが生きていけるような制度改革は、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

意見やら質問やらわからんようなことを申し上げましたけれども、このことについて若干御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 入札制度のあり方につきましていろいろと御論議いただいているところでございまして、事後公表につきましては、現在予定価格のみでございしますが、最低制限価格の事後公表につきましても、具体の実施の方向で検討してまいりたいと思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

〔島原正嗣君「指名競争入札、抽せんをやつはどないなるの」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど御答弁させていただきましたが、抽せん型指名競争入札につきましては、1年間の試行を終わったところでございまして、この点を今いろんなメリット、デメリットを踏まえまして、基本的には廃止をするという形で検討してまいりたいと。ただ、談合情報等が寄せられた時点での入札について、この抽せん型を何とか制度として取り入れていく形を考えてまいりたいと。この件につきましては、要綱等の改正等の準備がございまして、でき得れば12月の議会の前に所管の委員会に御提示をさせていただきたいと思っているところでございます。

議長（巴里英一君） 7時まで休憩いたします。

午後6時2分 休憩

午後7時2分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。質疑はありませんか。———真砂君。

12番（真砂 満君） それでは、何点かにわたりましてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

工事案件、この議案を含めて3本あるんですけども、3本について一緒にたにやらせていただきます。内容についてでございます。申しわけござ

いません。

今回の10-1、一般競争入札ということで執行されたわけでございます。さきの島原議員の方からも入札についての御発言がございましたけれども、今現在、市の方で行われておるのは、地元に対しては土木で2億5,000万円以下、建築で6億円以下というふうになっているところでございます。そしてまた、昨年度より、業界の方で談合等々いろいろあったという経過の中で、9,000万円を超えるものについては抽せん型というふうになってるところでございます。

今回、10-1工区では一般競争入札ということでございますから、やりたい人は、言い方は非常に乱暴だというふうに思いますけれども、この工事したい人は来てくださいよという形だというふうに思うんですね。非常に市外——金額の問題もありますけれども、市内業者と俗に言われる市外業者、その辺についての不公平さというものがあるというふうに思うわけなんです。泉南市内業者については大きく指名をして、抽せんて半分に減らす。一方市外では、やりたい人はどんどん来てくださいよと。制限つきということもありますけれども、それは度外視をしても、形的にはそういった形であると。その辺の不公平さについて、さきの9月議会でも議論がされてきてるところでございますけれども、休憩前の総務部長の答弁でも、抽せん型を見直すというふうな一定の御答弁がございますけれども、市内の最高金額ですね。2億5,000万なり建築での6億円、その辺の金額の点についてはどういうふうなお考え方なのか、お聞きをしたいなというふうに思います。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 確かに本市の1つの工事の入札金額につきまして、いろいろと御議論ございましたように、抽せん型の指名競争入札につきまして9,000万から2億5,000万と一定の枠を設けておりまして、これも市内業者のみの工事というふうな形の抽せん型入札をこの1年間施行してきたということで、ある面では1つの不正常な形で来てございまして、今の現行の制度から申しますと、議員御指摘のようにいろんな問題点と申しますか、市内の業者と市外業者とのその辺の整合性というんですか、それを整理する必要があるというふうに認識してございまして、いわゆる地元業者への発注基準ですね、その一部の見直しを図りまして、土木におき

ましては2億5,000万円が限度のところを3億円までといたしたいと。

そして、あわせて制限つき一般競争入札の対象を、土木は現行5億円以上からを3億円以上からに、また建築を10億円以上からを6億円以上からというふうな改正を今後検討してまいりたいと思っております。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） ということは、市内業者の最高額を上げるということと、それと市外業者の金額、それを下げてこの幅を少なくするというところでよろしいんですね。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 要綱等の改正がございますけれども、我々事務方といたしましては、今後の入札方式といたしましては、130万から——いわゆる指名競争入札ですね、これを3億円以内ということ。そして、いわゆる一般競争入札、制限つきでございますけれども、これにつきましては3億円以上というふうなすっきりした形をとってまいりたいと思っております。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） わかりました。それぞれ土木と建築の金額で、ここまですり指名、ここまですり制限つきの一般競争入札だという理解でいいんだというふうに思います。

それと、もう1点、去年からいろいろ市内の業者の中で談合情報が飛び交いまして、工事のたびにそういったことが現実として起こったという背景の中で、指名の抽せん型が泉南市として全国に先駆けて施行されたという経過があるわけなんですけれども、一般競争入札についても談合がないとは限らないわけですよ。今の泉南市のやり方を見ますと、市内業者はそういった悪いことするけれども、大手ゼネコンも含めた市外の業者にはそんなことがないんだというふうな前提の中で、どうもされてるようになってないんですよ。もし仮に市外業者の中でもそういった談合の情報があつた場合、どうされるのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） だから、今後は市内業者のみの抽せん型という形

をなくす形になっていくわけでございますので、一般的な談合情報につきましても、現在つくってございます対応マニュアルに基づきまして対応していくというのが基本でございます。そして、先ほどの1つ、今まで論議でございます抽せん型でございますけども、この制度は完全になくすという形をとるんじゃないしに、例えば談合情報があったときにその抽せんですね、その形を1つシステムとして残す形を考えてまいりたいと思ってるところでございます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） それでは、最後にしておきたいと思えます。

もう1点なんですけども、今どの業種もそうなんですけども、特に建設部門といいますか、土木、建築の部門については非常に不景気でして、各社ともいろんな面で大変な思いをされているわけでございます。そういった面で、特に資金繰りの面で非常な苦勞をしてるとよく聞き及ぶわけです。銀行関係が御案内のとおり貸し渋りをしているというようなことも背景に1つはあるというふうに思うんですけども、そういった状況の中で行政として何かできるようなことはないのかですね。もしあるとすればどういうことなのか、何か考えられておることがあるならお示しをしていただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 現在の経済情勢の中で、中小土木業者に対します1つの手だてというんですか、これは国の方でもいろいろと議論されてるところでございますけども、我々地元市といたしましてできる形となりますと、例えば工事着手の準備金としてございます前払金の制度がございますが、この支払い率ですね。現行で申しますと、一定の基準がございますが、例えば請負金額が幾らか以上——今ですと500万以上、工期が2カ月以上ということで、これが現在のところ20%以内ということでございますが、この前払金の支払い率、例えば20%もあと10%上げるとか、その辺の対応でもって地元業者の育成と申しますか、保護なりを考えてまいりたいと思ってるところでございます。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———林君。

22番（林 治君） この10-1工区のことではありますが、たしかこれにつきましてはこれまでも若干の議論がありました。

それで、まず私がお尋ねしたいのは、1つ疑問に思っているところは、入札に参加する者に必要な資格というのをこの工事について発表しておりますが、市内に本社、本店、支店、営業所等を置く者は、上記客観点数が1,400点以上であること。この規定は、今年度のものを指しているのか、昨年のを指しているのかですね。

たしか私が聞き及んでるところによると——議論を簡潔に済ますために聞き及んでることを先に言います。これについては当然のこととして、この11月ごろに大阪府の経審の発表を受けて、そして市として指名業者のランクとかそういうものを決めるというふうに聞いておるんですが、この点とのかかわりで今回は、この数字はいつの年度の数字を——ことしの執行のものなのか、去年の執行のものでやっているのかですね、この資格についての審査は。ちょっとその点、先にお尋ねします。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） この件についてでございますけども、この7月3日に入札執行に関しまして公告してございます。その中で必要な資格といたしまして、市内に本社、本店もしくは支店、営業所等を置く者についての客観点数については1,400点以上でございますが、これは平成10年、11年度泉南市一般競争入札参加資格審査申請書に添付した建設業法に規定するいわゆる経審ですね、この評点ということで明記しているところでございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） そうなると、あれでしょう、市としては11月でしょう。ことしの11月ごろに市としての評価を決めるんでしょう。なぜことしそういうふうにしてしまったのか。私、そこが1つ疑問なんですよ。本来、この時点では昨年の分が使われるべきでしたよ。それをあえてこうしたと。疑問の第1点なんですけどね。なぜそうしたんですか。それは書いてあるからわかってますよ。しかし、市がランクつけたりするときと時期が違うでしょう。本来、市が大阪府等のこの経審のあれを使ってやるのは11月でしょう、市の行政としての決定は。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 林議員御質問の中でございまして、経審点の基準点をいつにしていくかという問題かと思いますが、私どもの方

といたしましては、一般競争入札実施に際しましては、市内業者——もちろん準市内業者さんも含んででございますが、市内業者と市外業者を同等に処理していく必要があるかというふうに考えておりました、その場合で申しますと、共通年度の経審点を資格要件とさせていただいたということでございます。よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） そんなこと言うたら、共通のと言え、ここには平成10年、11年、2年にまたがった経審点を使うということですよ。9年と10年使ったっていいじゃないですか。なぜあえて泉南市がこれまで決めてきた——やっぱり泉南市の業者に対する問題は、泉南市の業者に対する経審点を、府の経審点を使って泉南市での業者のランクづけというのは、やっぱり泉南市の毎年やってきたこの11月をもって決定することに、そのことに値して対応を市内業者にしてやらないと、突然実際上来年度になる11月以降の資格になるものを使うと。それで入札は8月だと。おかしいじゃないですか。何か特別な理由があったんですかね、これ。そうでしょう。まだ市として10年度のを決めてないんですから、決めてないものを使うというのは、何で市外業者を優先してそれをやらなあかんのですか。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 市外業者さんと市内業者さんの指名願の提出と申しますか、受け付けの関係もあろうかと思えます。市内業者さんにつきましては毎年受け付けをしていただくということございまして、市外業者さんにつきましては2年に一度の提出という形になっております。

それで申しますと、市外業者さんの場合は、10年度、ことしでございますけども、10年度に受け付けを新たにしておりますので、その辺の関係で林議員御指摘のギャップなりが出てこようかと思えますが、これらにつきましては、先ほど御説明させていただきましたように、やはり一般競争入札ということでございますので、指名ではございませんので、市内業者さんあるいは市外業者さんも含めまして、どの業者さんが参加申し出をしてこられるかわかりませんので、一定このような形での経審点なりの縛りをかけさせていただいたということでございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番(林 治君) それ自身がやはり市外業者を——一般競争入札にも力があれば市内業者を参加させるという立場から考えていない。最初から市外業者を目当てにして、市内業者を入れない、こういう立場じゃないですか。

そこで、私はさらに、今度のこの10-1工区については、昨年が続いてまたまた疑惑の報道がありました。そして、これは8月の23日、毎日新聞の方からあったと。そこで8月の24日9時から公正入札検討委員会が開かれた。そして、10時からそのまま入札に入ったと。この10時に入った時点で、上林助役、私は上林助役に申し入れたんですが、そのことについて報告していただきたい。

議長(巴里英一君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) なるほど10時前に林議員は、私の部屋の入り口まで来たことは事実でございます。私のとらえ方は、まことに失礼かと思うんですけども、一定の通報という認識で受けとめておりません。ただ、えらいことや、こんなもん起こったという程度のことの報告は当然聞いております。ただ、談合の通報という形では私は受けとめておりませんので、その辺のことをひとつよろしく……(林 治君「言うたことを答えてくださいよ」と呼ぶ)当然林議員が来たことは事実ですので、(林 治君「中身、中身」と呼ぶ)私はえらいことやと、また談合疑惑、通報があったらというような形の面で受けとめております。

中身としては以上でございます。

議長(巴里英一君) 林君。

22番(林 治君) 上林助役、私はかりそめにも市会議員です。議員として助役のそこへ行ったんですよ。それを勝手な解釈をしたらいかんです。私があなたに伝えたことについて言いなさいよ、ここで。私、何と言うたんですか。私は、あなたが言わないんなら、時間の関係もありますから簡潔にするために言います。大成、浅沼、森本、この3社が落札する、そのことを伝えたでしょう。あなたはそのことについて、今ああいうふうな言い方をしましたけど、私はそのことを言いに行ったんですよ。そうじゃなかったですか。私、違うこと言いましたか。

議長(巴里英一君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) 私は、事前の談合通報とは受けとめておりません。当

然、林議員はこういうこともあったということは言いました。しかし、私はそのような談合の通報とは受けとめておりません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） ちょっとそれは失礼じゃないですか。私は地元の市議員として言うたんですよ。そして、私が言ったら、あなたは毎日新聞からもあったということを言いましたよ、実はあったということを。そのときに私は、契約検査課で事前にどの業者が参加するんですかとお尋ねしたら、今回は一般競争入札だからどんな業者が参加してるか、そのことは言えない。これは契約検査課の課長に私、聞きただしましたから。言えないと言われたんですよ。だから私は全然知らないんです。

しかし、私もある通報を受けて、この3社が落札する。これは大変なことですよ。私の指摘どおりになったら大変ですよというてあなたに言ったんですよ。そんなん受けとめてないとかね、そんな失礼な話ないですよ。そしたら、だれの通報やったらあなたは受けとめるんですか。市議員は全然対象にならんのですか。一体どうなんですか、これ。

議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 当然、私の方も一定、先ほど前日の夜に毎日新聞から通報があったということで、一応入札制度の公正検討委員会で協議をしましたということも私の方は言うております。当然、毎日新聞からの通報でやったと。しかし、何回も言うようですけど、私は林議員には、これは失礼ですけど、私としては事前の通報とは受けとめておりませんので、その辺をひとつよろしく御理解のほどお願いいたしたいと思います。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 事前の通報と受けとめていないとはいえ、あなたが勝手な解釈をしてねじ曲げたらいけませんよ。事実、私は3社の名前を具体的に言った。あなたはその後で、いや、毎日新聞からも受けていますと。大成グループと、こういうふうに言われたと、こう言うたんですよ。私は3社の名前を言うたんですよ。

あなたがそういう押し問答をして議会での審議を拒否されるんなら、私は、そのことはあなたのそういう体質だということをおわきまえて、これから質問します。しかし、そのことを言うたことぐらいは認めなさい。そう

でしょう。3社のことを名前を言って言うたでしょう。そのことぐらいは確認しなさいよ。事前通報であるとかないとか、これはまた別な見解ですから、いいですから。

議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 当然、私も毎日新聞の通報を受けて公正入札の委員会を開きました。当然、それには一定業者の名前も出ております、3社の。林議員もそのような形を多分言ったと思います。しかし、正式にこれは事前の通報という形ではなかったと私は認識しております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 上林助役、事前の通報でなかったと。私は事前の通報やから10時という時間も確認して、私は今どんな業者が来てるということについて確認できない状況の中で、きょう今ここへ来てるんですよということを言ったんですよ。あなたはそのことを認めたんですよ。あくまでそういう助役が市の最高幹部として入札問題に携わってるということについては、私は非常に懸念を表明します。

次に問題を移しますが、あなた方の事情調査、これを見ますと、D企業体だけがその中に何も書いておらないんですが、あとの5企業体は全部、入札参加者をいつ知ったかという質問に、努力したが、入札当時までわからなかったと、全部そう言ってます。入札当日にようやく把握したとかいうことです。だから、これらの業者間でもだれが入札に参加するか知らなかった。それを知らなかったということが公正な入札だという証明のように、こういうふうに言ってることは言ってます。

それが具体的に落札業者が、しかも3社の企業体、これが私どもにわかるというのは大変なことですよ。そのことを恐れて上林助役は今、事前通報というふうに理解していないとか何とかと。それほど人をばかにした話はありませんよ。あなた、ここは本会議場ですよ。

そこで、そういうあなたの議論にばかりつき合いしられへん。これはしかし、議事録にも残りますし、このことはこれからの市政上の問題として、私は厳しく追及します。

さらに、この問題で先ほど島原議員からもちょっと質問がありましたが、私はこういう事業に参加できる市外のゼネコンですね、建設会社、土木の。

これはたしか1,600社というふうにお聞きしたんですが、それでいいんですか。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 先ほど島原議員の御質問の中で、私がお答えさせていただいた数字、あの後すぐ係の方で調査いたしまして、申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。市内業者さんを含めまして1,498社でございます。申しわけございませんが、訂正方よろしくをお願いいたします。

〔林 治君「市外は。市外業者を聞いている」と呼ぶ〕

総務部契約検査課長（前川正博君） （続）申しわけございませんが、土木業者、それから建築業者等ございまして、早急に係の方で今現在調べておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

〔林 治君「議長、議事進行も兼ねてちょっと一言」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 議長もお聞き及びのように、先ほどの質問では島原議員に1,600社って答えたんですよ。訂正があれば、僕はこの議案が始まる前に島原議員にそのことについてはおわびして、やっぱり訂正してから僕らが議論できるように——僕の前に真砂議員も質問済んでるんですよ。やっぱりできたらそういうことは努力してほしいと思いますよ。

議長（巴里英一君） わかりました。ただいまの質疑者に対して、先ほどの島原議員の質問に対しても、1,600ということを確認をされないまま答弁をしておりますので、その点改めてそういった一定の処理をお願いしたい。できれば市内、市外ということも言っておりますので、わかり次第答弁あれば願いたいと思います。

では、理事者の答弁を求めます。細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほどの島原議員のときの質問に、私が答えられずに課長の方で概数ということで1,600と申しました。その後、原課の方で調査した結果を即私の方で報告すべきところ、失態いたしまして申しわけございませんでした。おわびいたしまして訂正させていただきます。

また、今御指摘の内容等につきまして、今原課の方で早急に調べさせますので、しばらくの間時間をいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 林議員に申し上げます。数を拾うのは若干時間がかかるそうでございますので、他にあれば他の点で。よろしいですか。林君。

22番（林 治君） この数字が実は非常に大事な数字なんです。私は、確認のためにちょっと質問——別に違ってるという答えが来るとは夢にも思ってなかったので、続けてこの数字をもとに一言言いたいことがあったんですが。

議長（巴里英一君） 理事者、時間かかりますか。

22番（林 治君） 時間が余りかかるようだったら、またいろいろ考えますけども。

議長（巴里英一君） この数字がなければ質疑できませんか。

〔林 治君「その数字が基礎ですから。基礎は基礎です。いや時間がかかるんかどうかちょっと確認——余り時間がかかるんやったらまた考えます。どのくらい時間かかるんか」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 休憩の前の島原議員の質問の数字が違うということだけでも、本来そのまま進めること自身おかしいんですよ、普通で言えば。やっぱりちゃんとおわびして訂正するのが普通の話でしょう。僕はそう思いますよ。

議長（巴里英一君） それでは、先ほどの質疑に対し、前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 何度も申しわけございません。お時間を取らせまして申しわけございません。

市外業者さんが1,334社でございます。市内業者さんが156社でございます。それから、8社が準市内業者でございます。ですから、私どもで申します市内業者及び準市内業者の総数が164社でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと数字がごちゃごちゃしたんですが、私はまず、市外業者が何社かということさえわかれば基本的にいいので、正確な数字であると思うんですが、またこれはひとつメモか何かできちっと出していただきたいと思います。

それで、1,334社。1,334社のうち今回は6企業体で、全部で18業者がこれに参加されてますね。ここでちょっと調べてみますと、実はこれ、総合福祉センターの建設のときにも、昨年3月の議会でこのことを

問題にしましたが、市長の後援会の清樟会でありますね。これ平成7年度には——正確に調べたらもっといろいろわかるんですが、とりあえず会社ストレートに、平成7年の後援会の中にこの6企業体、10業者中8業者が——この1,334社の中です、この入札にグループ組んで入ってるんですよ。だから、先ほど関係ありません、関係ありませんと、知りません、知りませんと、どんな企業体組んでるか知りませんと言いましたけれど、実はこうなると清樟会の方には皆わかってるんです、逆に言えば。1つ結ぶ、扇のかなめの握ってるところが清樟会です。こんなことでは不信を招きますよ。

あなたのやる大きな仕事は、全部清樟会が絡んでくる。今は個人がどうかと言われますけど、もう既にその基盤はできてますやん、ちゃんと。こんな紛らわしいことはないですよ。だから、3社が落札するというようなことまで具体的に出てくるんですよ。談合疑惑が表に出てくるんですよ。いつまでこんなことやるんですか。1,334社ですよ。みんなこれらの業者は、入札に参加することにも意義がある。オリンピックみたいなもんですわ。14億の仕事ですよ。泉南市にかつてない、平成10年から11年、12年、3年間にわたってやる仕事でしょう。

こんなことをするんなら、市内の業者に例えばこれを分割、経費が3,000万かかる。何ですか。そんなことよりも、これ平成10年、11年、12年とありますから、例えば大きく、当初私もこれ2つに分けてやる工法があったというふうに聞いておるんですが、例えばあこに新しくつくった道がありますから、例えばあそこで立て坑というんですか、何かもできんことないと思うんですよ。分けられないことないと思うんです。とにかく技術の問題だとかいろいろなこと言えば通ると思ってるでしょうが、私は不思議で仕方がないんです。

とにかく、ずうっとこれが続いているんですよ、向井市長のもとで。いつまでこういうものを、こういう形の入札を、大体一遍でも清樟会の会員になった——あれは鳳凰会も引き継ぎましたが、鳳凰会の会員になった、そんな業者全部外しなさいよ。どうですか。そういう人たち取る権利があるような入札改めなさい。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 後援会については、前にも申し上げましたように、ゼ

ネコンについては全部辞退をしていただいております。(林 治君「そんなことはない。うそ言うたらいかん」と呼ぶ)

それと、今回は指名ではございませんで、いわゆるオープン参加、5億円以上ですかね。という形で我々の方で5億円以上ということで、以前からそういう形については一般競争入札で行いますということを議会側にも説明を申し上げておりますし、今回そういう形でやったわけですから、特に点数の条件といたしますか、それは当然設けておりますけども、制限つきではあります、どなたでも、どの業者でもそれに合えば参画をいただけるという形でやっておりますから、公正、正大にやっております。議長(巴里英一君) かなりの質問回数になっておりますので、簡潔に質問願います。林君。

22番(林 治君) わかってます。しかしね、新聞報道でもあった重大な疑惑に基づく入札なんです。現にかつて鳳凰会、清樟会にあった業者がこれ全部入ってきてるんですよ。1,334社の中で、このわずか6企業体、この中に8業者も入ってるんですよ、はっきりと、平成7年度でも。解消してる、解消してると言ったってつながり持ってますやないか。現に総福でもそうだった。ほかにもありましたよ。

だから、市長がオープンでやってる云々言うても、大体業界の方ではつばをつけたところが権利を持つという話ですから、私はこういう疑惑を持たれる、またそういうために大きな事業を発注する、そしたらそこに基本的な流れがあるん違うかなと、私は疑問を持ちます。こういう形を改めるべきですよ。こういう疑惑を持たれないように、あなたゼネコンで、まだゼネコン入ってますよ。ゼネコン、ゼネコン違うと言うんやったら、まだありますよ。

だからね、私が調べたらこれ出てるんですよ。私が勝手に書いたんと違うんですよ。大阪府の選管へ行ったら載ってるんですよ。あなたのやる事業にこの清樟会いろいろかわるじゃないですか。泉南市政は、向井市長個人のものじゃありません。6万市民のもんですから、これを食べ物にするようなことは絶対許されへん。何で市外の業者が泉南の市長を金出して応援せないかんのです。おかしいじゃないですか。もともと鳳凰会は法人の後援会でしょう。ずうっと引きずってるじゃないですか。

これからも駅前再開発も含めていろいろあるでしょう。そんな関係企業

も含めて、きれいさっぱり、あなたがJAの不正融資に市民の税金だめだと、そんな不正は許さないと、それほど清潔できちっとやるという気持ちがあるのやったら、こんなことだってそうですよ。後ろ指をさされるようなことやらんようにせないかん。ここにちゃんと載ってるんですから、清樟会の。鳳凰会の会計責任者がずうっとそのまま、今もあなたが代表の責任者で、会計責任者の方がですよ、ここに載ってるのは。一緒ですよ。引きずってるんですよ。こういう団体を個人加盟だ云々じゃなしに解散すべきですよ。

何であなたの後援会であつたら、よその企業でそんな事務所を持って職員を置いて、何のためにその必要があるんですか。泉南市の市役所がここにあつたら、ここだけでいいじゃないですか。違うんですか。市長以下みんな立派な、さっきみたいに上林助役みたいなあんなこと言うのもおりますけども、しかし立派な皆さんがおられるじゃないですか、職員の皆さんが。そこに頼って行政やりゃいいんですよ。そうじゃないですか。何でこんな後援会で——法律上許される、いつもそれ、あんたの逃げ口上や。そんなん通りません。こんなもんスパッとやめなさいよ、清樟会みたいなもん。どうなんですか。何でよその企業に応援してもらわなあかんねん。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 後援団体とこういう指名とかあるいは一般競争入札とは全く関係ございません。それはやはり政治家、私を支援をするという団体でありますから、それぞれ皆さん後援会というのはお持ちだというふうに思います。資金管理団体ということで私の方はきちっと登録もしておりますし、そういう疑惑を招くようなことは一切ございません。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 疑惑は一切ありませんて、あなたが百遍天向いて言うても、そのつばはあなたの顔にかかってくる。それははっきりと、またみんなが見てるわけですから、わかります。

さて、市長はそういう態度で、まだこれ続けていこうというようですから、私は次の質問で、いつもこういう工事で後で、いやいや地中を掘ると石があった、何があったとか言うて、工法の変更だとか、例えば立て坑をもう1個掘らないかんとかですね。私、技術屋と違いますのでわからないんですが、追加工事、これは一切ないですな。

それからもう1つは、当初2つに分けて検討したということも聞いてますが、そのことについて検討した事実はないのかどうかということも含めて、それとこの入札であと追加がないのかどうかだけ、これ、もうはっきりと、追加とかそういう変更をやらないと。やるのかやらないのか、明確にまず答えていただきたい。そのことについて質問したい。

議長（巴里英一君） 南下水道整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） ただいま林議員から、工事についての内容について質問がございました。

まず1点目、追加工事云々ということですが、基本的にはこの工事の内容をもってできるとは考えておるところでございます。ただし、不確定要因、調査の限界等ございますので、そこらにつきましては、工事の進捗を見ながら、設計変更が必要か否かについてはその時点で判断し、設計金額の変更が必要になる場合については、この議会にお諮りして設計変更すると、そういう手順になるかと思っておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

2点目につきまして、2つに分けて検討したのか云々の話でございますけども、一般的にこのシールド工法といいますのは、極力採用しない方がいいといいますか、ここでないとできないものしか採用しないということでございますので、そういった意味で幾つかに分けられないかということとは、たたき台としては検討したことがございます。ただし、設計の結論としてこのシールド工法が最適であると、そういう結論を得ましたので、今回の発注に至ったものでございます。

以上でございます。

〔林 治君「議長、あともう1つ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 検討の結果、大手の企業に10年、11年、3年もかけて大きな仕事を発注する。しかも、かつて清樟会、こういう会員に発注するということに結果的にはなってしまうわけですよ。

そこで私は、基本的には云々とか言うていつも後で出してくる。こういうようなことを出してきたら、大手の企業で技術のある企業だとか云々とかいう話は通らないですよ、これは、そんなあいまいなこと言うてたら。大手で技術があるんでしょう。そんなこと言うんだったら、何で地元の業

者にやらさんのですか。分けて地元の業者にやらしたらええんですよ。14億の仕事で2,000万や3,000万経費余計に要っても、分けて地元の業者にやらした方がまたお金が返ってきますし、その方が市内の経済の発展につながりますよ。しかも、こんな疑惑を持たれることないですよ、市内の業者であれば。やっぱりはっきりと、私は市内の業者に力を持ってもらってやってもらいたい。そのために市の当局にきちっとした技術者をちゃんと置いて、市内業者を指導すればいい。

これは何か業者の方からも要望書が出てましたね、そうしてくれと。だから私はそうすべきだと。だからこれは、今からでも変更してでもやっぱり市内の業者にやってもらうことを考えれば、どれほど業者が助かるかわかりません。大体、最初からこんなことを目標にやってるから問題なんですよ。そんな変わるかわからんというようなことを今から言うとかというような、こんな話は聞けませんよ。あるんかないんか、もう一遍はっきり言いなさいよ。

議長ね、あんな答弁されてたら、簡単に終わろうと思っても、その一言でまた変な答弁されたらね……。やっぱりこれだけの14億の仕事で、基本的にはそやけども、変更があったらまたお願いせないかんというようなことを言われたら、こんなひどい話——そしたら、何で大手の技術の高いところでないとあかんというふうな理屈が出てくるんですか。はっきりしなさいよ。そんなもんは受けられへん。それだけでも反対や。

議長（巴里英一君） 南下水道整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 基本的な工法、延長、区間については変更することはないと思います。（林 治君「当たり前やないか。工法とか」と呼ぶ）

議長（巴里英一君） 質疑しないでください。答弁してください。

〔林 治君「ちゃんと言うたことに答えへんから言うてるんです」と呼ぶ〕

下水道部整備課長（南 健志君） （続）事前調査事項、一定調査をしてやってございますが、例えば予測をし得ない石が出たであるとか、そういったことについては、適正な設計変更事象が起これば適正な設計変更をするというのが工事契約の基本だと考えております。これは大手、中小に限らず、妥当な設計変更というのは正当な契約行為であると考えておりますの

で、よろしく御理解願いたいと思います。

〔林 治君「もう1つです。1つ言い忘れたので」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） それ自身は——あなた、そんなこと言ったら何ぼでも追加工事できますやないか。大手の企業で技術があるからいいというんであったら、市内の業者だったらそんなことあるかわからんけども——現にありましたよ、男里でも。知ってますよ。立て坑を掘ったら石ころが出てきて、どうしてもこれじゃまずいから追加工事出してくれ。これは議会にありましたよ。そらね、市内の業者の場合にはそうかもわかりません。わざわざ大手の業者に頼むんやったら、そんなことも一切なしで、ちゃんとかこれでやりなさいと。そんな技術力のないところに何で頼むんですか。おかしいです。

それと、これで市内の業者への下請問題、これはあるのかないのか。特に上——地中も掘るけど、上も開削して1,000メートル近い工事をやりますから、本来最初から分けて、これでも二、三億の仕事が出るわけですから、市内の業者を喜ばしたらええのに、こういうことになると担当の職員の皆さん大変かわからんけども、大変なことをやって、そして市内の業者に仕事を少しでも多く発注する、これが市のとるべき道ですが、それすらも拒否されて全部大手に任して、この清樟会の会員であった人たちに仕事してもらおう。私はこんなおかしいことないと思うんですよ。

それは、市内の業者に対する下請をもう決めてるんですか。それともこれからもしか市内業者に出す場合、どこの市内業者に出すのか、これは全部議会に報告してくれませんか、それも含めて。

議長（巴里英一君） 南下水道整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） いわゆる協力業者の問題だと思いますけども、現在仮契約の段階でございますので、我々自身も業者の責任者自身と接触をして——この契約成立後、具体の工程の施工契約というものを提出していただくという形になりますので、現段階では未定でございます。

以上でございます。

〔林 治君「いやいや、そやから報告してくれるかと言ったことに、質問してることに全部答えてよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ちょっと課長ではしんどいかなと思うので、結果報告

いただけますかということですから。向井市長。

市長（向井通彦君） 部分下請については、従来からできるだけ市内の業者さんにとというのは申し上げているところでございます。ただ、これは経済行為でございますから、我々の方で強制するわけにはもちろんいきません。当然、その受注者と、その下請をされるというところとのお話でございます。結果につきましては、通常、施工計画なりの中で下請、こういう工事についてはここを使いますという書類が上がることになっておりますから、それは当然市の方でも把握できるというふうに考えております。（林 治君「報告のことです。報告してくれるかというんです」と呼ぶ）報告の義務はございませんけども、そういうことであればということであれば、また所管の委員会等で御報告をするということは当然可能でございます。

議長（巴里英一君） もう十数回ですから。

〔林 治君「いや、もうそのことだけです」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 報告できるじゃなしに、そのことについて報告しますということをはっきり約束してくださいよ、ここで。報告を要求してるんですから。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それは書類として上がってまいりますから、別に秘密事項でもございません。ただ、報告するかどうかというのはあると思いますから、これはまた所管の委員会もございますから、そちらで御質問等あればお答えはできるかというふうに思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 1点だけお聞きをしたいと思うんですが、ことしの4月にいわゆる談合問題を一貫して追及しております全国の市民オンブズマンですね、これが会議を持ちまして、全国都道府県の入札の結果を調査しているわけですね。大体、各都道府県では事後の公表をしておりますから、大体予定価格に対する落札額がどの程度になっているのか。ほとんどが98%以上になっている。これは實際上、談合がなければ考えられない、こういう結論をオンブズマンは出しているわけですね。98%を超える、こういうことになるのは、やはり1つは談合というのがいわゆる暗黙のうちにやられているのではないかと、表面には出てこないけれど。

そういう1つの予定価格に対する落札額を談合あるなしの指標に全国のオンブズマンはやっているわけですが、泉南市でも10年度4月以降、この予定価格を事後公表すると。今回の予定価格に対して、落札額が大体どの程度になっているのかですね。パーセントで言えばどの程度のパーセントになるのか、わかっておればお示しをいただきたい。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 和気議員御質問の10-1工区の落札率でございますが、99.14%でございます。落札額の率でございますが、10-1工区につきましては99.14%でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） オンブズマンが全国的に明らかにしている指標からいっても、それをさらに上回る99.14、もう100に近い。冒頭、今回の談合についてはたれ込みがあって、事前の通報があったと、こういうこととあわせて、この99.14%という落札率ですね。これはどういうふうに行行政として評価されているのか。

まさにこれは事情聴取だけでは知り得なかった、なかなか判断しにくいけれども、結果としてこれだけの落札率が出ているということになれば、そこに何らかの疑惑があったと、こう見れるんではないかというふうに思うんです。談合なくしてこれだけの率というのは出ない。まさに機密がどこから漏洩されているか、あるいは談合があって上限張りつきと、まさに全国的に問題になっているそういう形がいみじくもここにはっきりと出ている、こういうふうと思うんですが、この辺のことについてどういうふうに行行政として評価されているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 公正な入札執行の中でたまたまその率になったということでございますので、特別問題はないものと思っております。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと私は比較対照のあれを持たないんで、3号議案、4号議案に同じ入札案件が出ているわけですが、市は談合防止ということで、いわゆる全国的にも類例のない——八尾市ではやられているようではありますが、抽せん型指名競争入札というのをとられているわけです。

ね。

ちなみにここでは、私は談合防止の効果を発揮しているのかどうか、この点も、上限張りつきになっているのか、それともそうじゃなくて談合の防止の効果が発揮されているのかどうか、ちょっと一遍率で、この比較対照を今持ちませんので、皆さんにもおわかりできるように、3号、4号議案で落札率はどの程度だったのか、わかっておればお示しをいただきたい。

議長（巴里英一君） その議案にはまだ入っておりませんので、またそのときに質疑をいただければと思います。

〔和気 豊君「それは聞かしてもらわな」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 10 - 1工区で答弁いただいたら結構です。前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 和気議員御質問の落札率でございますが、3号議案、4号議案の絡みがございますので、私どもで今現在把握しております直近の工事で申しますと、79.34%の落札率での結果が出ております。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私、事前に、これは事後公表される案件ですから3号、4号も調べてみました。今、直近のもので79と。この3号、4号でいきますと76%——ちょっと端数は除きますが、両方とも76%ということになっているんですね。2号議案と比べて3号、4号は23%からの差ができています。それを超える差ができています。額に直せば、2号で76%ということになりますと3億を超える額がそこで浮いてくる。市民の税金に還元される、こういうことになるわけですね。そういう点では、私はこの辺の評価、これはやっぱりどうしても聞いておきたい。

落札にこの関係で談合がなかったと言い切れるのかどうか。こんな上限張りつきの結果が、談合がないとは完全に言い切れないというふうに思うんですよ。全国的にもそういう公に認められているオンブズマンという全国組織が、98%を超える上限張りつきがまさに談合のあかしだ、こういう結論を出しているわけですから、そういう点について行政の評価をしっかりと私は聞いておきたい、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） オンブズマンの方の御意見は御意見としてお伺いをい

たしておきますけれども、私ども先ほどいろいろ数字を申されまして、確かにそういう形で99%あるいは98%を超えるものもございませぬ。抽せん型について、おっしゃるとおり七十数%ということですが、これは工事の種類とか額によって必ずしも一般的にすべてのやつが九十数%に張りついておって、抽せん型だけが七十数%ということではございませぬ。いろんなケースがございませぬ。

いずれにしても談合という問題をできるだけ防止をしていくという中で、従前からの抽せん型の指名競争入札、それが副次的にと申しますか、若干落札額が下がっておるといふふうな傾向も見受けられますけれども、いずれにしても今後とも入札制度の透明性を向上させていくという中で、談合の防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 談合の防止に努めるということについては、これは従来から一貫して議会と行政側のやりとりの中で確認されていることなんですね。問題は、その歯どめのきく明確な手法がとれるかどうか、こういう問題なんです。

そこで、議会からの提案もありましたけれども、行政が対応されたのが抽せん型入札。それと、いわゆる談合疑惑の起こっている本2号議案との間には、これだけのまさに23%の大きな開きがある。このことについて、たまたまこういうこともあり得るんだ、こういう評価で全国的な趨勢に逆らうような答弁をされる、まさに納得のできないところであります。

本当にこのことについて市民の血税が——阪南市でもまさにこの談合で市民の税金が消えた、こういうふうに評価を下しているわけですね。そういう問題なんですよ、これは。不正に入札が行われる、そのことによって一番だれが痛みを受けるか。3億あればどういう事業がやれますか。どれだけ福祉にそのお金を回すことができますか。その辺を本当に痛みとして談合防止に努めていく。それならばこの23%に及ぶ落差、格差、これをやっぱり痛みを痛みとして評価をする、そういう姿勢がなければ、今後改めていくというのは言葉だけのことになってしまいますよ、言葉だけのことに。

そんな生半可な答弁では納得できません。本当にこの辺をひとつ重視をして、私は談合だとは言っていないんです。談合疑惑と思われるような上限

張りつきだと、こういうふうに言ってるんです。それを痛みとしない限り今後の談合防止策はとれない、こういうふうと思うんですよ。その点はもう一度答弁してください。そんな生半可なことでどうするんです。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 確かに、今の入札の制度の中で、抽せん型の最終的な落札価格の傾向を見ますとそういうことがございます。それについては、率直に我々としても認めているところでございます。

ただ、張りつきの問題がございましたけれども、今全体的な傾向として、例えば先ほども申し上げておりますけれども、行政にとってはできるだけ低い価格での競争を促すという意味では、最低制限価格、これを事後にでも公表していく、あるいは事前にでも公表していくというふうな流れが1つございます。

それと、もう1つは、最低制限価格そのものをなくして、公募型といたしますか、そういう手法もございます。したがって、これという絶対的な手法は非常に難しゅうございますけれども、できるだけ競争性を高めるような、そういう方向での入札制度の改革というものをやっていこうと思っておりますし、市といたしましても、先ほど来御説明を申し上げますが、最低制限価格の事後公表というふうなことも、一歩方向としては踏み出していきたいというふうに考えておりますので、一歩ずつではございますが、改革に努めていきたいというふうに思っております。

議長（巴里英一君） もうそれぐらいで。和気君。

13番（和気 豊君） 今回の問題をどれだけ重視し、市民の立場でこれを痛みとするか、こういう基本的な姿勢がなかなか今の答弁の中でも出てこない。

そして、もう1つ重要なのは、ほとんど市外業者が6ジョイントベンチャー、18社ですね。これの2号の関係ではこれだけの上限張りつき、そして地元業者が指名され、請け負われた額が76%。まさにこの数字は、私は地元いじめ以外の何物でもないのではないかと、こういうふうにも思います。その点も先ほどから冒頭する皆さんから地元業者育成、こういう立場が今回の2号議案には欠落してるのではないかと、こういうことが言われました。私は2号議案、3号議案、4号議案を比較する中で、まさにそれもはっきりと言い切れるのではないかと、こういうふうに思います。本当

に地元業者育成という点が欠落していることが、この3議案の比較ではっきりとしたと、こういうふうに思います。地元業者育成についての基本的な立場、これをもう一度市長から、今回のこの2号議案、これの反省の上に立ってどういうふうに考えていかれるのか、その点お願いしたい。9月1日付で要望書も出ておりますね。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この入札制度、各市ともいろいろ模索をいたしておりますし、私どもも昨年からいろんな方法を考えてやっておるわけですが、なかなか絶対的なものというのではないわけですが、模索をしながら1つ1つ改良に努めていく必要があるというふうに思っております。

今回の件も初めての一般競争入札ということでございましたが、結果的には思ったほど参加業者がなかったというのも事実でございます。したがって、今度この制度も若干金額を下げてやりたいというふうには思っておりますが、いずれにいたしましても少しでも改革、いろんな形での取り組みを積極的にやっていきたいというふうに考えております。

それから、価格の公表につきましても、事後ではございますが、最低制限価格の公表もしていきたいと。ただ、事前の設計金額公表、あるいは事前の予定価格公表、あるいは事前の限定価格公表ということにつきましては、ごくごく一部のところでされておりますけども、これの評価がまだ十分出そろっていないということもございますので、やっておられるところの事例も参考にしながら、どうあるべきかということも含めて、総合的に考えてまいりたいというふうに思っております。

また、先般、9月1日付ですか、市内の業者さんからも御要望いただいておりますから、その辺も十分斟酌をして、こういう時期でございますから、少しでも地域の皆さんの受注機会というか、できるだけそういう場を与えていくように努力をしたいと、このように思っております。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） いろいろ出ましたけども、今回最低価格を事後に公表すると。一步前進かなと思います。大阪市の方ではいわゆる設計価格を事前発表するということになりましたけども、この問題について今後検討される気持ちがあるのか、あるいは現時点ではどう考えているのか。完全

なものはないと思います。しかし、よそがやっていいということは、どんどん実行すべきだと思うんですね。この点どうなんでしょうか。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 設計価格の事前公表につきましては、たしか大阪府だと思いますけれども、最近新聞でそういう報道をされておるのを承知をいたしております。先ほどもちょっと申し上げたかと思いますが、とりあえず一步改革を進めるということで、最低制限価格の事後公表ということをやらせていただきますけれども、入札制度の改革につきましては、国につきましても他の地方自治体につきましても、我々が予想する以上にどんどん進んでいってるというのも、一方事実だろうというふうに思います。そういう中で、とりあえずは事後公表という形ではございますが、予定価格と最低制限価格を公表させていただくと。

お示しの設計価格の公表につきましても、これは我々としても検討するに値する内容だろうというふうに考えておりますので、早急に検討を始めてまいりたいというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 結構なことだと思いますけども、このいわゆる最低価格の事後報告についても、事前発表という形の問題についても、検討課題ではないかと思えますけど、その点はどうなんでしょうか。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） この点につきましては、先ほど市長からも御答弁させていただいたかと思いますが、幾つかの府下の市町村でもそういう試みをやっておられるところがございます。したがって、その辺の評価と申しますか、進めぐあいと申しますか、メリット、デメリットを精査しながら、当市として導入できる制度かどうかということは、これは少し慎重に検討していきたいというふうに思っております。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 先ほど99.14%が今回提案されている予定価格に対しての落札した金額だと、こういう答弁がありましたね。すると、一番高い金額に99.14%を掛けますと4,000万の差が出るんですよ。これは超えると失格になるんでしょう。だから、予定価格よりも超える金額は何らかのペナルティーがかかるんじゃないですか。だから、ここに書いてあ

る金額はすべて予定価格以下だというように私理解するんですが、そうじゃないですか。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 小山議員御指摘の件に関しまして、お答えいたします。

落札率の計算方法でございますが、落札額を予定価格で割っていただきますと率が出ようかと思えます。ですから、13億3,500万円でございますが、これを予定価格でございます13億4,650万円で割っていただきますと99.14%の落札率が出てまいります。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、ここに書いてあるそれぞれの入札金額の一番高い金額に99.14%を掛けると、出た答えがこの一番下の落札金額ということで、これは決まるとるからね。その差がそういう形で違うということは、別に矛盾はしないんですか。矛盾しなければそれでいいんですけども、しないの。何で矛盾せんのかちょっと説明してよ。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） もう一度お答えさせていただきます。

落札率の計算方法でございますが、落札額を予定価格で割っていただきますと率が出てまいるということでございまして、数字で申し上げますと、13億3,500万円が落札額でございますので、これを予定価格でございます13億4,650万円で割っていただきますと99.14%の落札率が出てまいりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、一番高い金額が13億8,700万円に入れとるわけでしょう。そして予定価格が13億4,600万円だったら、高い金額で入れたのは、不調とか何かここへそういう名前がつくんじゃないですか。だから、13億8,700万は上なんじゃないですか。あなたが言った13億4,600万円がいわゆる予定価格でしょう。それ以上に入れとるというのが13億8,700万で——ということではないんですか。そこをちょっと説明してください。そっちが合うとるんか知りませんが。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 御説明させていただきます。

この最高金額を提示されてる方は、予定価格をオーバーしておりますので、必然的にその落札業者にはなり得ません。よって、大成・浅沼グループが13億3,500万円という、予定価格をクリアしておる、かつ最安価提示業者でございますので、落札業者決定を仮契約をもってしておるということでございます。

〔小山広明君「だからね、議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） もうそのくらいでね。

〔小山広明君「いや、議長、それだったら矛盾するんですよ、議長。いや、しますよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ただいまのは方程式を言ってますから、それに基づいて再度計算してください。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） 議案第2号、工事請負契約の締結について、反対の立場から討論をしてみたいです。

平成10年9月1日付、泉南土木建築業協同組合組合員一同名による要望書には、長らく続く不況下、私ども業界も厳しい経営を余儀なくされ、零細な私ども地元業者には今やまともな仕事もなく、逼迫状態に陥り、次々と倒産、廃業の苦境に追い込まれております。こういう中で——中略いたしますが——私ども市内業者は、我が泉南市の公共事業に期待するしか生きる道は見出せない現状を御賢察賜りたく、一同伏してお願い申し上げます。

地元業者の痛切な叫びが、市の公共事業に多くの期待をかけている。この文面の中から脈々と流れ出てくるところであります。まさにこの2号議案、消費税を込めると14億になんなんとする公共下水道事業、地元業者にとっては干天の慈雨、こう言っても言い過ぎではないであります。

その業者に対し、この事業への参画が全く拒否をされている。なぜ地元業者が入札できるように、分割発注等可能な方法を講じられなかったのか。技術面での答弁がありましたけれども、なかなか納得のいかないところがあります。せめて地元業者が、なぜジョイントの一端を担えなかったのか、この点についても納得ができません。

そして、2つ目には、談合疑惑の問題であります。事前に市が3社のジョイントの組み合わせを発表していないにもかかわらず、すなわち、そのことによって事前に知るすべもないジョイントの組み合わせが事前に明らかになり、落札するジョイントベンチャーまでもが明らかにされる、そういう通報があったことは事実であります。我が党議員からも通報があったにもかかわらず、それを握りつぶして入札を強行していることも、議論の中で明らかになりました。まさに談合疑惑、通報に対する対応の甘さ、この一事を見ても明らかではないでしょうか。

さらに、談合疑惑の問題では、上限張りつきの問題、これは論議の中でも明らかになりましたように、予定価格に対する落札額の割合は99.145、ここにも甚だしい上限張りつきとなっており、多くの疑惑が残るところであります。

そして、何よりも増して問題なのは、18業者のうち8業者が平成7年度における向井市長の後援会組織清樟会の会員であるということであり、業界でもつながりのあるところが入札に参加するという、割り振りの暗黙の申し合わせもあると聞いております。こういう点からも、まさにこの点に深くメスを入れなければならないのではないのでしょうか。

私はかかる点を指摘をし、今回の入札、これがまさに談合疑惑に満ちた入札である、その上に立った入札であった、このことに対して強くここで申し述べたいと思います。しかし、それに対する理事者の反省、これは腹の底から反省しているということがない。答弁の中でも明らかでない。

なお、一方では地元業者の入札については上限張りつきすらなく、今回の落札額に比べて23%も格差がある。まさに地元業者に対して非常に厳しい入札のあり方が強いられている。これでは冒頭申し上げた泉南土木建築協同組合の要望書にこたえるどころではありません。

以上、かかる点2点を指摘をし、私は今議案に反対をいたします。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 議案第2号、工事請負契約の締結について、反対の立場で討論させていただきたいと思います。

議会と行政は、特徴を持ちながら協力をして市民の負託にこたえていかなければならないと思います。漏れるはずのない業者名が事前に漏れておいたことは事実であります。その意味からも、業者に対する聞き取りに虚

偽があったということは、事実と言わざるを得ません。そういう中でこの問題は、今世の中で言われております談合の問題についてどうであったのかというのを、私たち議会が市民的感情に立って判断をする必要があるのではないのでしょうか。

今の質疑の中でも明らかになったように、99.14%といういわゆる市が予定価格を決めたものに張りついている問題は、その後に出てまいります地元業者が中心にありました落札金額が76%ということから考えますと、23%の開きがあり、恐らく行政は予定価格に対して最低価格というものを決め、最低価格でも十分に仕事が経営的にもやれるということの中で設定しておるということを考えますと、3億円近い格差が出てまいります。14億の2割ですから2億8,000万になるわけでしょう。それで3億円近い金が、もし地元業者の入札環境であればそのようなことも十分考えられます。

それは、今不況の状況の中で、業者は大変リストラをする中で経費を抑えて、やはり競争で受注をしていくという状況はあります。そのことは当然価格に反映してくるわけでありますから、質疑の中でも数千万円の儉約になるという答弁がありました。もし地元業者がやれるような環境の中で入札をしておるならば、そのような金額は、はるかに超えた業者の経営努力というものが反映されて、市民の貴重な税金が安く済む問題が明らかであります。

また、この工事を眺めましても、分割することは十分可能でありますし、また分離発注もできることは十分あります。市長が強いリーダーシップをとって、市長の公約である可能な限り地元業者に発注をしたいということがもし貫徹されておるならば、初めの事務処理の段階からそのような方針で臨まれたことは明らかであります。事務レベルが検討し、その結果を聞いてそれでいいだろうと、そういうようなあり方では今の行革や今の改革は、私は不可能だと思っております。

そういう点で、この問題は大変長期にわたる工事工程を持っておるわけでありまして、もしこれが議会の皆さんの御理解を得て否決ということになれば、根本的な見直しが行われ、14億円という形が市内の業者、地元、景気対策としても十分な効果を発揮してくることは明らかであります。

再度申し上げますが、漏れるはずのない業者名が事前に漏れた問題は、

明らかに99.14%という予定価格に張りついている問題を考えたとき、限りなくクロに近い状況だろうと思います。この問題は、行政の中ではっきりとした証拠がない限り契約を破棄することはできないでありましょうが、私たち議員は1人1人、26人がこの問題について判断する権限と力を持っておるわけでありますから、この問題についてはぜひ否決という形でこたえていただき、そして苦しむ地元業者に、また地元の工事は地元の業者がすることによって、近くの住民も理解をするでありましょうし、住民と地元業者と、そして議会、行政が一体となってこの不況を克服するようなことのためにも、大手業者にしか参加の機会を与えないこのような入札の議案に対して反対していただきますことを心からお願いして、私の反対討論にさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第3号 工事請負契約の締結について（公共下水道（第10-5工区）污水管渠築造工事）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第3号、工事請負契約の締結について（公共下水道（第10-5工区）污水管渠築造工事）について御説明申し上げます。議案書の33ページでございます。

まず、提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定いたします予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、公共下水道（第10-5工区）污水管渠築造工事でございます。工事請負者は、泉南市岡田六丁目31番22号、株式会社旭工務店でございます。

請負金額は1億2,915万円、入札方法は抽せん型指名競争入札、仮契約日は平成10年9月3日でございます。

なお、それぞれの工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注等につきましては、参考資料として35ページから43ページに記載をいたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

2番（小山広明君） 先ほどの議論の中でもあったんですが、これは抽せん型指名競争入札ということになっております。この問題で何か廃止の方向で検討するというのをさっきちらっと言われたんですが、このことについてもう少し詳しく答弁いただきたいと思います。

それから、あと何か予定されている物件については、現在のこの方式でやるという答弁もあったので、これはちょっと具体的にどういうことなのかを御説明いただきたい。

それから、これについては予定価格というのが公表されとるんであれば、予定価格はどれだけかというのをちょっと公表してもらいたいと。

それから、抽せん型ですからそれも指名するわけですね。業者では同じ系列の業者というのもあると思うんですが、そういうチェックというのは、行政は具体的にどうやっとなるのかですね。というのは、同じような系列の会社があって、泉南の業者ですからそう大きな大手というわけではないでしょうが、いろいろ仕事の融通も同じ系列であればやれるんじゃないかなと思うんで、そういう人と、全くそういう系列を持たないのとは、同じように扱うというのは不公平があるんじゃないかなと思うんで、あるAという業者が取れば、その業者が仕事を手持ちの場合には指名しないというようなことがあったのも、そういういわゆる同じ系列の会社とそういう会社でないものを同列に扱うのも、そういう場合にも趣旨からいえば少しおかしいんじゃないかなと思うんで、そういうものは泉南市としてはどうい

チェック、どういう対応をしようのかを御説明いただきたいと思います。

それから、この分で工事の方で、これは入札とは直接関係ないんですけど、旧26号線から上に上がって工事に入ってきておるわけなんですけど、旧26号線下をまず整備するということはよく聞いとるんですが、このことの絡みで方針が変わったのか、ここの団地に接続するために特別に引いとるのか、その辺の方針が変わったのかどうかもちよっと御説明しておいていただきたいと思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 小山議員質問の4点のうち、私の方から3点を答えさせていただきます。

抽せん型指名競争入札の件でございますが、この件につきましては、先ほどから御答弁させていただいておりますように、昨年11月から1年間の試行ということでやってきたわけでございます。その中で、9月議会等いろいろこの制度につきましてメリット、デメリット等の御議論もいただいております。問題点といたしまして、先ほども答弁させていただきましたように、入札に意欲のある業者が、せっかく見積もり等積極的に作業したものが、その入札にも抽せんで参加できないというふうな1つの矛盾点もございます。

そういう中で、やはり1つの不正常的な形の制度でございますので、この件につきましては、1年間の試行の後に基本的には廃止したいと。ただ、今年度の工事、この抽せん型指名競争入札につきましては、まだ対象となる物件が数件ございますので、公平性からいきましてこの後の二、三件につきましては、同じく今年度といたしまして抽せん型でもってやりたいと思っております。

ただ、この制度の1つのメリット等もあるかと思っておりますので、1つの制度の仕組みといたしまして、やはりこれも先ほどから答弁させていただいておりますように、例えば談合情報があった時点で、いわゆるこの抽せん型ですか、それを導入をする形を1つのシステムとして取り入れてまいりたいと思っております。

それと、系列の業者についての対応でございますが、この件につきましては確かにそういうふうな系列もあるかと思っておりますが、それに対しまして

はいわゆる入札の確率を少なくするという点から、1つの発注する工事につきましては、同列の系列業者を参加させないという形で1つの仕組みをつくってるところでございます。

それと、この10-5工区の予定価格でございますが、1億6,120万でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 同列業者に対しての対応は、1つの指名に2つが重ならないようにするという、そういうように言われたんですか。1つの発注にと聞こえたんですが、多分指名するときにそこに同列系を2つ入れないという、そういう意味でしょう。僕はむしろ入れた方が——というのは、同列やから同系統の企業をAという工事にも一遍入れると。Bにも入れたら、この業者がAで取った場合、同列の人がもう一度こっちで取るチャンスを与えてしまうわけやな。だから、それは1つ、Aという業者に手持ち工事があれば次は指名しないよということからいうならば、やはり同列の業者は1つの受注とみなして対応しないと不公平が起きるんじゃないかな。

今、泉南市には同列とされておる業者というのは、数でも言える範囲でも結構ですが、どういうように掌握して、どう対応しとるのか、その辺も言えたらお願いしたいし、やはり公平に仕事の実質的な独立した企業体に配分されるように私はすべきじゃないかなと、そう思いますので、その辺の対応についてもお答えをいただきたいと思います。

それから、試行で抽せん型指名入札ですか、倍の人をやってやってきたことで、今回示されたこれも相当予定価格よりも低い価格で落札しとるわけですね。これはある意味で入札制度の目的とする問題ですね。入札をやって高いところに張りついたらんじゃ、これは入札の意味がないわけですね。やはりより競争力を高めていただいて、市民の税金をより効果的に使うという意味があるわけでしょう。しかも、あなた方は最低価格を設けとるわけですから、それでもなお余り安くないようにもそういう形ではやっとるわけですから、そういう点では抽せん型のこれは、業者はもちろん大変でしょう。しかし、業者にとっても、談合しといても抽せんでは漏れたらできないわけですから、そういう点では嫌疑がかけられる不安なり、そういう煩わしさというのはないわけですね。だから、何かによければ何かが悪いですよ。

しかし、泉南市が全国に発信して——初めてでしょう、泉南市がこういうことで初めてと報じられたのは。厳密に言えば初めてでないと思いますけども、それはやっぱり技術屋向井市長としてのそういう姿勢が私は出たと思いますし、大阪府から来られておった福田さんが入札関係の責任者でありまして、外部から来られて、その辺はそういう今までの制度をピチッと変える、そういう立場もやりやすかったと思うんですね。

しかし、1年来てまたもとに戻るといふ、こういうことは世の中に与えるイメージも僕は大変悪いと思いますよ。だから、せっかく積算をしても参加できないというのは、何かそこで考えられるんじゃないですか、それは。確かに完璧な方法がないのはわかりますけどね。だからそういうことで……

議長（巴里英一君） 小山君、質問を端的に指摘してください。

2番（小山広明君） だから前向きに検討するんだったらいいけど、初めからこれは廃止の方向で検討するというふうなことをこういう場で言われるのは、僕はいかがなものかなと思うんで、これはかなり市長なりの政治判断があって導入された制度だと思うんで、市長、やはり市民の皆さんが期待しとるのをすぼめないようなメッセージは、僕は必要だと思いますよ、玄人の検討だけじゃなしにね。そこを市長、ちょっと答弁をいただきたいと思います。

それから……

議長（巴里英一君） 余り時間がございませんので、できるだけ簡潔に願います。

2番（小山広明君） そうですね。今私が再質問したので、それで結構です。そういうことで御答弁いただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の抽せん型指名競争入札については、約1年やってまいりまして、談合防止という点では一定の成果があったというふう考えております。

ただ、当初予期しておらなかった、要するに抽せんが残れるか残れないかというのは、確率でいえば5割でありますけども、こういう事業が何十件とあれば限りなく5割の確率に近づくんでしょうけども、年間10件あるかないかということになれば、抽せんを外れっ放し、あるいは抽せんです

残るというそういう偏り、偏差が顕著にあらわれてきたというのも、ちょっと当初予期もしておらなかったわけでありまして、そうなりますと9,000万以上というランクで分けておりますから、そのランクの方々の受注機会というのは年間そう多くないわけですね。しかしながら、抽せんで外れっ放しと。片や運よくうまく入ってる業者さんもおられるということで、非常にアンバランスなことが生じてまいりました。そうなりますと、一方では公平性ということから見ますと、若干やっぱり問題があるんじゃないかということがございます。

したがいまして、今回1年間の成果、あるいはメリット、デメリットを含めて一応総括をして、今後どう対応するべきかということをやっぱり検討する時期だというふうに考えておりまして、談合防止という点で一定歯どめがかかったんではないかなというふうに思っておりますので、そうするならば、もしそういう情報があったらその部分について抽せんを導入するとか、これは川崎市でやっておられますが、そういう形も1つの案であるということで、この12月議会までに我々の方で案を考えて、この前も総務委員会でありましたけども、総務委員会でお示しをして、御意見も賜って1つの成案にしていきたいということで、今準備をいたしているところでございます。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 系列業者に対します工事の発注のあり方でございますけれども、現在は1工事に対しましてその確率性を低くするというところで、同じ系列業者を同一工事に発注は排除しているところでございますが、議員御指摘のことも1つの課題だと思いますし、今後の検討課題とさせていただきます。と思っております。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長、答弁いただいて、大変重要な政策の変更が考えられる問題なんで、ちょっと意見だけ申し上げておきたいと思うんですが、参加の機会を与えられとるんですよ、くじ引きで外れるということがあってね。しかし、指名というのは、やっぱり恣意的に指名しているんじゃないかなということに対する——それはできなくなるわけですからね。そういうことで、やはり参加してくじ運が強い人、弱い人はあるでしょうけども、それは十分私は納得できる、だれにも文句言えない。くじやからね。

だけど、だれかが恣意的にやられたら、これは腹立ちますよ、やっぱりね。

そういう点では、私は今の中ではやはりくじ引きというのは、1つの公平、だれも文句を言わない公平という問題があるんで、この基本はやっぱり残していただきたいと思いますね。

それから、救済をどうするかという問題については、果たして僕はそういうことを救済する必要があるのかなとも思います、それはね。くじで同じように条件を与えとるわけですから、それは入札でも何でもある意味です。ですからね。それはやっぱりくじという基本はやっていただきたいと。

それから、細野さんの方には、同列の方については、同列をして取る確率を上げるんだということはやっぱり許さないという行政執行をやってもらいたいと思いますね。でないと、1つの企業で1つの責任者で同列を持たないところと、例えば兄弟がおって同じようなゼネコンをやっておる場合に、同じ泉南市の指名業者であれば同じように仕事をやりくりできるわけですから、そういう点はやはり市民から批判のないような対応をきちっとしてもらいたいし、どういう基準でやってるかについても我々議会にもきちっと示して、その執行状態を我々がチェックできるようにぜひお願いをしたいと思います。

以上です。結構です。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 申しわけございません。ちょっと私勘違いしておりました、訂正をさせていただきたいんですが、先ほど談合情報があったときに、抽せん型を導入してるのは川崎市と申し上げましたが、同じ神奈川県でございますが、横須賀市の誤りでございますので、おわびして訂正をさせていただきたいと思います。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———林君。

22番（林 治君） 私はずっとこの間この議論ですね、実は28日の総務常任委員会で入札制度についてどのような変更を考えてるのかということについて質問したときには、抽せん型のことだけしか御答弁を得られなかったんですが、今後入札制度のあり方について、先ほど市長がちょっと言いましたが、総務常任委員会等で、担当委員会で報告すると。ところが、きょうはいろいろ、大分それ以外のことも出されたんで、そこまで話ができてるんなら、なぜ総務常任委員会のときに発表しなかったのかなと。こ

これは、この議会のための総務常任委員会だったんですよ。

そういうものは口頭で言われるとなかなか理解しにくいし、それと、もう一つは、きょうそのものの議題とは離れていくので、私はきちっと、きょう報告されたことについて、できたら総務常任委員会を待たずに、まず少なくともきょういろいろ発表されたわけですから、これはぜひとも文書で、案なら案という段階でも結構ですから、そういう形をとってでもまずきちっと文書で出していただきたい。

それであつたら、僕もこの議案の中でその質問は省きたいと思いますが、そうでなかったら私は私でそれなりのこと、いろいろ聞きたいことがあります。28日にはそのことも発表しているわけですから、一定のくじ引き云々のことについても。そのことについて、きょうしか言う機会がないんなら、私は今からでも意見を言わないかんし、その点どうですか。事前にそれらについて文書で案として発表して、我々がそのことについて検討できる——事前にですね。きょう既に一定発表したんですから、どうですか。そうでないと議長、これ議案と混乱してきますよ、いろいろと。

議長（巴里英一君） 理事者、いかがですか。検討の段階で余り本会議で答弁されますと誤解を受ける場合もありますので、そういった意味では、きちんと精査された上で、改めて必要な機関にかけていくという形であれば結構かと思いますが、そういう点では答弁も整理していただいて、答弁いただきたいと思いますが。細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今、議員御指摘の件は、確かに総務常任委員協議会でも意見がございまして、その点については私どもの方も、要綱等の整備等の事務的な作業がございまして、その作業をすべて終わった段階で、案として所管の委員会に御提示させていただきたいという形で御答弁させていただいておりますので、私どもの1つの案として整備できた段階で御提示させていただきたいと思っております。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 違うんですよ。いろいろと大分言われましたから、案として整備できたらと言いながらいろいろと大分言われたんですよ、骨格についても。それならそれでちゃんと文書で発表してくださいよ。どうなんですか。本会議場ですよ。案も固まってないことについて大分いろいろ言われたんでね。そういうふうに今は言いますけども、聞いてたときは

もう案のように聞こえましたよ。だから私は質問してるんです。

私は、この議案でそのことを質問する気はないです。ちゃんとそこまで、きょう言うたことについて全部まとめて具体的に報告してくださいよ。金額の変更まで出したじゃないですか。だから、今出せとは言うんじゃないですよ。議会終了後直ちに、4日の日でも構いませんよ、あしたはお休みだから。そのぐらいのものですよ。なんやったら、市長、パッと答えてください。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まだ完全に固め切っておらない部分もございしますが、今我々の方で考えている素案といいますか、そういう段階でのお話かというふうに思いますので、先ほど来から若干具体にお答えしてる分もございしますので、一応その検討している内容等について取りまとめをして、とりあえず現時点での素案という形でお示しをさせていただきたいというふうに思います。

〔林 治君「4日に」と呼ぶ〕

市長（向井通彦君） （続）終わり次第できるだけ早い時期に取りまとめ——ですから6日が金曜日ですか、今週中という形でお示しをさせていただきたいというふうに思います。ただ、まだ固め切っておらない部分がありますので、それはちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） それじゃ、そのことについては触れずに、これも抽せん型でやられてるのがそういう変更云々ということを経務常任委員会でも言われました。いろいろきょうは議論がありました。

さきの10-1工区と比べても、この落札が予定価格の76.3%、こういった内容を見ると、先ほどいろいろ言われてる弊害があったとしても、その点については、これは市民のとうとい税金で仕事をしていただくわけですから、これで最低制限価格の上になってるわけですから、当然これで仕事ができる金額だと。不況の折から大変ですが、しかし、先ほどのようなぼろもうけに近いような入札じゃなしに、こういう健全な入札は、基本的には市民の願いであると思うんです。私はそういう点で、今回こういう形で入札されたことについては歓迎をいたします。

それで、必要な工事ですから賛成もするわけですが、ただし、これも今

後最低制限価格の問題があります。市長はそういういわゆる設計金額だとか予定価格だとか最低制限価格、これがいかにほどかということが職員へのいろんな工作ということにつながるし——職員というか、市長とか助役とか、特に価格を入れる方に対する工作とかですね。きょうも和歌山の市長の問題でえらいテレビ、新聞でやってますけども、私はそういう点から見れば、明らかにすることが、そして市民の監視のもとに市政が市民の前に公開されることが、こういうことをなくす道なんですから、私はそういう点で積極的にそういう方向をとっていただきたいという基本的なことだけ言うて質問を終わります。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

9時35分まで休憩いたします。

午後9時 5分 休憩

午後9時38分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第4号 工事請負契約の締結について（公共下水道（第10-2工区）雨水管渠築造工事）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第4号、工事請負契約の締結について（公共下水道（第10-2工区）雨水管渠築造工事）について御説明を申し上げます。議案書の45ページをお開きを願います。

まず、提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得または処分に関する条例第2条に規定いたします予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

契約の目的は、公共下水道（第10-2工区）雨水管渠築造工事でございます。工事請負者は、泉南市信達市場1183番地の2、株式会社小川組でございます。

請負金額は1億4,792万4,000円、入札方法は抽せん型指名競争入札、仮契約日は平成10年10月20日でございます。

なお、それぞれの工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注等につきましては、参考資料として47ページから55ページに記載をいたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

2番（小山広明君） この案件は一度入札行為をやっておる物件だと思っておりますが、これの予定価格との関係をちょっと御説明いただきたいのと、先ほどの76というふうな数字、我々議論の中では2割ぐらいじゃないかなと思ったんですがね、予定価格と最低の下限価格ですか。26%もこういう事業に幅があるというのは、適正な幅なんだろうかとちょっと疑問いんですが、この根拠というのは一体何なんですか。もしこれで一番下の値段で受けて、会社が無理して受けて倒産でもしたら、そんな安い価格で出して粗悪な工事をされたら困るということで最低制限価格を決めとることですから、おのずから下限といっても一定の常識的なものがあると思っております。

これと、もう1つは、今まで予定価格と落札した価格の最高の——最低制限価格を発表するということですから、これはもう公表したらいいと思っておりますが、かなり大きな幅があったというのも私聞いとるんですが、今までどれぐらい予定価格から下限価格の幅があったんでしょうか。その辺もひとつ、この決め方がなかなか科学的、合理的に私たち受け取れませんので、気分でつけとるのかなと、そんなことは全然ないと思っておりますが、きちっとした根拠に基づいてやっと思っておりますので、その辺の説明をお願い

したいと思います。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） この工区の予定価格でございますが、1億8,345万でございます。それと、予定価格と最低制限価格の幅等の御質問だと思いますが、やはりこれは一定の幅の中で業者に企業努力をしていただくということと、最低制限価格の線につきましては、一定の基準の品質の工事を施工していただくという基本的な考えのもとに設定しているものでございます。

以上です。

〔小山広明君「ほかに質問したつもりやなんやけども。過去にかなり幅が大きいと思うんで」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 小山議員御質問の最低制限価格なりの中での落率についての御質問だったというふうに理解しておりまして、工事名等につきましては御勘弁いただきたいと考えておりますが、平成9年度におきまして、私どもの方でチェックしてる中では、予定価格に対する落率が66.何がしかのパーセンテージでの工事があったということを御報告させていただきます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） これ私、市長と一回議論したことがあって、予定価格を事前に公表したらどうかと言ったら、それはおのずから最低制限価格がわかってしまうからそれはできないんだと、こういうような答弁を明確にしてみましたよ。しかし、これだけ大きな幅があったら、やっぱり価格に対する信頼性、全くないですよ。今本当にコンピューターも入りいろんなものが入って精度が高まってるときに、この大切な税金を使ってやるものがこれだけ大きな幅の中で業者が競争させられるということは、僕は全く数字に対しての信頼性がないと思いますよ。

そら業者も製品を売るときに、一生懸命努力しながら売り込んでますよ。そんな幅があるような時代じゃないんじゃないですか。それから、給料とかそういうようなものも大体平均化してきてますしね。これだけ幅を持って業者に競争を強いるというのは、本当に業者はまじめに見積もりしてやったら取れないと、どこにその下限があるんだろうか、どこに上限がある

んだらうかということ熱心にやはり探らうとするのは、これはいたし方がないんじゃないですか。それだったら、私は競争入札なりいわゆる入札ですね、こういう業務というのは、この制度そのものからやっぱり崩壊しとるんじゃないかなと思うんです。

市長、こういう66%があると、今度は76%だと、一方では99.14%だと。こんなものは、私は本当に談合以前の問題だと思いますよ。だからもう少し根拠のある、例えば10年したら全部公開すると、あなた方が出した値段の入れ方も公開するというようなことがあっていいと思いますよ。もしいろんな世論が動いてきて、新しい市長にかわって、過去10年にさかのぼって全部役所が入れた価格の問題についても公表しますということはある得ますよ、十分ね。それは当然公表すべき問題ですからね、あなた方が責任持って価格を入れたというのであれば。そういう点では資料もきっちりと残しておいてもらいたいと思いますし、そういうことに耐えられるような、今の問題としてこの幅というのに一体どういう合理性があるのかを担当でも市長でもきちっと説明してください。市長はそういう答弁をした過去の経緯があるわけですからね。

これだったら全くつかめないですよ。予定価格を知ったところでこれだけの幅が——私は20%ぐらいが限度だと。20%といっても多いですよ。先ほどの14億だったら、20%だったら2億8,000万ほどでしょう。そんな大きな幅が価格にあるということ自身が、やっぱり集めた税金を丁寧に使ってるということにならないと私は思うんですが、その点でどうなんでしょうか。もうちょっと議会できちっと議論ができるような、我々が1つの議論ができるような資料なり材料を出してもらいたいと思うんですが、そういう点でこの問題についてどう考えるんですか。むちゃくちゃで、こんなん。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今の現行制度に対します議員の1つの御意見だとは思いますが、今までの経過の中で、現在我々といたしましては、先ほど申しましたような見解に基づきまして、一定の、先ほど申しましたような1つの考えをもって、1つの線を設けてるところでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

〔小山広明君「矛盾した答弁せんといってください」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 1つの考えでって、1つの考えでないから質問しとるんであって、そんなおのずから市場の実際に入る価格がベースになっとるわけでしょう。それが66%があったり、今度の76%があったり、こんなんは一般の世間の常識からいったら通りませんよ、こんなもの。一定の考え方だったら、市長が初め答弁したように、予定価格を言えばおのずからこれは自由にできないわけだから、下限価格が決まるということで上限価格を言えないと、いわゆる予定価格も言えないということで、今予定価格を回答するようになりましたけど、そのことは一貫して、予定価格を言うことが下限価格を示すことだから言えないと頑張ってきたんですよ、行政は。

しかし、実態を見れば、実際の社会状況からいったら、こんなラフな幅の持ち方でないでしょう。それやったら下限価格をとったって同じ意味じゃないですか。下限価格をとったんと全く同じ意味ですよ、これ。予定価格で取る業者もある。しかし、下限で66%で取る。66というと半分ぐらいでしょう。そんなものは、あなた方が言う下限価格を決めとる意味は、責任を持った仕事をしてもらうんだという意味は、全く成り立たないですよ、この問題は。あなた方は自由に気分に入れとるんですか、これ。どうなんですか、入れ方。一定の考え方だったらこんなこと起こり得ないですよ。どうなんですか。

〔小山広明君「1億8,000万もの予定価格に対して、そんなむちゃくちゃなことやったら信頼持てませんよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 制限価格の基準線というんですか、それが1つ議員御指摘の点でございますけども、この制度そのものは、今までのいわゆる建設業の中での1つの制度として来ているところでございまして、現在におきましては発注形態を含めていろんな論議はあるかと思っておりますけども、現在の中では、現時点では1つの基準の技術的な（小山広明君「基準がないと言っとるんだ、基準が」と呼ぶ）品質を維持していくための1つの線を設けてるというところでございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 全く納得できない、答弁に。市長も全然答弁に立とう

としないんですがね、市長の答弁から私はこの疑問を呈しとるわけですからね。今回の場合でも、低い値段を入れて失格しとる業者がおりますね。この方が本当にきちっとこの値段で私はこの仕事ができるということで入れたと、こう信ぜざるを得ないですね。その業者が失格になつとるわけですよ。これは76%ですか、先ほどは平均して言われたと思うんですが、66%だったらこの失格業者は失格になってないんですね、ある意味で。しかし、業者というのはいろんな情報が入るから、あ、今度は66%だとか67%で落ちた情報はつかんどると思いますよ。いろいろ情報交換をその後でしたってかまへんからね。そしたら、業者というのは仕事を取りたいということなら、損しても取るということは商売の中で何ぼでもありますよ。そしたら、この業者が一定の泉南市の過去のデータを考えて、これを入れて失格になつとるでしょう。

そしたら、あなた方はその業者が低い価格で入れとるけども、本当にやれるかやれないのかをその業者の見積もり合わせもきっちりしながら、そういうことをやってもいいんじゃないですか。要綱が何かできなくなつとるんかもわかりませんが、それはやっても構わないじゃないですか。あなた方のそういうむちゃくちゃな予定価格に対して、下限価格をランダムにしとるわけですから。こんなもの絶対恣意的にやることは許されないし、気分でもやることも許されない。何らかどっかの形で、これはきちっとあなた方は説明する説明責任がありますよ。

今説明することが、現在のそういう入札行為に支障があるということで公表しないというのは、それは認めましょう。しかし、そういうことがいずれの時期になって、公表してもいいという時期が絶対来ますよ、これは。そのときにきちっと今のあなた方の責任は問われますよ、そら。それはわかるでしょう。支障がないときには、当然それはこれだけの問題性があるんだから公表してもらわないといけないですね。そういうことも含めて、あなた方は自信があるのかどうか。

市長の答弁から始まつとるんですから、私はこれは今すぐやってもらいたいと思いますが、支障がないときには明確に、なぜこのような歩切りをしたのかというのを市民の前にやっぱり公表していただく必要があると思うんですが、そのような方針も含めて答弁してください。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 確かに今の社会情勢というんですか、そういう中で建設業のあり方というんですか、そういう根本的なことを含めているんな論議なり出てきてることは確かでございますし、そういう中で入札、契約の方式も、これからいろんな多様な形ですね。これの方式もいろいろと試験、試行的に導入されているということも確かでございます。

そういう中で、本市では今まで1つの方式として、先ほど申しました形をとってきてるわけでございますけども、今後そういうふうな設計施工を一括して発注するとか、いろんな工事とか内容によったらそういうふうなことも考えることもあるかと思えますし、そういうことを含めて1つは考えていく必要があるかと思えますが、現在のところ一般的な建設工事については、先ほど申しました一定の基準を維持していくという観点から1つの線を導入してるところでございます。（小山広明君「公表の問題よ。支障がなくなったら公表するね」と呼ぶ）

公表というのは入札制度に関する...（小山広明君「歩切りの理由よ」と呼ぶ）入札の公表につきましては、事後公表でございますけども、今のところ予定価格の公表でございますが、後でいろいろと案を整理した中でお示ししたいと思えますけども、最低制限価格ですね、この事後公表についても取り組んでいくということで表明してるところでございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、僕のが伝わってないんで、今後あなた方は最下限価格を事後公表すると。その場合に、これからはどうなるかわかりませんが、今までの76%にしても、それからさっきの66%にしても、これは行政行為として市民のために公の工事をしたわけですから、やはりそれを公表しても差し支えないときには、だれがその決定をしたのかも含めて、市民にちゃんと、合理性がないといかんわけですから、ちゃんとそれは公表できる環境ができれば公表すると、そういうことは約束できますかというんです。

これからの公表についても、なぜそういう歩切りをしたのかというのは、おたくは一定の基準があるわけですから、そういう根拠も含めてきちっと公表してもらいたい。でないと業者をなぶるみたいなものですからね。いや今回は20%にしとこうかと、今度は25%にしとこうかと、こんなんじゃ困るわけです。業者は死に物狂いで競争しとるわけですからね。そして

業者が一生懸命きちっと合理的に裏づけを持って入れたものが、あなた方の甘いそういう値幅のつけ方によって失格したりするわけですから、ペナルティーを受けるわけでしょう。一生懸命努力して安く入れた人がペナルティーを受けるわけですから、そういう点ではあなた方は真剣にやらないと、業者は命かかるとるわけですよ、仕事やからね。

だからそういう点で、その幅についてはちゃんと合理的な理由がきちっとないといかんということをやるとるんですよ。だからそういうことも含めて、支障がなくなったらちゃんと公表すると。それは拒む理由はないでしょう。過去10年ぐらいさかのぼって、だれがその値段を入れたのか、どういう根拠かというのを全部やってくださいよ。そういうことをやるとるんですよ。いつやれということには言ってない。そういうことが公表できるような状況になったらということですから、これは市長しか答弁できないんじゃないですか。そのつもりで現在の業務をやっていただきたいしね。

〔小山広明君「まともに答えてないんやで、あなたさっきから言うところけど。公表すると言ったらそれでいいけど」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 最低制限価格の事後公表につきましては、以前から御答弁させていただいておりますように、要綱等、作業等がこれからでございますので、その中で要綱ができた段階で案としてお示ししたいと思っておりますのでございます。

〔小山広明君「答弁になってないよ、それは」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。

〔小山広明君「答弁になってないよ、それは。僕の質問したことぐらい答弁してくださいよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 議長、僕はこれしかもうする機会がないわけですから、ちゃんと答弁してください。

公表しても差し支えない時期が来たら、公の行為ですからちゃんと市民に公表してくださいよと、予定価格に対してどれだけ切ったかということを決めたことがわかる、そういう内容をちゃんとしてくださいと。でないと、これだけ幅があるのは何か理由があるんでしょう。76があったり66があったり、20%ぐらいだという話もあるわけですから、それには理

由があると思うので、公表してもいいような状況になったら公表してください。そのことは行政として約束してくださいよ。議事録にちゃんと残っとれば、10年先のだれかその市長に座る方がそのことに基づいて公表したらいいじゃないですか。そういうことを聞いとるんですよ。行政としてそれを拒む理由はないでしょうと言っとるんです。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 予定価格と最低制限価格の幅なりの合理性あるいは透明性を図っていくべきだというふうな御質問であろうかというふうに思っておりますけれども、将来の問題とはいえ、どこまでその基準の内容なり、だれがやったかというところまでできるかどうかはわかりません。

ただ、現状からいきますと、先ほど来も御質問がありましたように、例えば我が泉南市の場合、予定価格と今後最低制限価格についての事後公表ということで検討いたしておりますけれども、国なり他の都道府県の先進的なところでは、設計の額あるいは設計金額についての事前あるいは事後の公表というものがなされていくというふうな状況もございます。全体の中でそういった状況を見ながら、そうなってくるとどんだけ切ったかというのは明らかになるわけですから、そのときに過去の分も全部とっとけというふうなお話ですけれども、一定、文書の保存期間もあろうかと思っておりますけれども、全体として国なり都道府県の動向を見て、それが一定の入札についての常識といえますか、そういうものになっていけば、環境を整えばそういうことも考えられるだろうというふうに思っております。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 大変前向きな答弁、ありがとうございました。というのは、やっぱり現在やる人がそれで縛りかかるからね。これは将来いずれか環境になれば出すということになれば、現在やっている人にそれだけの襟を正す環境をつくるということで、私強く言っとるんですよ。だからいつ出すかは別としても、出せる時期が来たら出すというように前向きの答弁を遠藤助役からいただきましたので、ひとつその点を踏まえて現在の入札業務に当たっていただきたい、そのようにぜひよろしく願います。

議長（巴里英一君） ほかに。———島原君。

17番（島原正嗣君） 時間も時間ですから簡潔に二、三点お伺いをいたしますが、今回提案されております10-2工区の中に資本金ゼロのとも

あるわけですが、これはどういう理解をしておるのかですね。個人会社であろうと思うんですが、そういう場合の資本金に対する、いわゆる請負工事に関連しての資本力というものを問われると思うんですが、そこらあたりはどのように原課は判断しているのか、御答弁をいただきたい。

それと、今回受けてる業者の関係については、恐らく適正に調査をして、建築業法で言われる専門的な技術者、施工監理者等々が義務づけられているわけでありましたが、そういうことは間違いなくそういう管理者がおられるのかどうかですね。

それと、この会社の従業員は、俗に言われるように、ちゃんとしたそれぞれ厚生年金なり失業保険なり社会保険なりと、そういうことの確認をしてこういう参加をされているのか。

それと、金銭保証の関係と、工事施工完成の保証の関係でございますが、この会社にいたしましても、今言われるような一定の条件、いわゆる施工監理技術者なり専門技術者なりをちゃんと兼ねそろえてると思うんですが、そこらあたりの状況について御答弁をいただきたい。

今度は間違いなく答えてください。先ほどはちょっと私、気の弱い方ですから、間違っても間違ってるという指摘はようしませんので、その点正確にひとつお答えをいただきたい。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 島原議員御質問の件に関しまして私の方から……。

この業者さんにつきましては、確かに株式会社でもございませぬので、資本金につきましては私どもの方でも御指摘のとおりだというふうに認識してございますが、この会社につきましては従前の過去の実績等がございまして、それらを勘案させていただきましてのランクづけなりを行ってきた中での指名ということでございますので、御理解のほどお願いいたします。

また、御質問の中でございました技術者等につきましては、今係の方で資料を取り寄せておりますので、いましばらくお時間いただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 資料が来るまで休憩してもなんですので、ちょっと

お尋ねしますが、それでは市内業者の場合は、資本金ゼロでも市内業者という位置づけで、行政の方はこういう公共工事、特に下水道にしろ建築工事にしろ指名をするということになってるのかどうかですね。資本金ゼロというふうな形では、ちょっと形式論にしても現実の問題としても不安が残るんじゃないですか。例えば500万でも1,000万でも資本金というのはあるはずだと思うんです。会社を起こして事業をするという以上は、民間の個人経営にしろ有限会社にしろ、一定のものがなくてはならんじゃないですか。それが商法上の一定の義務づけじゃないですか。私の認識が間違っていれば、いやゼロでもいけますんやということならそれで結構ですけれども、経審点とかそういうことは別にして、私は資本金のことをお尋ねしてるわけです。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 48ページの件でございますが、この会社と申しますか企業につきましては、他の記載してる業者は、いわゆる株式会社ということで資本金という表現でございまして、この会社は個人的な、個人企業と申しますか、株式会社でないために資本金という形での記載表現はしておらないということでございますが、先ほど課長が答弁いたしましたように、実績等は一定の参加資格の実績を持っている業者でございまして、技術管理者におきましても資格を有している者がございます。また、この業者は特定建設業の業種でもございます。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 遅くなって申しわけございません。先ほど島原議員の質問の中でございました技術者等の有無の確認でございますが、この業者におきましては、一級土木施工管理技士あるいは専任技術者としての許可を持っておる者がおりますので、御理解のほどお願いいたします。

〔島原正嗣君「従業員の数」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 申しわけございません。従業員数につきましては、社長以下7名でございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） それでは、従業員全体、社長以下7名ということで

すが、この7名の中に専門的な技術者も兼ね備えているということです。これは書類の上だけではなく、書類を一定のちゃんと確認をしてやられると思うんですが、間違いなくそういうことなのか。

それと、もう1つは、前々から問題があるんですが、実際問題、5人、6人でこういう1億数千万円なり2億なり、できんことはないでしょうけども、下水なんていうのは雨水であろうと汚水であろうと、非常に技術を要する難しい仕事ではないかなというふうに私は思うんですが、やっぱりやってもらう以上はきちっとした施工監理をしてもらい、完成をしてもらうことが、市民に対する位置づけではないかというふうに私は思います。

もう1つ、先ほど御質問しましたように、金銭保証の会社、それから工事完成人の会社、これもあるんですが、そこらあたりは一体今言ったような形の調査をされてるのかどうかですね。恐らくされてると思うんですが、それもあわせて御答弁をいただきたい。

それと、建設業を起こすのに、個人であれ法人であれ、私は資本金が不明確だということについては、別に個人的な批判をするわけではないですけども、形態としては非常に不安定なものになるのではないかと。少なくとも資本金というものは、会社を起こした以上、商いを起こす以上、たとえば100万でも50万でも資本金というのは私はあって当たり前だと思うし、一応建設業法からいって2,000万とか3,000万という話も聞くんですけれども、そういう規定や位置づけというのではないのかあるのか、あわせて御答弁をいただきたい。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど申しましたように、この業者の資格の問題でございますけども、土木につきましては一級の施工管理を持っている者が1名、二級の資格が1名という形で、その他のものは一般的な作業員という表現の形でございます。

それと、保証人の会社についての確認等でございますが、当然この2業者は本市の指名業者で、一定の資格と実績を持ってる業者でございます。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 先ほど御答弁申し上げました中で、大変申しわけございません、間違いがございましたのでおわびいたしまして訂正いたしますので、よろしく願いいたします。

先ほど技術者あるいは職員ということでの御質問であったというふうに理解しておりまして、技術者につきましては8名おりまして、その中に社長が含まれておりまして、その社長を除いた事務関係の従業員の方につきましては6名おられるということでございますので、申しわけございませんが、御訂正をお願いいたします。申しわけございません。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう1つ答えていただけてない部分があると思うんですが、建設業法等の中には、例えば3,000万以上とか2,000万以上の資本金を要するとかいうふうなことはないわけですか。ゼロでも2億でも3億でも、あるいは市が設定をしたいいわゆるランクづけの範囲に入っておれば、それは理由づけなしにいつでも請負工事者として参入できるということなのか、そういう資本金の位置づけというものを私は少なくとも一定のものは、先ほど申し上げましたように法人であれ個人であれ確認をしておく必要があるのではないかなというふうに思います。

それと、資格の一級、二級とおっしゃいましたが、お酒の中にも特級から養命酒——養命酒は特級じゃないと思うんですが、合成酒みたいな、私は余り酒は好きでないからわからんのですけども、昔は一級、二級、三級はなかったどうか知らんけれども、そういうふうには下水の施工監理者、あるいは一般土木建築の施工監理者というものは、おのずから位置づけが違うのではないかなと思うんですが、今言われる資格技術者の関係は、この工事の適格要件を満たしているのかどうかですね。そういう技術者がちゃんとおられると思うんですが、間違いなくそうであるのか。明確にもっと正確に御答弁をいただきたい。

何も私はあら捜しではなくて、やっぱりきちっと仕事をしてもらうには健全な経営をやってもらわないけませんし、内容としても充実したものになってほしいというふうな思いを込めて聞いてるわけであって、そこらあたりちゃんともっと厳しくチェックすべきところはしなければならないのではないかなというふうに思いますから、お尋ねをしてるわけでありませう。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 失礼いたしました。先ほど私の業者の数とかの答弁は、最初のいわゆる資本金がゼロという業者についての御質問がございまして、その一連の中で御答弁させていただきました。

今御指摘のこの10-5工区に関します業者の技術者についての御質問については、ちょっと今原課の方で確認してございますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 資料を取りに行ってる間に、施工監理技術者の——私が先ほどお尋ねしましたが、下水の監理者と一般土木建築の監理者と、これは同等の資格を取ってればいいんやけども、資格そのものが違うと思うんですけども、それは一緒ですか、どうであっても。特別な監理者というのは要りまへんのか。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今回の下水の工事でございますけども、この工事でも一般土木の一級土木施工管理技士の資格でもって対応できる内容でございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう一度資本金の関係で、売上高とか民間の仕事を年間幾ら受けたとかという実績は、それは一定わかると思うんですけども、問題はやっぱりきちっとその会社の資本の状況、内容というものは確認なりをする必要があると思うんですが、それがゼロということではいかなものだろうかなというふうに思うんです。しつこいようですけれども、改めてお答えいただきたい。

議長（巴里英一君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 勉強不足で何度も申しわけございません。

資本金のあるなし等につきましては、基本的には資本金があるなし関係なしに、大阪府あるいは建設大臣等が経審点なりでそれらに見合った評価をしてくるということございまして、資本金がないから経営力が大変不安だという意味合いのものではないというふうに理解しておりますので、御理解方をよろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 先ほどの技術者の人数とか何とか資料を取りに行ってると思うけれども、それだけのことでその時間取りましたんか。今申し上げましたように、国なり大阪府は、資本金ゼロでも実績に基づいてそれ

それぞれのランクづけをすると、こういうことなんですけども、しかし、それであつたら資本金をどの会社も書かんかったらよろしいんと違いますか。別に売り上げだけ書いて、資本金の中身はどうであれ入札に参入できるというなら、関係なしと。私は国や大阪府のことを聞いているんじゃないですが、いずれにしても泉南市の受け入れ態勢としてはどうなのか。したがって、建設業法にはそういうことがなければないと、資本金ゼロでも結構ですということなのかどうか。

今話を聞きますと、国や大阪府はゼロでもちゃんとやらしていると、こういうことですがけれども、それは論理的に言って、僕は資本金というのはあるはずだと思うんです、会社を起こしてる以上は。個人の小屋でも固定資産税というて我が土地を持って家を建てりゃ取られるわけですからね、そらそんな不条理なことないですよ、資本金ゼロでええというふうな。そうでしょう。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今ちょっと手元に具体的な数字までございませんが、いわゆる建設業法の中では、資本金というふうな規定ではなしに、いわゆる資産と申しますか、1つの事業を起こしていく上での資金繰りですね。資金繰りの1つの資産、これの記載事項が多分あったと思います。その額等は今のところちょっと手元に資料がございませんので、具体的な数字まで申せませんが、資本金ではなしに資産ですね。その辺の記載があったと思います。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これもうちょっと、ゼロならゼロでいいというはっきりした法令なり法律上の解釈を明確にしてほしいなと思います。資料がなきゃ後で結構ですけれども、今資料を取りに行ってるということですが、資本であれ資本金であれ、言い方は別にしても、何かの形になったものがなかったら、例えば1円も持ち金なくして、1億も2億も3億も4億も資産がなくてやれるということ自体がちょっとおかしいんじゃないですか。

ばくちするんやったら勝ったり負けたりするから、そんな資本もくそもないけども、少なくとも公共事業を請け負うという、公共性を帯びるんだから、公共といたらやっぱり税金なんですよ、市民の。だからきちっとした会社に間違いなく完成をしてもらおうということが本来の趣旨でしょ

う、地方自治法からいっても入札工事からいっても。だから資本金のないところを僕は責めてるんじゃないんですよ。一定の位置づけがないと、資本金であろうと、今総務部長が言ったように資産であろうと、これが資本金だ、これが資産だという定義をやっぱり役所としてはきちっとさせないかんでしょう。僕はそう思いますよ。100万や50万円の仕事と違いますがな、ある意味では。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 基本的なところで答弁が漏れておりまして、申しわけございません。

一定の規模の工事を発注する場合には、業者のランクと申しますか、それは1つは、その中の指標としては経審点ですね。経営事項審査結果の1つの基準、いわゆる経審点も1つの基準としてるわけですが、この経審点を評価する場合の総合評点の中には、今までの実績等々を含めまして、自己資本ですね。そういうふうな1つの資産についての項目がございまして、こういうふうな項も含めました形が1つの経審点という形になってあらわれているわけですが、その経審点でもちまして、ただ工事の実績だけでなしに、その業者のまあいえば先ほどから議員御指摘の資本金、これも1つの条項として加味してるわけですが、その基準に基づきまして一定の基準の中の工事を発注してるわけですが。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 私は至って気を使う方ですから、何回も何回もこんな発言を繰り返したくないわけですし、今言った従業員の数とか技術者とか、これはもう一度確認しますが、間違いなく今言われた人数はずうっとその会社の従業員であり、管理者であろうと専門的な知識を持った技術者であろうと一般の事務職員であろうと、おられるということなのかですね。それは先ほど言いましたように、いわゆる社会保険とかそういうふうなもので確認をされてるのか、業者のつけ届けだけで、書類だけでこっちがチェックしてるのか、そこらあたりもきちっと確認をしてほしいと思います。

それと、僕がどうしても納得できないのは、何回も言うようですが、商いを起こすと、業をなすと、商売をやるというのに、有限であれ無限であれ、法人であれ個人であれ、やっぱり資本金というのはきちっと、あるい

は資産というものはきちっと明確に市の方で把握すべきであると思います。これだけ金融不安の世の中で、何億も仕事を請け負わすのに資本金が1円もないというふうなことで、市民に対して説明がつかんでしょう。そういう意味ではきちっと、私は経審点がどうであれ、資本金は資本金、資産は資産というふうにちゃんと法の中に書かれてるわけでありますから、それをちゃんと整理してほしいと。

以上、意見を申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第5号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第5号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。57ページでございます。

職員手当のうち、勤務の特殊性に応じて支給する特殊勤務手当について支給区分の改正を行うため、本条例案を提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、本市においては、現在、昼食時に休憩時間を繰り下げて、窓口業務に従事する職員に対し特殊勤務手当を支給しておりますが、この手当の支給については特殊勤務手当の趣旨になじまないと判断し、本年12月1日から廃止を行おうとするものでございま

す。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——北出君。

21番（北出寧啓君） この問題に関して私がやらしていただいて1年余りが経過したわけですけれども、当時最高裁の判例に違反する窓口手当、特殊勤務手当をこのまま放置していいのかということで申し上げさせていただいて、こういう形で今出てきたというふうに理解さしていただいておりますけれども、その他の手当等についての見直しとかはいかがなものでしょうか、その辺をお示し願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 泉南市の場合、特殊勤務手当は多数項目があるわけでございますけれども、今回昼の窓口手当についてのみ改正をさせていただくというふうになっております。今後とも、他の手当についても現在も検討を行っているところでございます。その特殊勤務手当につきましても、今後とも特殊性というものがないかどうかとか、特殊性が薄れてきていないかとかということとか、その辺のチェックポイント等を見た中で今見直しを行っているところでございまして、今後ともそのようなものが見出された中では、当然関係団体等とも協議をした中で、改正なりということで対応してまいる所存でございますが、今回はまず1項目だけでございまして、改正をさせていただきたいということで、提案をさせていただいております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 長い時間かけてこういう形で条例改正が出てきたんですから、当然その他の手当についてもいろんな検討を加えた上で提示されてくるかなというふうに思ったんですけれども、その辺が全然出てこないという今の説明ではちょっとわかりにくい。どういう経過なのか、どの辺に今問題点があると考えられてるのか、その辺を簡潔にお示し願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど説明いたしましたように、今回改正をさせていただいておるのは昼の窓口手当のみということでございますが、これも種々検討した中で、関係団体とも協議をし、各担当者等とも話をした中で、職員さん方の意識もかなり変わってきていただいております、我々としても大変心強く感じているところでございますけれども、それとあわせて、同時期にはできなかつたわけでございますけれども、現在その中でも改正について検討いたしております。現在まだ答えは出ておりませんが、何点かについて今後その辺の問題点を抽出した中で、我々としてはその辺の関係団体との協議を行った中で、結論が出ましたら当然提案ということになるわけでございますけれども、もう少し時間が必要だというふうに我々考えておりますので、もう少しお時間をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 北出君。

21番（北出寧啓君） これは、行政当局が一般市民に示す行革の枠組みともかかわってくることでございますから、もう少し具体的な日程とか含めて発言いただけるかなと思ったんですけれども、まだ極めて不明瞭なわけで、私がこれは最高裁違反だという形で迫ったから仕方なくやったというふうにも受けとめられかねないというふうな答弁でございますので、今後の展望をもう少し明示していただきたい。それだけで終わりたいと思います。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど申し上げましたように、現在も検討しているということでございますので、我々としては今年度何とかその辺の項目の抽出までは行きたいなというふうに考えております。その後、当然協議というのがございますから、それを踏まえた中で早い時期にということ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） ほかに。———真砂君。

12番（真砂 満君） 冒頭聞きたかったのは、北出議員と同じだったんですけれども、ちょっと角度を変えて質問しておきたいと思います。

特殊勤務手当、項目でいえば相当数あるというふうに思います。そのそれぞれの手当の種類、中身等につきましては、それぞれに議論もあるとい

うふうに考えておりますけれども、今回この手当のみ出してきた背景については、北出議員の方からも発言されておりましたように、最高裁の判例といったものも大きな要因の1つであったのだらうなというふうに思うわけですが、私は、大分前になりますけど、本会議場でも発言をしておりますけれども、この種の特殊勤務手当のあり方については、全体を見直す中で、当然手当の金額の問題もあるでしょうし、ふやしたり減らしたりするということもあるというふうに思います。そういった意味では、例えば3年だったら3年、5年であれば5年、その間に改変をすべきだというふうに発言をさせていただいた記憶があるわけなんですけども、そういった考え方について今人事当局はどのようにお考えなのか。

今、公室長の話では、ほかにも考えているというような御発言でございますけれども、全体の手当についてどうなんだというような方針等をお持ちなのかどうか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 真砂議員からの質問でございますけれども、40項目ほど手当がございます。その中で今回1つだけということで、最高裁の判例ということの御指摘もございましたけれども、この最高裁の判例につきましても、熊本県の方の団体だと思っておりますけれども、これは条例事項ではなしに市長の裁量行為ということの中で、違法性があるんじゃないかという判例でございます。ただ、当市の場合は条例事項に入っておりますから違法性はないと思っておりますけれども、今の状況からいってなじまないんじゃないかということでの改正ということで、御理解を賜りたいというふうに思います。

それと、全体、当然我々としては現在の特殊勤務手当の見直しにつきましては、先ほど申し上げましたように特殊性ですね。特殊勤務手当ですから特殊性があるかどうかとか、特殊性が薄れてきていないかとか、その職務が本来の職務であるにもかかわらず手当を支給しているかどうかとか、特殊性が認められる職種が新たに生じていないかとか、その辺も含めた中で検討していかなければならないというふうに考えておりますので、先ほど真砂議員が言われましたように、見直した場合、増もあれば減もあるんじゃないか。その辺も含めて当然我々としてはチェックしなきゃならないというふうに考えております。現段階では、今ある手当につきましても、

その辺も含めてチェックをしている段階でございます。

先ほど真砂議員が言われたように、ある程度の期間の中で見直しをしていくべきではないかということも1つの提案として我々としては受けとめさせていただきまして、今後どのような形で進めたらいいかということも、その辺の御意見も踏まえた中で検討させていただきたいなというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 当然関係する団体との協議もあろうかというふうに思いますし、私の記憶では、関係する団体の方からもそういった特殊勤務手当についての議論をしてきたというふうに思います。その数の問題にしたって、統合するとかいった事柄も含めて、40項目というのはやはり余りにも多過ぎるというふうに思います。それぞれの職場ですから、事務をしながらいろいろ危険な部署もありますし、苦痛な場所もあろうかというふうに思います。それは仕事の中身が昔と大きく変わってるということであれば確かにそうなんでしょうけども、今はどうも時代の背景が、公務員に対する風当たりの中で、そういった手当についてのあり方論について言及をされているというふうに思いますので、その辺は根本に立ち返って、本来の手当のあり方について方向性を見間違わないようにしていただく、そのことを基本に考えていただきたいというふうに、意見だけ述べておきたいというふうに思います。

終わります。

議長（巴里英一君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） この特殊勤務手当を出す——特殊ですから恒常的に出すものではないと思いますし、これを長年ずっと出してきたということは、受ける側からいえば給料の一部ということになってくると思うんですね。給料は、本来的にはやはり生計を立てるために必要なものを払っていくということ、大きな意味では労働再生産費用という形で、新しい労働力を常に供給していくための必要経費だと思うんですが、そういう点で、調整手当にしてもいろんなものにしても、手当というのは膨大に多いんですが、その分本給が低いという——低いというんか、そういう手当がありますからね。そういう点で実質的には本給の扱いに私はなっと思うんです。

そういう点で、今世の中で私たち議会も含めて財源、財政が苦しいという事で、まず給料を下げるとか人件費を下げるという攻撃の——攻撃というんかそういう問題意識の中で、こういう明らかにその部分だけをとらえれば矛盾的なものを削減するという事になっておると思うんですが、私はそれではちょっと全体を見てないと思うんですね。

そういう点で、本給を上げるのは、出す方からいけばいろいろ問題があるから手当で出していくと。手当であればいつでも、時代のいろんな雰囲気の中で切ることができる。こういう出す側の都合でむしろこういう制度がこれまでずっと延々と続いてきたのではないかな。これを受ける側からすれば、これはお金に書いてあるわけでないから、給料として受け取って、それで生活設計を立てるとする一面があると思うんですね。

そういう点で、その見直しというのは部分的に行うというんじゃないしに、給与体系のあり方そのものもきちっと議論した中でやってこない、小出しに出してくる問題では、特に人々の生活費ですからね、私は問題があると思うんですが、そういう点でどうなんですか。全体の見直しも今考えておると言ったんだけど、単に手当の中で見直すのではなしに、その方もらう全体の給料というところでメスを当てて、そして手当のあり方についてやらないといけないんじゃないですか。

私そういう意見を前にも一回申し上げたことあるんですが、その点で今回この1つだけを、法律違反だからということではないようでありますけれども、時代の状況でちょっとそぐわないからということであると思うんですが、そうなってくるとほかのことにもいっぱいそういう問題があるんじゃないですか。

そういう点で、すべての経費の出し方について、今の時代に、また厳格な法律の手續において問題があるものについて、やっぱり総チェックをして整備をするということが私は必要だと思うんですが、いかがでしょうか。  
議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 小山議員の御質問でございますけれども、特殊勤務手当については、先ほど申し上げましたように40項目ほどございます。ただ、手当の額自身が1回当たり数百円ということで、余り大きな額ではない部分もかなりございますし、月額で決まってる分もございます。ですから、この手当につきましては、先ほど言いましたように特殊性が見

出されないもの等につきましては、当然見直しをしていかなければならないというふうに我々は考えております。

それと、給料につきましては、当然一定の決められた給料体系というのがございますので、その中で本給というのは決まってくるわけでございまして、昇給につきましても、成績優秀者については1年に1号俸というふうに決まっておりますから、当然給料等が低かったら、特に物価上昇等がございましたら、人事院勧告という制度がございますし、それは関係団体との協議の中で、どこまでベースアップをするかということについても協議はしているわけでございますから、それはそれとして、給与体系は給与体系として、我々として毎年、年に1回見直しをしているわけでございます。

そのような中で、当然特殊勤務手当だけ偏って生活給に入っていくということになれば1つの問題だというふうには考えておりますけれども、全体の中でそれがどれだけのウエートを占めるか、実際それが特殊性があるかどうかということについて、我々としては見直しをかけて、整理するものは整理をしていくと、支払いするものは支払いするという形で現在検討を行っているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） もう1つ、私が提起したことに真正面に答弁してないように思うんですが、例えば9年度の予算でも、給料は27億に対して職員手当というのは23億、給料と同じぐらい手当を出してるわけなんですね。これはやはり私は、出す側が給料を上げるといرونなところに波及が大きいから、年金とかそういうことに波及しない、本給はそのままに据え置いて、そういう手当というもので実質お金を払って、もらう側からすればそれは給料ですから生活給になってくると思うんですね。

こういう給与構造をもう少し単純明快に、その人に払ってるのはすべて給与だというようなことで、仕事における手当をつけるというのは職業差別にも私はやっぱり結びつくと思うんですね。それは、しんどいから、嫌がるからという形で出しとる部分が私はあると思うので、やはり給与一本にするという基本線を出して、地方自治体から提起をしていかないといけないと思うんですよ。

議会の手当についてもいろいろ議論がありますね。調査研究費というの

はやっぱり違法だということも言われとるわけですから、議会も含めてやはり報酬なり給与という形で、その人に払うお金については、全体的に精査する必要があると私は思いますね。一緒にもらっておりながら、そうやって分けられておることである問題を持つわけですから、そういう基本的な姿勢に立って、これはやっぱり地方から発信をしていかないと、国や府の方向を見ながら、横を見ながらという時代ではないと思うので、市長、これはやっぱり政治家市長ですからね、もう行政マン市長じゃないわけですから、政治家として市民が理解できるような——何号俸とかね、普通の会社でも何号俸なんて余り使ってないですよ。もう少し明確に公務員なり議員がどういう給料をもらってるかということが市民のレベルでわかるような仕組みに、ぜひ見直しをやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 我々の給料といいますが、公務員の給料につきましては、やはり一定のルールのもとに制定をされておりまして、特に民間と違っていろんな行為制限も加わっているわけでありますから、当然それに対応するいわゆる人事院勧告ですね。これによって公平に、民間賃金を参考にしながら一定の勧告をなされて、それによって本給等を定めると、こういうことでございますから、これはやはり踏襲をしていきたいというふうに考えております。

なお、御指摘がありました各種手当については、過去からいろんな手当というのがございまして、これはその時代に必要であったかというふうに思いますが、やはり時代の流れとともに見直すべきは見直すということが必要かというふうに思います。今回、当面1つだけ先発いたしましたのが、残りの部分についても、時代に即応するかどうかということも含めて検討をさしております。

それから、給与については毎年一回、広報で詳しく細かく市民の皆さんにも披瀝、広報いたしておりますので、それで十分御理解をいただけるんではないかというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 意見にかえときますが、市長は長い間公務員をされておって、その世界の常識というのは十分踏まえていらっしゃると思うんで

すが、例えば市長が全く民間の方で、市長選に出て当選されて市議会に入ってきたら——やはりそういう感覚で行政を変えてもらいたいと。ある意味で護送船団ということがよく批判されておりますけども、福祉のレベルでも自治体によってまちまち、これから差が出てくる時代であることは明確ですね。

そういう点で、国の人事院勧告とか、そういうことの中で長い間やってまいりましたけども、やはりこの市の状況に合わせて、市民の立場で一番大事な公務員の人件費というもののあり方にメスを入れてもらいたい。だから、もう一度市長は、業務の半分ぐらいは市の中へ出て、公務員の出身の市長でありますけども、やっぱりもう少し市民の感覚でもう一度行政を見直して、こういう給与の問題についても明確にわかるようにしてもらいたい。広報に書かれておりますけど、実態はほとんどわかりません。余りにもいろんな手当とかいろんなものがついておる関係で、一体この人はどれだけの手取りをもらっておるのかなということも全くわからないのが実態でありますから、そのような面での改革をぜひお願いをしたい。

意見にかえときます。

議長（巴里英一君） ほかに。——島原君。

17番（島原正嗣君） 簡単に二、三点お伺いします。

今御提案なさってる12月1日実施ですか——11月2日提出で12月1日ですね。年間これだけの手当を削減する額は一体幾らなのか、わかっておればお示しをいただきたい。わかってなきゃ後で結構ですから。

それと、もう1つは、先ほど北出議員さんなり真砂議員さんも御指摘がありましたけれども、これは本来、職員組合と交渉して得たいわゆる労働者の既得権ですね。既得権益ですよ。それが少額にしろカットされるということは、やっぱり生活者にとっては大変な問題もあるのではないかなというふうに思います。

しかし、労働裁量制という、労働法が先般変わりました、一般質問でも申し上げましたように、ホワイトカラー、ブルーカラーの選択をして、その職種、業種によってそれぞれの給与体系も変わってくる、異なってくるだろうというふうに思われます。正確には39種類だと思うんですが、それだけの手当があるらしいんですが、例えば猫1匹取ったら猫手当とか犬手当とか、そんなものは一定の合理化をするべきではないかなというふう

に思いますし、現業部門と事務部門との役割も一応見直すべきではないかなというふうに思います。これらについて市当局の見解をお伺いをしたい。  
議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） まず1点目でございますけれども、今回の昼の窓口手当の改正によりまして、年間の経費でございますけれども、約37万円でございます。というのは、この手当を出しておるのは市民課だけでございますので、少額でございます。

それと、特殊勤務手当の改正等につきましては、当然関係団体との交渉の中で条例化したものが主なものでございますので、今後とも、見直しになりますと当然関係団体等との話し合いというのが必要でございます。現段階では、時代の流れによりまして特殊性が見出されないものもございませう。ですから、我々としては十分その辺の関係団体との協議をした中で、現在検討しておりますけれども、それも十分説明をし、十分協議した中で合意を得られましたら、我々としては逐次整理をしてみたいなというふうに考えておるところでございます。

それと、島原議員からの御指摘の現業、事務部門等の役割の見直し等についても、十分関係団体等の中からも御意見等をいただいた中で、十分それに反映できるように我々としては進めてまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう一度お尋ねしますが、この39項目ある諸手当ですね。第1段階は今回が初めてだと思うんですが、年次的にこの39ある諸手当の改正は、今のところ改正する数値目標、年次目標というものはおわかりでないのかどうか、これから検討されるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

もう1つは、職員組合との交渉だと思うんですが、これがやっぱりできるだけ円満にスムーズにいけるように、お互い誠意を持って交渉すべきだと思うんですが、そういう前提に立って諸手当の改正等もぜひ努力してほしいなあと思うんです。お答えをいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） あと残りの手当の目標ということでございますけれども、まだ一定、何年間でどうという具体的な年数までは出ておらな

いというのが実情でございます。ですから、さきの質問者にもお答えいたしましたように、今年度中に一定の見直さなければならないというような手当について、我々としては精査した中で、関係団体等への働きかけを行ってまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

それと、当然関係団体とは円満に進めなければならないわけでございますけれども、今回の窓口手当につきましても協議した中で、関係団体等が原課等との話し合いも円満に協議をしていただいたということで、我々としては大変ありがたく思っているところでございますし、また今回の手当の廃止に伴いまして、12月1日からでございますけれども、市民課以外の課につきましても、窓口開放ということで充実をしてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

ただ、窓口開放につきましても、当然通常業務ではなしに、一定の当番、少ない人数で昼休みを対応するというところから、通常の業務の時間のようなサービスまではいかないわけでございますけれども、市民が訪れたときに十分対応できるように今後とも努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう意見にかえておきますが、何回も申し上げますように、これからの時代というのは、公務員であれ一般労働者であれ、労働力の社会状況の変化に伴ってのさまざまな問題点が出てくると思うんです。だから行政も、事務事業の見直しということも含めて、こういう諸手当の削減についてもきちっと整理してもらおうと。労働者からいえば、働く者からいえば、たとえ1円給与カットされても、これは喜んでる人はないと思うんで、やっぱりこれは何だなというふうな、人間としての——人間は感情の動物でありますから、やはりふえるのと減るのとでは大違いですから、それぞれ感情もあると思いますが、そのことが市民サービスに影響のないように、やっぱり時代に沿った、労使双方が1つの研究機関なり協議機関をセットして、円満な解決が図れるようにぜひひとつ御努力をお願いをしたいと思います。

以上、意見にかえておきます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今論議になっている点は、当然行財政改革計画の中

で位置づけられるべきものだというふうに思うんです、ずっと過般から論議を聞いておりました。平成9年は大綱何項目かの行財政改革計画、構想、方針に基づく計画をお立てになって議会の方にお示しをされた。ところが、10年度、これはまだ出ていない。ところが、こういうやつがひとり歩きしてくる。やっぱり明確に、全体的な計画の中でバランスを含めて位置づけてお出しになると、こういうことであると非常にわかりやすいわけです。先ほどから論議聞いてましてもね。

そして、9年度の総括ですね。これも、あれだけ方針を持ったわけですから、計画を持ったわけですから、それがどういうふうに達成、成就されてるのか、それからやり残したところの問題点は一体何なのか、そこから導き出される教訓は一体どういうことなのか、こういうことはやはり明らかにしていただきたい、こういうふうに思うんですよ。

いろいろありますよ。先ほどは議員の研修費等の問題なんかも提起された。これは行政はなかなかやりにくいでしょうけれども、そういうことなんかも、そういうことが論議する中で議員側からも提案されると、こういうことになってくるわけですからね。それをせつかく9年度はやられたのに、10年度はもう朝令暮改——こういう言葉は悪いかもわかりませんが、計画が出ていないように思うんですよ。全体に出ましたか。総務常任委員会等、担当の委員会にお出しいただいておりますか。いや、私は産建ですからよくわからないんですが。しかし、産建にかかわる分もあると思うんですが、過去の常任委員会ではそういうことはいささかも論議されたことはない、こういうふうに思ってるんですが、その辺を明らかにしていただきたいというふうに思いますし、もう時間がありませんので、今後9年度の総括と10年度の方針、速やかに議会に提起される所存があるかどうか、その点明らかにしていただきたい。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 行革の具体的な資料、今手元に持っておりませんが、和気議員からの御指摘、9年度は一応方針に基づいたということで、ある程度の成果は出しておりますが、10年度については今のところ記憶がないわけでございます。現在もその辺の10年度についての行革の中での会議等も行っております。各課ともヒアリングを行っておりますので、今後当然所管の協議会の方へ10年度の分につきましても御報告

を申し上げたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） もうこれにとどめ置きますが、計画なんていうのは年度当初に出して、そしてそれぞれの時点で——もう8カ月たってるわけですから、常任委員会等が開かれたらその時点で計画の進捗状況を報告すると、これが当たり前であって、今ごろになって計画や方針を出すというふうなことについては、いかがかなというふうに思うんですよ。

やっぱり収税率が78%と。これは空港関連を除きますと大変悪い状況であるわけですから、入るを凶って出るを制する、こういう立場からもそういう冗費、浪費は削っていくという民主的、効率的な行財政改革の方針は、これはやっぱり年度ごとに当初につくって、議会側に示しもし、お互いに論議を開陳し合うと、こういうことがあるべき姿であろうというふうに思うんですよ。

のど元過ぎれば何とかやらで、ちょっとやっぱり心もとないですね。行政の姿勢、本当にいかがかと問いたくなるような、そういうふうな対応の仕方だというふうに思うんですが、その点もう一度腹を据えて、おくれるわけですから、いつまでに出すと、12月議会をめぐりにはっきりしたやつを出したい、これぐらいの答弁はしていただきたいなど。新公室長、申しわけありませんが、よろしく。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） ちぐはぐになって申しわけないんですけども、我々としては現在作業を行っておりますので、我々の目標といたしましては、12月前の総務に出したいなというふうに考えておりますが、作業の進捗状況等もございますので、一生懸命頑張ってその辺の目標までに近づけるように努力させていただきますので、よろしく願いいたします。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 上山君。

18番（上山 忠君） 二、三点ちょっとお聞きしたいと思うんですけど、9月議会でもお尋ねしたんですけども、経常収支比率103.5という形の結果になってきているわけです。当然ながらいろんなメスを入れるところはあると思うんですけども、総賃金の抑制、これも当然やっていかなければ

ならないと思うわけです。ちょっとお尋ねしたいんですけども、一時金の算定ベースの項目はどのような形になってるのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 一般職の職員の給与に関する条例の中で、期末手当、勤勉手当ということで率が決まっております。その分で現在は執行してるというのが実情でございます。

議長（巴里英一君） 上山君。

18番（上山 忠君） ちょっと僕も理解不足のところがあんですけども、一般の民間企業であれば基準内賃金という形で、一時金の算定ベースには本給とか家族手当とか通勤手当とか、そういうやつを入れる項目、それを基本のベースにして何カ月分というふうな形の一時金の算定をするわけです。公務員に対しては、条例でやると言われてるんですけども、ちょっと勉強不足でそこまで勉強してないんですけども、本給とか調整手当とか家族手当、そういうやつが入ってるんかどうか、その中に特殊勤務手当も入ってるんかどうか、再度お願いします。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 計算のベースは、本給と扶養手当と調整手当でございます。特殊勤務手当は入っておりません。

議長（巴里英一君） いいですか。

〔上山 忠君「はい、結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議案第6号 平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第6号、平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

平成10年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、61ページでございますけれども、歳入歳出それぞれ1億2,269万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ188億6,333万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に説明を申し上げます。71ページをお開き願います。一般管理費の工事請負費1,390万円でございますが、これは市役所の来客用駐車場が狭く、市民の皆様に変御迷惑をおかけしているため、庁舎側植え込み部分を撤去し、駐車場を拡幅することにより、少しでもスムーズに利用していただくことができるよう整備するための工事費でございます。

次に、73ページをお開き願います。母子衛生保健費の賃金176万3,000円でございますが、これは保健所の母子保健事業が移管されたことに伴い事務量がふえたことなどにより、看護婦等のアルバイト賃金が不足するため補正をするものでございます。

次に、74ページをお開き願います。溜池改修事業費の工事請負費350万円でございますが、これは去る6月の雨により増田池の堤体の一部が崩れたため、改修に要する経費でございます。

次に、75ページの道路新設改良費の工事請負費1,000万円でございますが、これは市道男里北線の施工に先立ち、文化財調査を行うための経費でございます。

引き続きまして、同ページ下段から76ページ上段にかけての都市計画調査費の委託料400万円でございますが、これは信達牧野地区に計画いたしております街区公園について、都市計画決定を行うための調査委託料

でございます。

次に、77ページをお開き願います。返還金の償還金利子及び割引料1,340万円でございますが、これは開発計画戸数の減少に伴うもの及び開発指導要綱の寄附金の還付事項に該当することにより、宅地開発者寄附金をそれぞれ返還するものでございます。

お手数でございますが、66ページにお戻りを願います。第2表で、債務負担行為補正といたしまして、市道男里北線用地取得事業の追加をお願いをいたしております。

また、地方債の変更につきましては67ページの第3表地方債補正に、歳入につきましては69ページから70ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——林君。

22番（林 治君） できるだけ簡潔にしておきたいと思うんですが、先ほど議案に直接かわりないということで、収入役からほんのちよるといふかさらりといふか、軽く済まされてしもたんで、今度は補正予算の中ですから正確にきちっとお答えいただきたい。

9月の22日ですか、預け入れの金額ね。ちょっと残ったものといろいろあったでしょう、残してるもの。今預け入れが総額幾らで、そのうち何ぼかというやつですね。実は、あのときにできたら資料でと言ったんですが、そのままでその資料を出していただけなかったんで、こういう要らん質問をせないかんようになってるんですが、何でしたら資料を後でいただけるんならさらりと言うてくれて結構ですけど。

議長（巴里英一君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） J A泉南市の公金預金の状況でございますが、地域福祉基金といたしまして1億円、公共施設整備基金として4,000万を過日の9月の22日に預金の預け先を変更いたしました。そのほかにJ Aに残っている分といたしましては、財産区関係並びに奨学育英基金等がございます。馬場財産区の会計の分で1,400万、奨学育英基金で180万と25万9,588円、新家大池財産区の関係で170万円、その他一般の分

といたしまして40万1,200円がございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） この前、たしか信達市場云々というふうなことをちょっと聞いたんですが、それはなかったんですか。課長の答弁の中にそういうふうにあったと思うんですが。

議長（巴里英一君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） 信達市場の分は、銀行の方に預金いたしております。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） J A 泉南市に対してこういう措置をとったわけですが、例えば今 J A 泉南の方への支払いはどの程度残ってるんですか。指名停止もしたでしょう。それで指名も停止した、預け入れも引き揚げたと。その支払いが残ってるはずなんです。どのくらい残ってるんですか。何か前月に払ってしまわないかん分が、いまだに払わんと残ってるとかいう話もちらっと聞いてるんですが。

議長（巴里英一君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） 支払いの関係につきましては、大きなものはないんですが、例えば肥料関係とか L P ガス代というような小さい物件が何件かございまして、その金額については私、現在把握いたしておりません。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） 収入役が把握してなくて、私はあれこれ言うつもりはないんですが、こういう措置したときに、一方でそういう厳しい措置しながら、支払いそのものを残してたらおかしいんで、そういったことも含めてきちっと対応すべきでないですか。厳しく切ってしまうばかりで、ほんまに冷たい仕打ちをしてるわけですが、当然また必要なこともあったでしょう。しかし、今の時期に私はやっぱり議会議員まで疑われていて――疑われるというよりか、實際上不良債権で J A の破綻を来す一因となりながら、一方で市の側でこういう措置をしていくと、支払いは支払いでそのままだと。支払いが残っておれば直ちにその支払いを対応するとか、これはどうですか。

議長（巴里英一君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） 支払いというのは、御存じのように請求が来て書類

をこしらえて、私どもの方では支払い日というのが決まっておりますので、次の支払い日には請求された分、支出命令書が出た分については、即刻支払いができるというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 林君。

22番（林 治君） その請求が来た分、支出命令書ができた分と、この一言、ここがちょっと引っかかるんですよね。請求が来た分について速やかに支払いの措置をとると。支出命令書ができてないから払えへんて、こんな理屈は、これは市の側の勝手な理屈でしょう。その辺について、請求が来てるのにほってあるというようなものはないですわな。これは確認しておきます。まず、請求がもう既に早くから来てるのにほってあるのかというものはないのかどうか。そして、支出命令書ができてないから払ってないと、それが当たり前のようなことに言うとやっぱりぐあいが悪いと思うんですよ。その点はどうですか。

議長（巴里英一君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） 支払いにつきましては、法律で支払遅延防止法というのがございますので、これについては、支払いは30日以内に支払うということになっておりますので、その法律に抵触しない範囲で支払うことにいたしております。

〔林 治君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかに。———島原君。

17番（島原正嗣君） 3点ばかりお伺いをしたいと思うんです。

1つは、総務費の関係の中で、駐車場を整備するためにということで何万円が挙げてくれてるんですが、その整備することによって何台あの前——今ですと正面玄関のところは両方向、庁舎の方と、それから道路沿いと両方にとめるようになってるんですが、これはだれが見ても、軽四と乗用車と区別してとめてる人もありますけれども、急ぎ市役所へ来て急にとめるという大型の自動車もありますし、もっと根本的な駐車場の改善というものをする必要があるのではないかなと思っておりますが、とりあえず当面の措置として玄関前の植木を取り除くと、こういうことですが、もっと具体的にお聞かせを願いたいなと思っております。

それと、72ページの訴訟費の関係ですが、これは弁護士費用としてしか書いてないわけでありましたが、どこの関係の費用なのか、お聞かせをい

ただきたい。

それと、公園問題で牧野公園ということの御指摘があったわけですが、これは前々からちょっと話題になっておるわけですが、この公園の——これは調査費でありますから具体的にまだその骨格ができておりませんが、私らは牧野地区ではありませんので十分わかりませんが、地図も図面も全然ないわけですが、今後どのような公園にしていくのか。この公園は、聞くところによりますと競売にかかったところの関係の公園用地やと、従来は工場用地であったと、こういうことですが、この買収価格は一体——もちろん鑑定士を入れての価格決定をしてると思いますが、そこらあたりの関係をひとつお聞かせ願いたい。

それと、牧野公園とか、公園をつくることは、私は大変結構なことだと思います。例えば、西信達を1つ見ましても、岡田の方にはこれらしき公園も1つありません。災害が発生しても逃げる場所も小学校しかないというような状況、中学校にもありますけれども、地域に公園がないのは、恐らく私は岡田の方だけではないかなと、西信達だけではないかなというふうに思うわけですが、この公園問題についての市の政策として、位置づけとして、ないところにはどういう年次計画を立てて実施してくれるのか、ひとつその点についても見解をお伺いをいたしたいと思います。

議長（巴里英一君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 駐車場の整備と訴訟の質問につきまして、お答え申し上げます。

今現在、庁舎前の来客用の駐車場につきましては、本庁舎側の方の駐車区画につきましては、軽四のタイプの駐車スペースになっておりまして、これが26台ございます。反対側の道路側の方につきましては普通車用になっておりまして、これが28台ございます。それと別館で普通車20台と軽四1台、身障者用が1台の計76台がございます。今度、庁舎側の方の植え込み部分を取りまして、すべて普通車用の駐車スペースに行います。

それと、今現在、庁舎側は軽四タイプになっておりまして、普通車をとめますとどうしても通路側の方に出ますので、通路がどないしても狭くなるという現象が起こっております。それらを解消するために、庁舎側の方の植え込み部分を取って普通車タイプにして、通路を広くとるという考えで行っております。

それで、整備後は普通車 54 台、身障者用を 2 台ふやします。それで、別館の方が普通車 20 台と軽四 1 台、身障者 1 台で、合計で 78 台。普通車用が 74 台で軽四が 1 台で身障者用が 3 台になります。

続きまして、訴訟の問題でございますが、これにつきましては、平成 9 年 7 月 7 日に守秘義務違反があったとして懲戒処分を求める異議申し立てが出されまして、それに対する市の意見として却下決定をしまして、それを不服として提訴されたものでございます。これにつきましては、平成 9 年 10 月 28 日に市が勝訴しております。その後、高裁の方に控訴されましたが、平成 10 年 6 月 25 日に却下決定されております。その勝訴につきます弁護士への謝金ということでございます。

以上です。

議長（巴里英一君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） 島原議員さんの御質問にお答えいたします。

都市計画調査費の 400 万円ですけども、これは都市計画決定をするための調査でございます。

そして、公園の整備基準でございますけども、誘致距離 250 メートルの範囲で居住する方の公園を整備するものでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 駐車場整備の内容で 1 つ漏れておりましたので、御答弁申し上げます。

この駐車場整備に伴いまして、今現在駐輪場がございませんので、約 10 台程度ですけども、それもあわせて整備するようになっております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17 番（島原正嗣君） 時間の関係もあるようですから、できるだけ簡潔にお伺いしますが、1 つは駐車場の整備によって 76 台から 78 台と、こういことですが、結局 2 台ふえると。単純計算ですが、こうなるわけですね。問題はフェニックスというんか、あの植木を取りますと、入ってくる側、それから出ていく側、これもちょっと気をつけてもらうようにしないと、現在木を植えてますから、そんなにぶつかり合いもないと思いますけ

れども、最近はお年寄りの方の運転も多いし、私らみたいに何十年も運転免許を持ってますとスムーズに行く場合もあるわけですが、場合によってはなかなかようはめないという場合もあります。

したがって、もっと玄関の出入り口を明確にしておかないと、場合によったら出口から入ってくる人もありますし、入り口から出ていく人もありますし、そこらあたりはきちっと整理していただくようお願いをしたいと思います。いずれにしても根本的に駐車場を何か考えてもらわないと、2台だけでは、失礼ですけれども、どうもこうもならんのではないかと。特に土・日も来ますし、普通の日も急いで住民票を取りに来たりする人もありますから、一時的に重なってしまいますから、何とか最善の方法を考えてほしいな。これは要望にかえておきます。

それと、牧野公園のやつは、ちょっとわかったようで、頭が悪いからわかりません。もともと生まれも育ちも頭の悪い方ですから、単純明快に答えられましても理解はできないわけでありましたが、250メートルと言うただけで、何が250メートルなんかなど。公園の種類は、いわゆる公園法に基づくどの部分に位置づけられるのか。これが1点です。

もう1つ、私の聞いているのは、その用地はどういう買い方をしたのか、どういう買い方をするのか、それも含めて御答弁をいただきたいし、その公園の性格なり位置づけというものをもっと明確にお答えをいただきたい。

それと、私の聞いているのは、皆さんから見れば私は頼りない議員ですが、ここにもほかに3人おるわけですが、岡田、西信達地区に1つも公園らしい公園がないと、こういうことになってるわけですね。人口にしたらもう6,000人からおると。そういう意味でも私は西信に対しても岡田に対しても、一応公園という計画は立ててもらわないと非常に困りますよ。そういう意味で、このことについても御答弁をいただきたい。特に山内部長は岡田出身でございますから、岡田のことまでなかなか配慮できないと思いますけれども、全市民を公平にひとつよろしくをお願いをしたいなと思います。余談なことでございますけれども、御答弁をいただきたい。

議長（巴里英一君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 牧野公園の件でございますが、この公園については街区公園を計画しておるものでございまして、250メートルといえますのは、近隣の付近の市街地のために供する範囲内、利用いただける範囲

内の公園の設定でございます、現在予定しております地域につきましては工場の跡地でございます、約2,700平米でございます。要件といたしましては2,500平米以上の要件を満たしているところでございます。近くに信達の保育所とか信達の幼稚園などございまして、街区としての公園としては適当な場所ではないかなというふうに思っております。

また、泉南市の都市公園につきましては、71カ所ございまして、計画決定しているところもございしますが、現在の市内の1人当たりの公園につきましては2.2平米でございます、府の4.4平米の約半分でございますので、今後とも鋭意、街区公園を中心とした公園の計画については進めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、西信達地域については、なるほど街区にあるような公園はございませんが、りんくうタウンに隣接した南浜公園等もございしますので、今後鋭意、公園の整備については努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 公園というのは、やはりその公園の中に木があり、あるいはベンチがあり、子供たちにしろお年寄りにしろ、一服してみたいなど、そういう人生のいわばよりどころでもあります。だから、私が最初に申し上げましたように、公園をつくることは決して悪いことではありませんけれども、せっかく大きなお金を入れて投資するわけでありますから、もっと地域の方々に喜ばれるような、親しまれるような、あるいは将来性のあるような、そういう公園にしてほしいなあという思いを持っております。

ところで、西信達、岡田のことですが、府に1個あるじゃないかというふうに部長は自慢げにおっしゃるけれども、あれは何も泉南市が——要望はしてくれたかもわかりませんが、汗を流して、血を流してまでつくったと私は聞いた覚えもありません。ただ、空港の関連事業として、行くといったら車で私はあの狭いところよう運転しません。もっと公園なら公園らしく、岡田の漁港のところを含んで道の整備等もしてほしいなと思うんですが、いずれにしてもあれは私たちは、地元に与えられた公園であっても大阪府の施設だというふうに思っておりますし、もっとまちの中心に、先ほど申し上げましたように、災害や震災があってもそこで避難できるよ

うな、西信達にも公園を——あなたが、山内部長が事業部長のうちにぜひ調査費を組んで計画を立てて、来年でも実施できるようにひとつお願いをしたいなと思うんですが、あなたには今のところ全然そんな、地元のことで胸いっぱい、頭いっぱいということで、そうかなと思うんですが、そこらあたりをひとつ御答弁願って、これで終わりとします。

議長（巴里英一君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 以前にも議会の方に、各地域には1カ所程度の街区公園の設置、これはお約束しているところでございますので、今後とも十分に適当な場所——用地を確保するのが一番でございますけども、これについては努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（巴里英一君） ほかに。————小山君、時間がございませんので簡潔に。小山君。

2番（小山広明君） 駐車場の問題だけについてちょっと、質疑があったので私の意見を先に申し上げときまして、答弁は一度で結構でございます。

私は、前のでこぼこの石に車が当たってということで、あっちを思ったんですが、何か庁舎側を改造するというので、建物に車がへんぱりつくような、今整備してないからあれは要らないように見えるけど、あそこはやっぱり緑の空間ですからね。きちっとこちらは軽四だけとまって、あっちに普通車がとまれば十分あくんですが、こちらに乗用車がとまり、あっちも普通乗用車がとまるから狭くなると思うんで、今回は両方に普通車をとめるということですが、私自身は軽四に乗っております、これからどんどん公害、環境問題にもなったときに、やはり小さな車に乗ることになるわけで、そういうことを奨励する意味でも、やはりきちっと現在ある、軽を庁舎側にとめて、庁舎の周りに緑があることも大事ですし、夏場暑いからみんなもエンジン切らずにクーラーをかけたまま長時間とめとると思います。そうすると、まともに事務所の方に排気ガスが入ってくる構造になりますね。

そういうあり方はやっぱり問題なんで、予算を上げておりますけども、僕はできたら前の石を取って、もっと開放的な市役所の雰囲気をつくるのと、今普通車がとまるんでもやっぱり狭いですからね。もう少し余裕をもって、後ろへ行ってもでこんとした石に当たらないように、そういうこと

をぜひ考えてもらいたい。ただでさえ緑がないのに、緑を取って、そこを普通車をとめるようにするというのはいかがなものかなと思うので、そういう点も含めて、こちらの後ろの職員の駐車場も含めてやっぱり考えないと私はだめなんじゃないかなと思いますね。余りにも緑が少ない。せっかく予算を上げておりますけど、その辺から含めて考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうかね。

答弁は1回で結構ですから、そのことも意見を踏まえて検討しますで結構ですから、やってください。

議長（巴里英一君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 今の質問の道路側の方の石の植え込み部分があるんですけども、あれは道路事業として行った事業でありまして、今考えておりますのは、今おっしゃるようによく石に打ってるということは、事実把握しております。あそこに車どめを設置して、石に当たらないように整備をする計画をしております。今現在はですね。今回の整備の内容の中にも入っております。

それと、もう1つは、職員駐車場の問題があると思うんですけども、今現在職員の駐車場につきましては、駐車場問題の検討委員会の方で有料化も含めて別の箇所に全部持っていくということで検討しております。できるだけ早い時期にこの回答を出したいと思っております。そうすれば、お客さん、来客者が庁舎の前でとめられますけども、その後ろの方も、庁舎の裏側の方も全部とめられるようになりますので、そういった中で、以前は築山があったんですけども、緑のことも考えてそれらを計画していきたいなというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議員提出議案第23号 大阪府「財政再建プログラ

ム（素案）」の再検討を求める決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13番（和気 豊君） 案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。時間の関係で少し早口になってお聞き苦しいと思いますが、よろしく願いいたします。

大阪府「財政再建プログラム（素案）」の再検討を求める決議（案）

府の「財政再建プログラム（素案）」は、1999年度から2008年度までの向こう10年間、府民と市町村に犠牲を押しつけようとするものである。

横山府政は、これまでも11月から実施されようとしている老人医療費助成制度の大改悪など府民に犠牲を強行してきた。今回の「素案」は、これをさらにすすめ、府民本位の府独自施策の医療、福祉、教育、市町村への補助等、全てを削減の対象にしている。これは、ただでさえ不況下で苦しむ府民生活に重大な打撃を与え、消費不況に拍車をかけることになる。

また、平成2年度と平成9年度を比較すると、税収は約2割も減少しているにもかかわらず、大型公共工事は逆に増加しそのために府債残高は、約2.5倍にも達しており、財政危機を引き起こした一因となっていることは明白である。

さらに、大阪府市長会においても「財政再建プログラム（素案）」に示された各種補助制度の見直しは、単に府の負担を市町村に転嫁させるだけのものである。」と意見を述べている。

よって、本市議会は地方自治体の本旨である住民の安全、健康、福祉を保持する立場から府民的な徹底審議と再検討を強く求める。

以上、決議する。

平成10年11月2日

泉南市議会

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第23号は、原案のとおり可とすることに決しました。

ただいま可決されました決議書につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一任願いたいと思います。

以上をもって、本日の日程は全部終了し、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。長時間にわたり皆さん方の慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、平成10年第1回泉南市議会臨時会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後11時43分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員

島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員

西 浦 修